



## 関西圏域における新型コロナウイルス感染症への対応等について

(第8回 関西広域連合 新型コロナウイルス感染症対策本部会議)

令和2年8月27日

広域防災局

### 【議事】

- ・ 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況等について
- ・ 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等について
- ・ 「関西・クラスター撲滅宣言(案)」について
- ・ 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて(案)」について

### [資料]

- 別添1-1 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況
- 別添1-2 緊急事態宣言解除後の関西府県の対処方針
- 別添1-3 構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況
- 別添2 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等
- 別添3 全国知事会緊急提言等
- 別添4 「関西・クラスター撲滅宣言(案)」
- 別添5 「新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて(案)」



## 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の発生状況

## 1. 感染者の現状

8月23日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%	
感染患者数	384 (284)	1,306 (946)	7,720 (5,933)	2,105 (1,406)	482 (390)	225 (162)	22 (19)	106 (101)	12,350 (9,241)	100	
全療養者	104	259 ※1	1751 ※2	278	137	37	6	57	2,629	21.3	
内訳	入院	重症	4	2	66	13	2		1	88	0.7
		中等症・ 軽症・無 症状	88	121	498	212	96	37	6	53	1,111
	自宅療養	2	63	572						637	5.2
	宿泊療養	10	31	190	53	39			3	326	2.6
退院	276	1,026	5,840	1,778	342	184	16	46	9,508	77.0	
死亡	4	21	129	49	3	4		3	213	1.7	

※1 調整中 42 名を含む

( ) 6月16日以降の新規感染者

※2 調整中 425 名を含む

## 2. 感染経路（6月16日以降）

8月23日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
飲食店・飲み会	11	192	45	84	121	30	3	1	487	5.3
家族	39	176		166	49	40		9	479	5.2
医療施設	41	38	162	12	4	1		2	260	2.8
社会福祉施設	46	24	251	52	9	1		30	413	4.5
学校	15	16	36	22	63	3		2	157	1.7
製造・物流事業所		7		7	10	3			27	0.3
職場（上記以外）	10	37		102	31	12	2	26	220	2.4
濃厚接触者等（上記以外）	81	76	1,824	259	20	58	7	7	2,332	25.2
感染経路不明（調査中含む）	41	380	3,615	702	83	14	7	24	4,866	52.6
合計	284	946	5,933	1,406	390	162	19	101	9,241	100

※6月16日とは、それまで0～2人で推移していた感染者数が、この日以降継続的な増加が見られるようになった日

## 参考（6月15日まで）

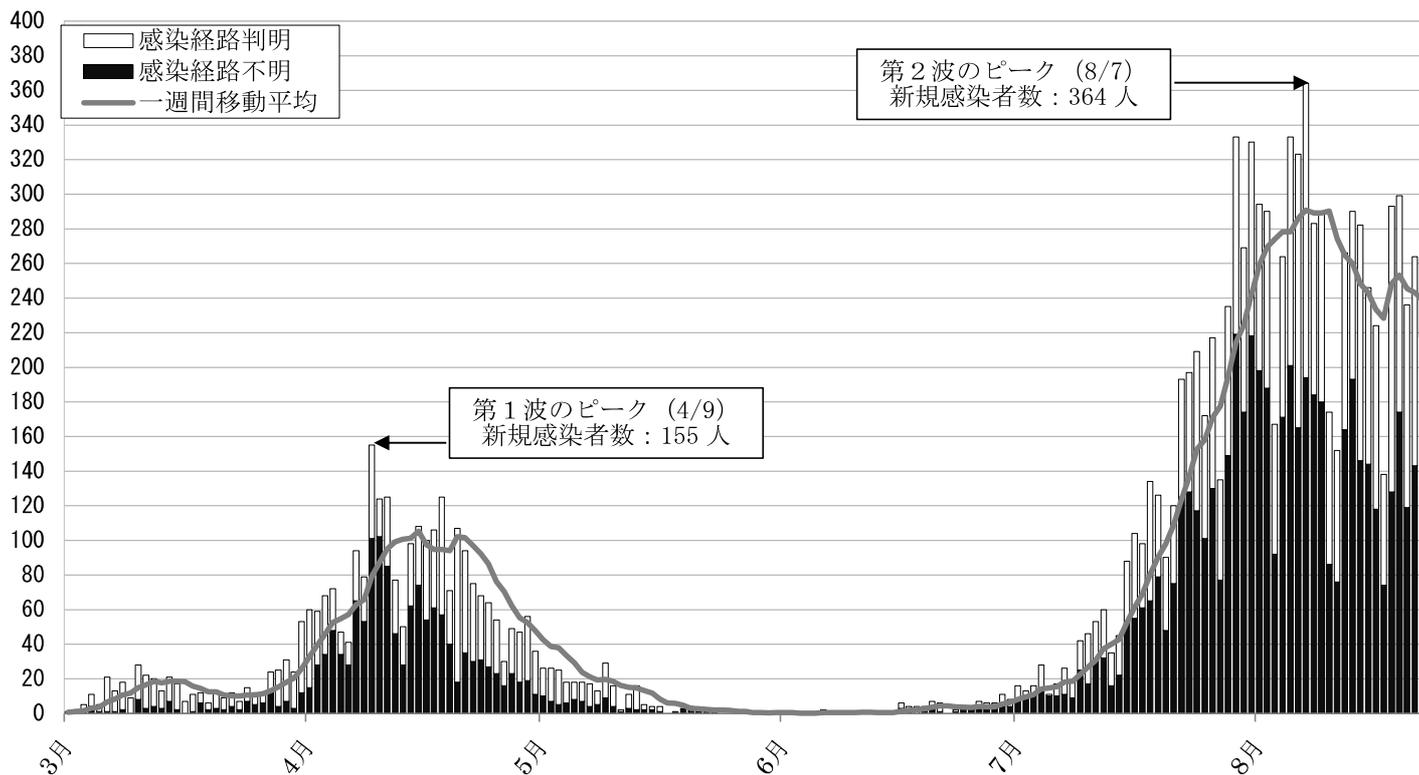
6月16日0:00時点

区分	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県	奈良県	和歌山県	鳥取県	徳島県	計	%
ライブハウス		4	71	13	4	1			93	3.0
医療施設		39	284	100		11			434	14.0
幼児教育施設				8					8	0.3
高齢者施設		19		58		5			82	2.6
クルーズ船		1			2	1		1	5	0.2
大学懇親会	1	23	8			1		2	35	1.1
海外渡航者	4	12	22	26	6				70	2.2
濃厚接触者等	65	152	507	332	66	39	1	2	1,164	37.4
感染経路不明	30	110	895	162	14	5	2		1,218	39.2
合計	100	360	1,787	699	92	63	3	5	3,109	100

### 3. 関西圏域における新型コロナウイルス感染症の新規患者数の推移

(人)

8月23日0:00時点



(構成府県の公表資料より集計)

### 4. 関西圏域におけるステージ判断指標の状況

8月23日0:00時点

府県	人口 (千人)	医療提供体制				療養者数 (対人口 10万人)	監視体制		感染状況		
		全体病床		重症病床			直近1週間の PCR検査 陽性率	PCR検査 件数の前 週比	直近1週間の 感染者数 (対人口10 万人)	感染者数 の前週比	直近1週間の 感染経路不 明者の割合
		現時点確 保病床使 用率	最大確保 病床使用 率	現時点確 保病床使 用率	最大確保 病床使用 率						
滋賀県	1,414	52.6%	20.4%	11.1%	5.6%	7.4	6.5%	0.6	3.7	1.1	13.2%
京都府	2,583	24.8%	23.9%	2.3%	2.3%	10.0	6.1%	1.3	7.5	1.3	37.3%
大阪府	8,809	44.9%	34.9%	35.1%	30.7%	19.9	6.9%	1.0	11.6	0.9	55.3%
兵庫県	5,466	34.5%	34.5%	11.8%	10.8%	5.1	6.9%	1.0	4.4	0.9	52.1%
奈良県	1,330	21.0%	19.6%	8.0%	8.0%	10.3	13.3%	0.8	8.5	1.8	20.4%
和歌山県	925	17.4%	9.3%	0%	0%	4.0	3.3%	2.0	3.4	1.6	6.5%
鳥取県	556	1.9%	1.9%	0%	0%	1.1	0.2%	1.1	0.2	0.0	100.0%
徳島県	728	27.0%	27.0%	4%	4%	7.8	1.5%	1.2	2.2	0.5	43.8%
関西計	21,811	31.8%	25.8%	16.4%	14.0%	12.1	6.5%	1.0	7.7	1.0	48.1%

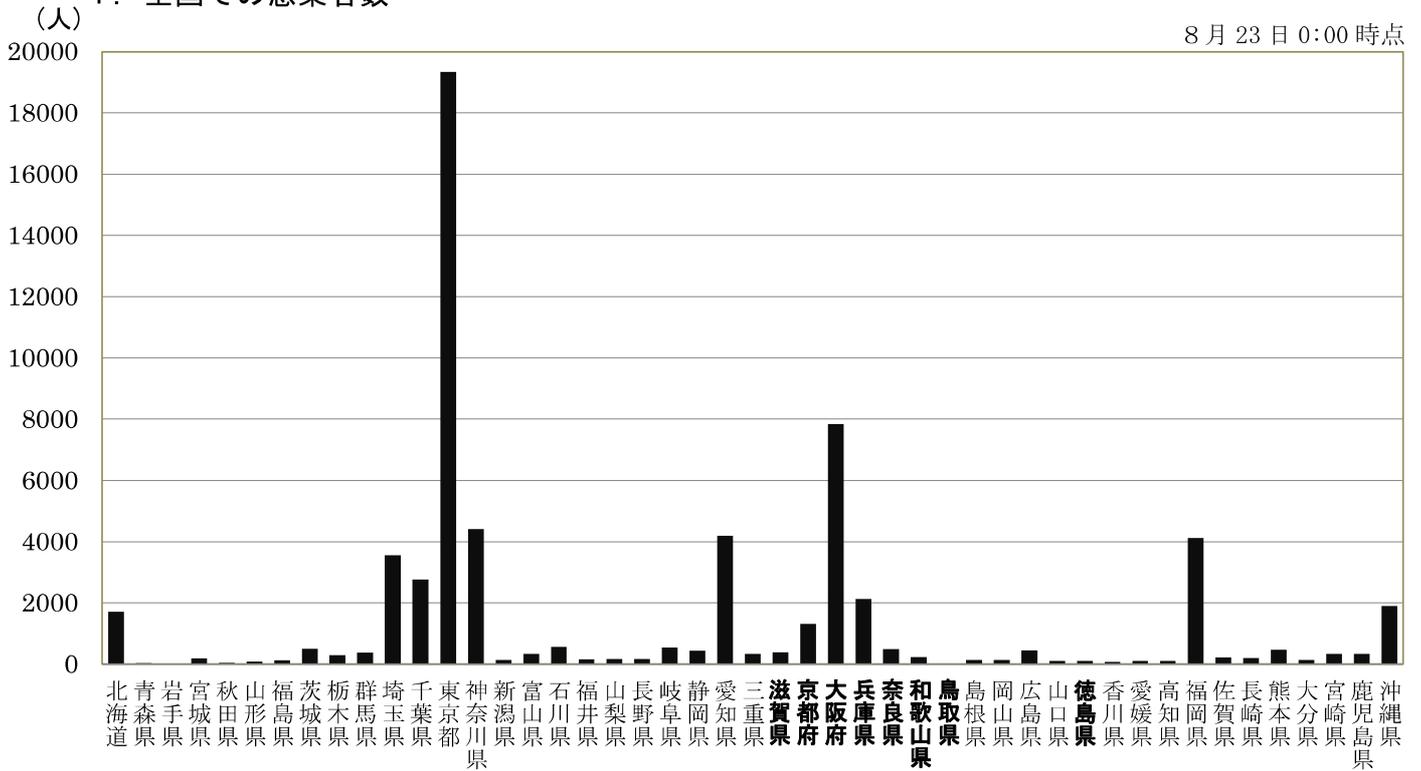
<ステージ判断基準>

ステージⅢ(感染急増)	25%以上	20%以上	25%以上	20%以上	15人以上	10%	—	15人以上	1倍超	50%
ステージⅣ(感染爆発)	50%以上	50%以上	50%以上	50%以上	25人以上	10%	—	25人以上	1倍超	50%

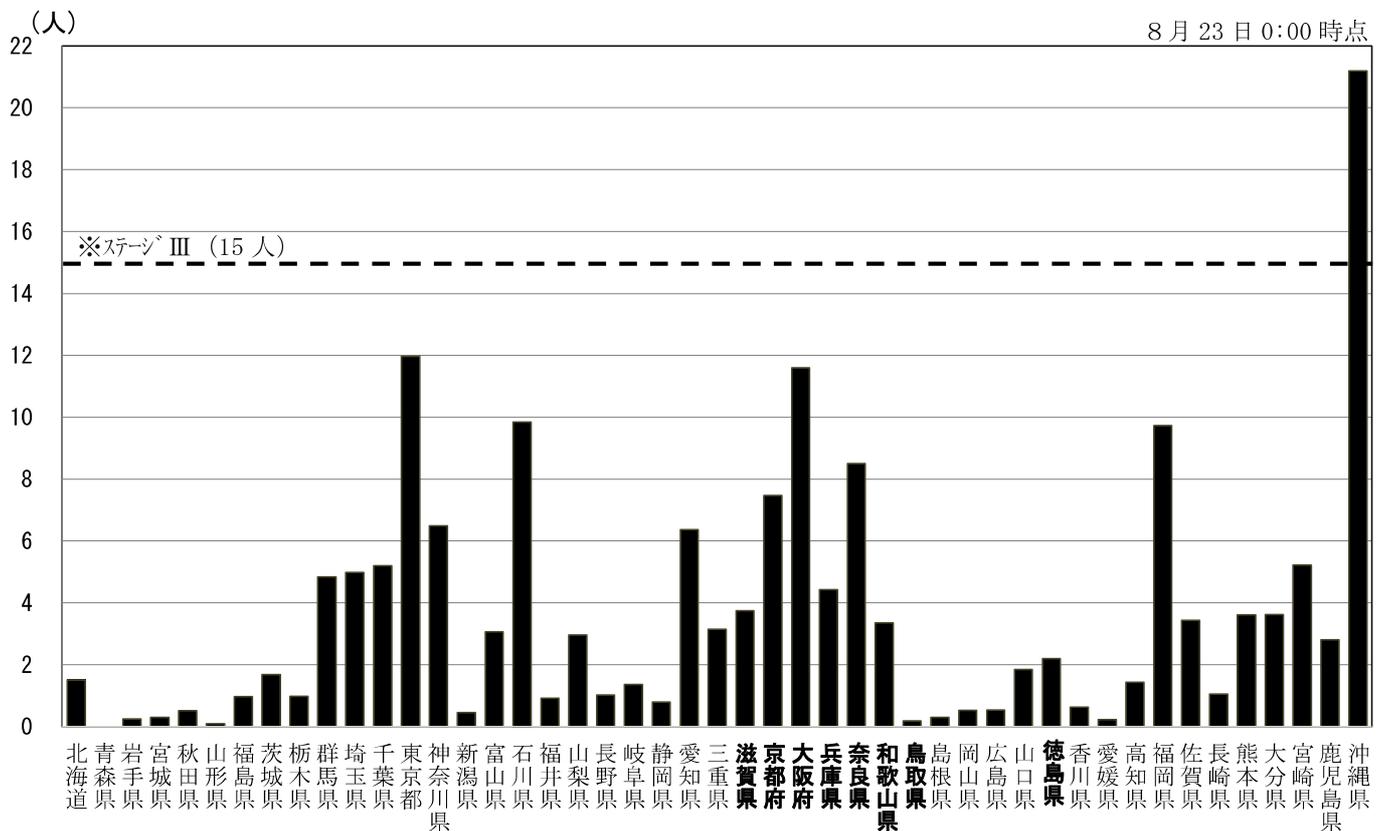
※ステージは、ステージⅠ(感染ゼロ・散発)、ステージⅡ(感染漸増)を合わせた4段階  
(出所) 令和2年8月7日 政府新型コロナウイルス感染症対策分科会 第5回資料

(参考) 全国の都道府県における新型コロナウイルス感染症の発生状況

1. 全国での感染者数



2. 人口10万人に対する1週間の感染者数(8/16~8/22)



※政府新型コロナウイルス感染症対策分科会 感染状況4ステージ

(NHK 報道資料より集計)



緊急事態宣言解除後の関西府県の対処方針（8月23日時点）

府県	自粛要請・解除の判断基準	府県民への要請	事業者への要請	その他																				
滋賀県	<p>・客観的指標により、3段階のステージを設定し、社会経済活動の再開、感染者が再度増えてきた際の対策強化を判断 7月17日警戒ステージに移行 &lt;基準&gt;（5月18日決定）</p> <table border="1" data-bbox="181 327 1169 522"> <thead> <tr> <th>判断指標</th> <th>特別警戒ステージ</th> <th>警戒ステージ</th> <th>注意ステージ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大阪府・京都府の緊急事態宣言</td> <td>—</td> <td>大阪府または京都府に発令</td> <td>大阪府・京都府に発令されていない</td> </tr> <tr> <td>感染経路不明感染者</td> <td>7日間に複数</td> <td>7日間に1名まで</td> <td>14日間連続ゼロ</td> </tr> <tr> <td>入院患者受入病床稼働率</td> <td>60%以上</td> <td>30%以上</td> <td>30%未満</td> </tr> <tr> <td>人工呼吸器等稼働率</td> <td>60%以上</td> <td>30%以上</td> <td>30%未満</td> </tr> </tbody> </table> <p>判断指標のうち、どれか1つでも満たすものがあれば、より悪いステージにあると判断する。ただし、参考指標の状況も鑑みて、ステージの判断は柔軟に行うものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・近畿及び近隣府県での緊急事態宣言の発令</li> <li>・県内の実効再生産数・濃厚接触者を除くPCR検査陽性率</li> <li>・K値</li> <li>・クラスターの発生（7日間）</li> </ul>	判断指標	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ	大阪府・京都府の緊急事態宣言	—	大阪府または京都府に発令	大阪府・京都府に発令されていない	感染経路不明感染者	7日間に複数	7日間に1名まで	14日間連続ゼロ	入院患者受入病床稼働率	60%以上	30%以上	30%未満	人工呼吸器等稼働率	60%以上	30%以上	30%未満	<p>&lt;感染対策の徹底&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手洗いの励行、マスクの着用、3つの密の回避など、基本的な感染対策の徹底。特に高齢者と接する機会のある方は格段の注意</li> <li>○免疫力を保ち、高める生活習慣の実践（休養・適度な運動・ストレスをためない等）</li> <li>○感染者が多数確認されている大都市等への外出は慎重に検討</li> <li>○マスクをつけない状態での大声での会話を避けるなど、自らの感染対策も徹底したうえで施設を利用。利用する施設の感染防止策をしっかりと確認し、対策がとられていない施設は利用を回避</li> <li>○体調に違和感がある場合は、自宅で休養し、人との接触を回避。症状がなくても、感染を広める可能性があることを意識した行動</li> <li>○会食や飲み会、共同生活の場での感染対策の一層の徹底。特に集団での行動時に注意</li> <li>○新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」、接触確認アプリ「COCOA」の活用</li> </ul>	<p>&lt;施設・事業所における感染防止策の徹底&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○業種別感染拡大予防ガイドラインに基づく感染防止策の徹底。利用者にも感染防止策への協力を依頼</li> <li>○新型コロナウイルス感染拡大防止システム「もしサボ滋賀」の導入と「感染予防対策実施宣言書」の掲示</li> <li>○テレワーク・時差出勤の推進</li> </ul> <p>&lt;イベント開催自粛の考え方&gt;</p> <p>収容率と人数上限で小さい方を目安 屋内5,000人（収容率50%以内） 屋外5,000人（十分な間隔を確保）</p> <p>&lt;大規模イベントにおける感染防止策の事前相談&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○全国的な移動を伴うイベントや参加者が1,000人を超えるイベントを開催予定の場合の県新型コロナウイルス対策相談コールセンターへの相談</li> </ul>	
判断指標	特別警戒ステージ	警戒ステージ	注意ステージ																					
大阪府・京都府の緊急事態宣言	—	大阪府または京都府に発令	大阪府・京都府に発令されていない																					
感染経路不明感染者	7日間に複数	7日間に1名まで	14日間連続ゼロ																					
入院患者受入病床稼働率	60%以上	30%以上	30%未満																					
人工呼吸器等稼働率	60%以上	30%以上	30%未満																					
京都府	<p>新型コロナウイルス感染症におけるモニタリング指標 &lt;基本的な考え方&gt; 医療・検査体制の充実や、感染拡大予防の取組の進展等の状況変化を踏まえ、実際の感染の発生状況に応じた、よりきめ細やかな対応を図るため、基準を設定。 &lt;現状&gt; 7月31日特別警戒基準に到達 &lt;基準&gt;（7月8日見直し）</p> <table border="1" data-bbox="181 1014 1205 1465"> <thead> <tr> <th></th> <th>注意喚起基準</th> <th>警戒基準</th> <th>特別警戒基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>指標</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者2名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者1名以上（直近7日間の移動平均値）</li> </ul> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者5名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者2名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率20%</li> </ul> <p>※国が示した社会への協力要請を行うべき基準（新規陽性者10名以上）を超える場合などは、対策を強化</p> </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者20名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率40%</li> </ul> <p>※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断（緊急事態宣言発令時等）</p> </td> </tr> <tr> <td>対策</td> <td>—</td> <td>専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断</td> <td>同左に加え、近隣府県とも連携</td> </tr> </tbody> </table> <p>・感染の拡大の兆候を早期に把握し、府民、事業者等に幅広く注意喚起</p> <p>・基準の運用に当たっては、新規陽性者数が前週より増加傾向にあるか（前週増加比1以上）や、PCR検査の陽性率（7日間移動平均）を併せてモニタリングする。</p> <p>・基準に該当した場合には、専門家の意見を聴取の上、感染経路、感染地域、PCR検査の状況、医療体制の状況等を勘案し、対策内容を総合的に判断する。</p> <p>・基準該当後も、状況を継続的にモニタリングし、状況に応じたきめ細やかな対応を図る。</p> <p>&lt;重点ターゲット&gt;（7月31日） 感染拡大防止と社会経済活動両立を図るための3つの重点ターゲット</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①安心して飲食店を利用する。</li> <li>②重症化リスクのある方の感染を防ぐ。</li> <li>③大学生が安心して学生生活を送る。</li> </ol>		注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準	指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者2名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者1名以上（直近7日間の移動平均値）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者5名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者2名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率20%</li> </ul> <p>※国が示した社会への協力要請を行うべき基準（新規陽性者10名以上）を超える場合などは、対策を強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者20名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率40%</li> </ul> <p>※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断（緊急事態宣言発令時等）</p>	対策	—	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携	<p>&lt;日常生活における感染拡大防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いの3つの基本、「3密」（密集、密接、密閉）の回避など、「新しい生活様式」を徹底</li> <li>○発熱や咳、のどの違和感や味覚・嗅覚の異常がある場合は、外出を控える。</li> </ul> <p>&lt;飲食店利用者への要請&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 大人数の宴会や飲み会は控える。</li> <li>② 宴会や飲み会の時間は概ね2時間以内とし、深夜の利用を控える。</li> <li>③ 3密の環境を徹底して避けるとともに、大声での会話や歌唱、回し飲みをしないなど</li> <li>④ 接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店のうち、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない店舗の利用は自粛</li> <li>⑤ 国の接触確認アプリや、京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス（こことろ）、京都市の新型コロナウイルスあんしん追跡サービスの活用を徹底</li> </ol>	<p>&lt;事業所等における感染拡大防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○在宅勤務、テレワーク、分散出勤、サテライトオフィスなど、感染拡大を予防する新しい働き方を推進</li> <li>○従業員の飲食機会における感染予防の徹底</li> </ul> <p>&lt;イベント開催時の感染拡大防止&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○コンサート、展示会等は、8月末まで5,000人以下を目安とし、屋内は収容定員の半分程度以内、屋外は人と人の距離を2m確保</li> <li>○お祭り、花火大会、野外フェスティバル等は、全国的又は広域的、参加者の把握が困難なものは中止を含めて慎重に検討</li> </ul> <p>&lt;飲食店における感染拡大防止対策&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① ガイドライン遵守の徹底 <ul style="list-style-type: none"> <li>・風営法に基づく立入調査、感染症法・食品衛生法・建築物衛生法に基づく店舗立入等の機会を活用したガイドライン遵守の啓発</li> <li>・対策チームによるクラスター発生店舗や施設等への現地調査、ガイドラインの徹底指導</li> <li>・クラスター等感染者が発生し、感染経路の追跡が困難な場合等には、感染拡大防止の観点から店舗名を公表</li> </ul> </li> <li>② 緊急連絡サービス「こことろ」や「あんしん追跡サービス」の活用拡大 <ul style="list-style-type: none"> <li>・業界団体を通じた飲食店等の登録の徹底</li> <li>・各店舗への啓発資材、チラシ等の配布</li> <li>・来店時やチェックイン時の登録呼び掛け</li> </ul> </li> <li>③ ガイドライン推進京都会議による取組の推進 <ul style="list-style-type: none"> <li>・経済団体を通じたステッカー掲示の徹底</li> <li>・対策チームによる啓発、対策不備店舗等への立入調査</li> </ul> </li> </ol>	<p>&lt;大学生における感染拡大防止&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 学生生活における注意事項 <ul style="list-style-type: none"> <li>・後期授業開始の概ね2週間前から体調確認をした上で、登校すること</li> <li>・食堂や喫茶室など、学内の感染拡大防止対策の徹底</li> <li>・課外活動では、感染拡大防止の責任者を決め、マニュアルを遵守</li> <li>・日常生活においても徹底して3密を避け、飲み会等は、少人数、2時間以内とし、深夜の利用を控え、大声を出す行為をしないこと等を徹底</li> <li>・「こことろ」等への登録、立ち寄り先でのチェックインをルール化</li> </ul> </li> <li>② 大学再開ガイドラインの見直し等 <ul style="list-style-type: none"> <li>・①の注意事項を含め、「大学再開ガイドライン」を改定し、各大学のマニュアル等を改定</li> <li>・後期再開に向け、専門家による新しい生活様式の啓発動画を作成し、全学生にガイダンス等を実施</li> <li>・各大学から緊急メール等により、全学生へ感染防止の一斉注意喚起</li> </ul> </li> </ol> <p>&lt;重症化リスクのある方の感染防止&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 施設における面会の自粛要請 医療機関、社会福祉施設等への面会等を自粛し、リモート面会などICTを活用</li> <li>② 社会福祉施設等職員に対する研修 感染防止対応DVD等を活用した職員研修の実施など、厳重な感染防止策を徹底</li> <li>③ 高齢者、基礎疾患のある方等は、人混みや感染多発地域への外出は極力控える。 無症状が多い若年層は、高齢者等に会う場合は、特に慎重に行動する。</li> </ol>								
	注意喚起基準	警戒基準	特別警戒基準																					
指標	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者2名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者1名以上（直近7日間の移動平均値）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者5名以上かつ</li> <li>・感染経路不明者2名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率20%</li> </ul> <p>※国が示した社会への協力要請を行うべき基準（新規陽性者10名以上）を超える場合などは、対策を強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新規陽性者20名以上又は</li> <li>・重症者病床使用率40%</li> </ul> <p>※国とも調整の上、全国状況も踏まえて対策を判断（緊急事態宣言発令時等）</p>																					
対策	—	専門家の意見も聴取し、対策を総合的に判断	同左に加え、近隣府県とも連携																					



府県	自粛要請・解除の判断基準					府県民への要請		事業主への要請		その他																																		
大阪府	<p><b>大阪モデル</b>  <b>&lt;基本的考え方&gt;</b>            ○ 感染拡大状況を判断するため、府独自に指標を設定し、日々モニタリング・見える化。            ○ 各指標について、「感染拡大の兆候」と「感染の収束状況」を判断するための基準を設定し、各基準の状況に応じて、府民に周知する。  <b>&lt;モニタリング指標と基準、信号の点灯・消灯基準の考え方&gt;</b>            ○ 「非常事態（赤色）」の指標を新たに設定し、想定病床を上回る感染拡大の恐れが生じていることを府民に周知する。            ○ 感染発生状況については各指標を日々モニタリング・見える化し、「警戒（黄色）」の発動の有無にかかわらず、発生状況に応じて病床確保などの取組みを迅速にすすめる。            ○ 「警戒（黄色）」が点灯しない場合でも、感染発生状況に応じて、府民への注意喚起を行う。            ○ 非常事態等の解除においては、感染収束が見られることから、一定期間「解除（緑色）」を点灯させた後、消灯させる。  <b>&lt;現状&gt;</b> 7月12日府民に対する警戒の基準に到達  <b>&lt;基準&gt;</b>（7月3日見直し）</p>					<p><b>&lt;府民へのよびかけ&gt;</b>            エアロステージ（警戒）の対応方針に基づく要請            〔区域〕大阪府全域            〔期間〕8月21日～8月31日            〔実施内容〕特措法第24条第9項に基づく            ○以下の方は、感染リスクの高い環境を避け、少しでも症状が有る場合、早めに検査を受診する。            1 高齢者の方            2 高齢者と日常的に接する家族            3 高齢者施設・医療機関等の職員            ○5人以上の宴会・飲み会は控える。            ○3密で唾液が飛び交う環境を避ける。            ○業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）していないバー、クラブ、キャバクラ、ホストクラブ等の夜の街のお店の利用を自粛            ○重症化や死亡リスクの高い高齢者、基礎疾患のある方及びその家族は、感染リスクの高い環境の施設（上記の店舗等）を避ける。</p>		<p><b>&lt;イベントの開催（府主共催を含む）&gt;</b>            ・業種別ガイドラインの遵守を徹底、国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、又は名簿作成などの追跡対策の徹底を要請            ・開催規模の目安            〔参加人数の上限〕            屋内・屋外：5,000人以下            〔収容率〕            屋内：収容定員の半分以上            屋外：人と人との距離を十分に確保            ※全国的な移動を伴う又は参加者が1,000人を超えるイベントは、開催要件等を府に事前相談            ※適切な感染防止策が実施されていないイベントやリスクへの対応が整っていないイベントは、開催自粛の要請も検討  <b>&lt;施設（府有施設を含む）&gt;</b>            ①高齢者施設、医療機関等は、職員施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求める。            ②高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧める。            ③業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）            ④国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、名簿作成など追跡対策            ⑤夜の街関連施設の従業員に少しでも症状がある場合は検査受診を勧める。</p>		<p><b>&lt;経済界へのお願い&gt;</b>            ①5人以上の宴会・飲み会は控える。            ②業種別ガイドラインの遵守を徹底            ③テレワーク70%を推進。出勤が必要となる職場でも、ローテーション勤務、時差通勤、自転車通勤などの取り組みを推進            ④体調の悪い方は出勤させない。体調の悪い方や少しでも症状がある方へは、検査の受診を勧める。            ⑤感染拡大を防止するため、            ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択            ・お店に入った後は、大阪コロナ追跡システムの登録・利用            ・国の接触確認アプリ「COCOA」の導入を促進  <b>&lt;大学等へのお願い&gt;</b>            ①高齢者と日常的に接する学生は、感染リスクの高い環境を避ける。            ②寮やクラブ・サークル活動での感染防止対策を徹底する。            ③5人以上の宴会・飲み会は控える。            ④体調の悪い方は登校させない。体調の悪い方や少しでも症状がある方は検査を受診            ⑤感染拡大を防止するため、            ・感染防止宣言ステッカーを掲示しているお店を選択            ・お店に入った後は、大阪コロナ追跡システムの登録・利用            ・国の接触確認アプリ「COCOA」の登録・利用</p>																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>分析事項</th> <th>モニタリング指標</th> <th>府民に対する警戒の基準</th> <th>府民に対する非常事態の基準</th> <th>府民に対する警戒・非常事態解除の基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市中での感染拡大状況</td> <td>①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均</td> <td>①2以上かつ ②10人以上</td> <td>—</td> <td>②10人未満</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(2) 新規陽性患者の拡大状況</td> <td>③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）</td> <td>120人以上かつ 後半3日間で半数以上</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>0.5人未満</td> </tr> <tr> <td>(3) 病床の逼迫状況</td> <td>⑤患者受入重症病床利用率</td> <td>—</td> <td>70%以上（警戒（黄色）信号が点灯した日から25日以内）</td> <td>60%未満</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td colspan="2">【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>					分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準	(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	①2以上かつ ②10人以上	—	②10人未満	(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	0.5人未満	(3) 病床の逼迫状況	⑤患者受入重症病床利用率	—	70%以上（警戒（黄色）信号が点灯した日から25日以内）	60%未満	【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均		—	—	—	【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合		—	—	—	<p><b>&lt;施設（府有施設を含む）&gt;</b>            ①高齢者施設、医療機関等は、職員施設と関わりのある業務の従業員、入所者・入院患者、外部から訪問される方に対し、徹底した感染防止対策を求める。            ②高齢者施設、医療機関等の職員に少しでも症状が有る場合は、検査受診を勧める。            ③業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカーの導入）            ④国の接触確認アプリ「COCOA」、大阪コロナ追跡システムの導入、名簿作成など追跡対策            ⑤夜の街関連施設の従業員に少しでも症状がある場合は検査受診を勧める。  <b>&lt;施設の休業・営業時間短縮要請&gt;</b>            〔区域〕大阪ミナミ地区のうち、長堀通、千日前通、御堂筋、堺筋に囲まれた区域            〔期間〕8月6日～20日（終了済み）            〔実施内容〕特措法第24条第9項に基づく            ①休業要請            〔対象施設〕接待を伴う飲食店（キャバレー、ホストクラブ等）、政令対象の酒類の提供を行う飲食店（バー、ナイトクラブ等）・カラオケ店で、業種別ガイドラインを遵守（感染防止宣言ステッカー導入）していない施設            ②営業時間短縮（5時～20時）を要請            〔対象施設〕上記施設で業種別ガイドラインを遵守（導入）している施設、その他の酒類の提供を行う飲食店（居酒屋等）</p>		<p><b>&lt;イベント&gt;</b>            ○全国的・広域的な祭り・野外フェス等の中止又は延期の要請            ○ガイドラインに基づく感染防止策がなされていないイベントの中止又は延期を要請            ○開催の目安            ・屋内：5,000人以下、定員の半分以上            ・屋外：5,000人以下、距離を十分確保            ・全国的な人の移動を伴うイベント、1,000人超のイベントは事前相談を要請  <b>&lt;事業活動&gt;</b>            ○業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請            ○特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底            ○兵庫県新型コロナウイルス追跡システムの利用促進  <b>&lt;出勤等&gt;</b>            ○在宅勤務（テレワーク）、TV会議、ローテーション勤務等の推進            ○「三つの密」回避の促進</p>		<p><b>&lt;共通事項&gt;</b>            ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」推進  <b>【引き続き、警戒宣言！】</b>  <b>県民の皆様へ</b>            ○東京や大阪など、県境をまたぐ不要不急の移動を自粛しましょう！            特に接待を伴う飲食店など感染リスクの高い場所への出入りを控えましょう！            ○感染防止対策がされていない接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等の利用を控えましょう！            ○大人数での会食や飲み会をやめましょう。大声での会話もやめましょう！            ○発熱等の症状がある方は、帰国者・接触者相談センター（保健所）へ相談を            ○接触確認アプリ「COCOA」、兵庫県新型コロナウイルス追跡システムの利用を！  <b>事業者の皆様へ</b>            ○ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底！            「感染防止対策宣言ポスター」を掲示！            ○「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」に登録・施設内でQRコードの掲示！</p>
分析事項	モニタリング指標	府民に対する警戒の基準	府民に対する非常事態の基準	府民に対する警戒・非常事態解除の基準																																								
(1) 市中での感染拡大状況	①新規陽性者における感染経路不明者7日間移動平均前週増加比 ②新規陽性者における感染経路不明者数7日間移動平均	①2以上かつ ②10人以上	—	②10人未満																																								
(2) 新規陽性患者の拡大状況	③7日間合計新規陽性者数（うち後半3日間）	120人以上かつ 後半3日間で半数以上	—	—																																								
	④直近1週間の人口10万人あたり新規陽性者数	—	—	0.5人未満																																								
(3) 病床の逼迫状況	⑤患者受入重症病床利用率	—	70%以上（警戒（黄色）信号が点灯した日から25日以内）	60%未満																																								
【参考指標】 確定診断検査における陽性率の7日間移動平均		—	—	—																																								
【参考指標】 新規陽性者における感染経路不明者の割合		—	—	—																																								
兵庫県	<p>・緊急事態宣言解除後の次なる波に向けた、社会活動制限についての再要請基準を設定            ・発動内容については、近隣府県の動向、国の方針、地域別状況を踏まえて総合的に判断  <b>&lt;現状&gt;</b> 8月17日感染拡大期1に移行  <b>&lt;基準&gt;</b>（8月1日改訂）</p>					<p><b>&lt;外出自粛等&gt;</b>            ○東京都など感染が再拡大している地域への不要不急の移動の自粛を要請。特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等の利用のための移動の自粛を要請            ○発熱等の症状がある場合は外出を控えるよう要請            ○高齢者や基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛するよう要請            ○ガイドライン等に基づく感染防止対策がなされていない施設の利用自粛を要請            特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等の利用について注意することを要請            ○大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループは特に注意することを要請            ○大声での会話、回し飲みを避けるよう要請            ○感染防止策がなされていないイベントへの参加自粛を要請</p>		<p><b>&lt;イベント&gt;</b>            ○全国的・広域的な祭り・野外フェス等の中止又は延期の要請            ○ガイドラインに基づく感染防止策がなされていないイベントの中止又は延期を要請            ○開催の目安            ・屋内：5,000人以下、定員の半分以上            ・屋外：5,000人以下、距離を十分確保            ・全国的な人の移動を伴うイベント、1,000人超のイベントは事前相談を要請  <b>&lt;事業活動&gt;</b>            ○業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請            ○特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底            ○兵庫県新型コロナウイルス追跡システムの利用促進  <b>&lt;出勤等&gt;</b>            ○在宅勤務（テレワーク）、TV会議、ローテーション勤務等の推進            ○「三つの密」回避の促進</p>		<p><b>&lt;共通事項&gt;</b>            ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」推進  <b>【引き続き、警戒宣言！】</b>  <b>県民の皆様へ</b>            ○東京や大阪など、県境をまたぐ不要不急の移動を自粛しましょう！            特に接待を伴う飲食店など感染リスクの高い場所への出入りを控えましょう！            ○感染防止対策がされていない接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等の利用を控えましょう！            ○大人数での会食や飲み会をやめましょう。大声での会話もやめましょう！            ○発熱等の症状がある方は、帰国者・接触者相談センター（保健所）へ相談を            ○接触確認アプリ「COCOA」、兵庫県新型コロナウイルス追跡システムの利用を！  <b>事業者の皆様へ</b>            ○ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底！            「感染防止対策宣言ポスター」を掲示！            ○「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」に登録・施設内でQRコードの掲示！</p>																																		
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>感染小康期</th> <th>感染警戒期</th> <th>感染増加期</th> <th>感染拡大期1</th> <th>感染拡大期2</th> <th>感染拡大特別期</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>対応の方向性</td> <td>予防</td> <td>警戒</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> <td>制限強化</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">判断基準</td> <td>新規陽性者（1週間平均）</td> <td>10人未満</td> <td>10人以上（警戒基準）</td> <td>20人以上</td> <td>30人以上</td> <td>40人以上</td> <td rowspan="2">総合的に判断</td> </tr> <tr> <td>直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者</td> <td>1.25人未満</td> <td>1.25人以上</td> <td>2.5人以上</td> <td>3.75人以上</td> <td>5人以上</td> </tr> </tbody> </table>					区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期	対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化	判断基準	新規陽性者（1週間平均）	10人未満	10人以上（警戒基準）	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	5人以上	<p><b>&lt;外出自粛等&gt;</b>            ○東京都など感染が再拡大している地域への不要不急の移動の自粛を要請。特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等の利用のための移動の自粛を要請            ○発熱等の症状がある場合は外出を控えるよう要請            ○高齢者や基礎疾患のある者は、不要不急の外出を自粛するよう要請            ○ガイドライン等に基づく感染防止対策がなされていない施設の利用自粛を要請            特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等の利用について注意することを要請            ○大人数での会食や飲み会を避けること。若者グループは特に注意することを要請            ○大声での会話、回し飲みを避けるよう要請            ○感染防止策がなされていないイベントへの参加自粛を要請</p>		<p><b>&lt;イベント&gt;</b>            ○全国的・広域的な祭り・野外フェス等の中止又は延期の要請            ○ガイドラインに基づく感染防止策がなされていないイベントの中止又は延期を要請            ○開催の目安            ・屋内：5,000人以下、定員の半分以上            ・屋外：5,000人以下、距離を十分確保            ・全国的な人の移動を伴うイベント、1,000人超のイベントは事前相談を要請  <b>&lt;事業活動&gt;</b>            ○業種ごとの感染予防ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底を要請            ○特に接待を伴う飲食店及び酒類の提供を行う飲食店等に対し、保健所による食品衛生法上の指導にあわせた感染防止策の周知の徹底            ○兵庫県新型コロナウイルス追跡システムの利用促進  <b>&lt;出勤等&gt;</b>            ○在宅勤務（テレワーク）、TV会議、ローテーション勤務等の推進            ○「三つの密」回避の促進</p>		<p><b>&lt;共通事項&gt;</b>            ○感染拡大を予防する「ひょうごスタイル」推進  <b>【引き続き、警戒宣言！】</b>  <b>県民の皆様へ</b>            ○東京や大阪など、県境をまたぐ不要不急の移動を自粛しましょう！            特に接待を伴う飲食店など感染リスクの高い場所への出入りを控えましょう！            ○感染防止対策がされていない接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等の利用を控えましょう！            ○大人数での会食や飲み会をやめましょう。大声での会話もやめましょう！            ○発熱等の症状がある方は、帰国者・接触者相談センター（保健所）へ相談を            ○接触確認アプリ「COCOA」、兵庫県新型コロナウイルス追跡システムの利用を！  <b>事業者の皆様へ</b>            ○ガイドラインに基づく感染防止対策の徹底！            「感染防止対策宣言ポスター」を掲示！            ○「兵庫県新型コロナウイルス追跡システム」に登録・施設内でQRコードの掲示！</p>						
区分	感染小康期	感染警戒期	感染増加期	感染拡大期1	感染拡大期2	感染拡大特別期																																						
対応の方向性	予防	警戒	制限強化	制限強化	制限強化	制限強化																																						
判断基準	新規陽性者（1週間平均）	10人未満	10人以上（警戒基準）	20人以上	30人以上	40人以上	総合的に判断																																					
	直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者	1.25人未満	1.25人以上	2.5人以上	3.75人以上	5人以上																																						



府県	自粛要請・解除の判断基準		府県民への要請	事業主への要請	その他
奈良県	(1) 感染者判明の状況等から奈良県のフェーズを判断 ＜現状＞ 5月13日フェーズ2へ移行 ＜基準＞ (5月13日決定)		【「うつらない」「うつさない」ための基本の対策】	＜イベントの開催＞	【我々の心得】
	フェーズ	感染者発生状況	・マスクの着用、こまめに換気、手洗いの徹底 【「うつらない」対策】	○開催の目安（～8月末まで）	①県内での感染事例が連続で発生している
	フェーズ1	県内及び近隣地域の新規感染判明者が増加し、強い行動自粛の要請が必要な状況	＜買い物＞	・屋内：5,000人以下、定員の半分以上	・「正しく注意して」うつらないよう
	フェーズ2	県内及び近隣地域の新規感染判明者が低水準で低下傾向	・計画をたてて素早く済ませます。	・屋外：5,000人以下、距離を十分確保	・「うつらない」「うつさない」の習慣化
フェーズ3	県内及び近隣地域の感染判明者がほとんど見られず、新規判明増加の傾向も発見されない	・1人または少人数ですいた時間に	・全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者把握が困難な祭り等は、原則中止	・「うつさない」対策をその都度説明。	
(2) 3つの段階の判断は、3つの判断項目について、7つの判断基準で行う 【判断項目1 新規感染判明者の水準】		＜勤務先＞	○入場時等に検温を実施し、発熱等の症状がある方は参加を控えてもらうようにする。その際の払い戻し措置等を規定しておく。	②「うつらない」「うつさない」の習慣化	
①県内及び大阪での新規感染者数の水準が抑えられているか	・現金の直接の手渡しを避ける	・イベント開催前に、参加者に接触確認アプリのインストールを促すこと。また、感染拡大防止のために参加者の連絡先等の把握を徹底する。	・死亡につながる重症化を防ぐ。		
基準数値：人口10万人当たり新規感染判明者数	・レジャー、ローション勤務の活用	・イベント開催の際には、参加者に接触確認アプリのインストールを促すこと。また、感染拡大防止のために参加者の連絡先等の把握を徹底する。	・感染したら、全員隔離してうつさない。		
フェーズ2：直近1週間で0.5人未満	・名刺交換はオンラインで	・イベント開催の際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えるよう呼びかける。	・医療崩壊はさせない。		
フェーズ3：直近2週間で0.1人未満	＜飲食店＞	・イベント開催前後には、観客やスタッフ等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。	・感染施設は一定期間閉じる。		
②新規感染判明の段階での感染経路が明確か	・多人数・長時間の会食は避ける。	・イベント開催の際には、観客やスタッフ等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。	④感染者の人権への配慮		
基準数値：直近1週間における新規感染判明者に占める感染経路不明者の割合 1/2 未満	・対面は避け、横並び、一つ飛ばし、互い違いに座る	・イベント開催の際には、入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、三密の環境を作らないよう徹底するほか、そこにおける交流等を極力控えるよう呼びかける。	・医療関係者や感染された方等への中傷や差別は絶対にやめましょう。		
【判断項目2 県内の感染者への医療・療養体制の安定性】	・感染防止対策を実施している店舗を選ぶ。	・イベント開催の際には、観客やスタッフ等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。			
③感染判明者は全て病院や施設で治療・療養ができていますか	・大皿は避けて、料理は個々に注文	・イベント開催の際には、観客やスタッフ等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。			
基準数値：自宅療養ゼロが維持されているか	・お酌、グラスやお猪口の回し飲みは避ける。	・イベント開催の際には、観客やスタッフ等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。			
④感染判明者の入院、重症者の受入及び宿泊療養施設の受入の容量に十分な余裕があるか	＜車に同乗する時＞	・イベント開催の際には、観客やスタッフ等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。			
基準数値：占有率 50% 未満	・マスクを着けて、換気を徹底	・イベント開催の際には、観客やスタッフ等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。			
【判断項目3 感染拡大防止体制の充実】	・長時間のドライブは避ける。	・イベント開催の際には、観客やスタッフ等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。			
⑤感染判明後の感染経路の推定に十分な明確さがあるか	＜カラオケに行く時＞	・イベント開催の際には、観客やスタッフ等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。			
感染経路推定の分析が感染拡大防止に効果的な程度に達しているか	・人との間隔を2m(最低1m)空ける。	・イベント開催の際には、観客やスタッフ等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。			
⑥新規感染判定の体制（現在はPCR検査）が整っているか	・真正面を避けて、横並びで座る。	・イベント開催の際には、観客やスタッフ等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。			
⑦感染拡大防止の措置の実効性が十分な行動自粛率：各項目の自粛の率が、感染拡大防止に効果的な程度に達しているか	・歌う人の正面に食べ物を置かない	・イベント開催の際には、観客やスタッフ等の移動中や移動先における感染防止のための適切な行動を促す。			
和歌山県	県内および近隣府県の感染状況が一定の基準を上回った場合は、自粛要請レベルの再引き上げを含む見直しを行う ＜基準＞ (5月29日決定)		【県民の皆様へのお願い（8/18）】	＜事業所では発熱チェック＞	【病院や福祉施設等集団生活を行っている施設へのお願い】
	区分	内容	○特に感染が拡大している地域に出かけての会食や接待を伴う飲食をしない。	・従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は業務に従事させず、クリニックの受診を勧めるなど、適切な対応を	＜病院、福祉施設サービスは特に注意＞
	近隣府県での発生基準	○新規陽性者数 40人以上/日 複数日出現	○大阪や首都圏、その他特に感染が拡大している地域に出かける際は、基本的な感染症対策(マスク着用、手洗いなど)を心がけるとともに、会食や接待を伴う飲食は控える。	＜各事業所で感染拡大予防ガイドライン＞	・病院や福祉施設等の職員は、施設内へ感染の持ち込みが発生しないよう特に注意
	和歌山県での発生基準	①新規陽性者数 5人以上/日・複数日出現 ②肺炎患者陽性率5%以上 ③新規感染陽性率5%以上 ④病床利用率50%以上	○友人や知人との夜遅くまで長時間、集団で会食をし、そのまま友人の部屋に宿泊するような行動は控える。	・全ての業界、事業所でガイドラインの遵守とポスター※掲示を	・訪問介護や通所サービスの職員やケアマネージャーも含め、職員自身での感染防止対策をより徹底するとともに、事業所においても発熱などのチェックを実施するなど、健康観察のさらなる徹底を
※①、②、③、④の全て ※②、③は7日間移動平均 ※④は紀北と紀南のいずれか		○通勤や通学前に検温をし、発熱などの症状がある場合は通勤や通学を控えてクリニックを受診	※関西広域連合啓発ポスター	【医療機関・クリニックへのお願い】	
		○濃厚接触者が1回目のPCR検査で陰性となっても、2週間の経過観察中に陽性になったケースもあるため、濃厚接触者は、経過観察中は必ず自宅待機を行い、人との接触を避ける。		＜クリニック等は疑い症例を積極的に発見＞	
		田辺市、白浜町、上富田町にお住まいの皆様へのお願い		・新型コロナウイルスの感染拡大防止には早期発見が重要であることから、本県ではクリニックで感染者を発見してもらうシステムを構築している。医療機関、特にクリニックは、感染の疑いのある患者の発見に積極的に努めていただくよう改めてお願い	
		田辺市内のカラオケ設備のあるダイニングバーにおいてクラスターが発生したことを受け、今回のクラスター及びクラスターのおそれのある事象に対する感染の囲い込みが完了するまで、3市町の住民へ下記の点についてお願いを実施			
		○カラオケの利用(飲食店にカラオケ設備が設置されているところも含む)は控える。			
		○夜遅くまで長時間の飲食は控える			



府県	自粛要請・解除の判断基準				府県民への要請		事業主への要請		その他			
鳥取県	鳥取県版新型コロナ警報 新型コロナウイルスの感染拡大リスクの評価基準を設定し、県民、企業、医療機関等にとっても分かりやすい指標として共有することにより、新型コロナウイルス対策を効果的に展開していくとともに、経済、社会活動や医療提供体制の持続化、安定化を図る。 ＜現状＞西部：注意報 9月2日まで（状況に応じ延長）＜鳥取県版新型コロナ警報＞（8月21日見直し）				＜県民の皆様へのお願い＞ ～ご自身と大切な人と地域を守ろう！会食・三密に注意！～ ・県のウェブページなどから正確な情報を確認し、不確かな情報に惑わされることなく、冷静な行動をとって下さい。 ・お盆期間中の接触による感染が現れてくる期間に入り、身近なところで感染する可能性もあり、十分注意。親しい間柄であっても、マスクを外す瞬間をウイルスが狙っている。引き続き「三つの密」を避け、人との感染防止距離(概ね2m)を取る、距離が取れない場合のマスクの着用、こまめな手洗い・換気などの感染予防に十分注意。特にリスクの高い高齢者、基礎疾患のある方や妊婦と会われる際は、特に注意。 ①帰宅後や何かを口に入れる前後(喫煙も含めて)の手洗いを徹底 ②人と会話する際や距離が近い場合のマスクの着用を徹底 ③倦怠感やのどの違和感、発熱、味覚・嗅覚など多少の違和感を自覚した場合、親しい人であっても人と接触する際にはマスクを着ける、人との会食はさける。 ・医療機関を受診したいと思った時は、事前に電話して指示に従う。少しでも体調が悪ければ通勤・通学を含め外出は控え、「発熱・帰国者・接触者相談センター」に相談を。 ・お店を利用の際は、「新型コロナウイルス感染予防対策協賛店」のステッカーも参考に。 ・感染拡大地域にお出かけの際は、県ホームページで毎日更新中の「感染警戒地域」情報を参考に、感染予防を徹底し、警戒をお願い。 ・ご自身の予防と感染拡大防止のため、接触確認アプリ「COCOA」や「とっとり新型コロナ対策安心登録システム」等の活用を。 ・患者治療に当たる医療従事者やその家族などに対し、誤解や偏見に基づく差別をなくし、新型コロナに立ち向かっている患者、医療従事者の皆さまをみんなで応援しましょう。		＜事業主の皆様へのお願い＞ ・事業者の皆様は、業種別ガイドラインの遵守を徹底した上で、大切なお客様とお店・従業員を守るため、感染予防対策を十分に行う。 ・鳥取県版ガイドラインの見直し 飲食店、宿泊施設、理・美容所、接待を伴う飲食など9業界へのガイドラインを更新するとともに、観光客の接客を行う土産物売り場を新たに作成		【新型コロナからみんなを守る鳥取県民宣言】 (8月8日 鳥取県、鳥取県人権尊重の社会づくり協議会、鳥取県市長会、鳥取県町村会) ○患者・家族など新型コロナウイルスと闘う方々に対する 差別的扱いや誹謗中傷は、絶対に許しません！ ○医療従事者をはじめ、新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援します！ ○県外ナンバーなど県外から来られる方々を非難したり、傷つける行為をせず、お互いに尊重し合います！ 【新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた山陰両県共同宣言】 (令和2年8月19日 鳥取県知事、島根県知事) 新型コロナウイルスは再び猛威を振るい、新たな局面を迎えている。山陰両県は、県民生活・経済の関わりが深いことから、両県が連携して新型コロナウイルスの封じ込めに取り組む。 ○積極的疫学調査の連携 ○PCR検査の協力 ○クラスターが複数発生した場合等における、保健師等の派遣、病床の融通 【山陰両県知事メッセージ～山陰両県の皆さまへ】 (令和2年8月19日 鳥取県知事、島根県知事) ○1人1人が感染予防に努めよう！ ○観光をするなら、安心な近場で楽しもう！ ○相手を思いやる気持ちを持ちましょう！ (※前文及び各項目の個別文は省略) 【ガイドライン策定】 ○学校寮における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン ○部活動(運動部・文化部)における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン			
	区分	注意報	警報	特別警報								
	判断指標	新規陽性患者数	1人 (東・中・西部いずれか)	全県で6人/週 (東部 3人、中部 2人、西部 3人でも発動)								
		感染経路不明等	—	感染経路不明などで感染拡大のおそれ								
		病床・人工呼吸器	—	—	どちらかで稼働率 50%超							
	活動制限	外出・イベント・施設	○感染拡大を予防する事項の呼びかけを強化 ・手洗い励行、マスク着用 ・換気の徹底 ・施設内の消毒	○発生施設に係る箇所、3密な場所 ○状況に応じて不要不急の外出自粛を要請	○8割の接触削減(生活維持に必要なものを除く外出自粛)							
		学校	○感染者の学校休業が基本	○休業、分散登校等(全県も)	○比較的規模の大きなイベント等から順次制限 ○必要性があると認められる業務や施設に限って要請							
	医療強化	保健所	○疫学調査応援職員を派遣	○疫学調査応援職員を派遣 ○相談センター応援職員を派遣 等								
		医療・福祉	○施設内感染対策の確認等 ○病床確保の準備 等	○施設内感染対策の徹底 ○必要物資の送付、空床確保 等	○病床・人工呼吸器 緊急調達 ○施設への医療人材の派遣 等							
	要請の法的根拠等	協力依頼 等	特措法第24条第9項による要請 等		特措法第45条も発動 等							
徳島県	「とくしまアラート」の発動基準 ＜現状＞8月6日「とくしまアラート・感染拡大注意・漸増」を全県域に発令 ＜基準＞（8月19日見直し）				＜県民への呼びかけ＞ 基本的な感染予防の徹底（3密回避 等） ・3密回避を遵守した「新しい生活様式」の徹底に向けた注意喚起 ⇒感染者の多い「若年層」、中でも感染リスクの高い行動を取る対象者に向けた効果的な情報発信 感染拡大防止の主役として、高齢者等のみならず、自分自身のいのちを守ることにつながるというメッセージ ・COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の普及促進 ・ターゲット毎に適切なメディアを通した分かりやすいメッセージの発信 ・重症化しやすい人（高齢者など）：3密の徹底的な回避、安全な活動については推奨 ・中年：職場での感染予防徹底、宴会等における注意喚起 ・若者：クラブ活動等における感染予防徹底、宴会等における注意喚起 ・医療従事者・介護労働者：リスクの高い場所に行かない		＜イベント＞ ・一定規模のイベント等の開催に当たっては、リスクへの対応が整わない場合は中止又は延期するよう、主催者に慎重な対応を求める。 ・それ以外のイベントに関しては、主催者に対し、身体的距離の確保や基本的な感染対策の実施、業種毎の感染拡大予防ガイドライン等を踏まえた対策等を求める。 ※参加人数のほか、施設の収容定員に対する参加人数の比率、屋内外の別を考慮して総合的に判断する。 ＜施設の使用制限＞ ・地域の実情に応じ、法第24条第9項に基づく協力要請も含めて適切に判断 ・一般の感染対策や3密回避の徹底を要請。 ＜事業者のみなさんへ＞ ・基本的な感染予防の徹底（3密回避 等） ・ガイドラインを適宜見直し、遵守を徹底。遵守が不十分な場合の休業要請も考慮 ・COCOA及び「とくしまコロナお知らせシステム」の更なる周知及び普及促進の更なる強化 ・リスクの高い場所への積極的な介入・指導の継続強化（検査の強い要請など、クラスターが発生した店舗等への対策強化） ・テレワーク等の更なる推進		＜共通事項＞ 「とくしまスマートライフ宣言！」（「新しい生活様式」「感染拡大予防ガイドライン」の実践）			
	区分	①感染観察		②感染拡大注意		③特定警戒						
		注意	強化	漸増	急増							
	基本方針	早期発見、封じ込めで感染拡大防止を図る		必要に応じ、特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	特措法第24条9項による感染拡大防止を図る	国の指定を受け、特措法第45条等による強制性のある取組を実施する						
	発動基準	直近1週間の累積新規感染者数	—	5人以上	10人以上	30人以上	100人以上	170人以上				
		直近1週間の累積感染経路不明者割合	—	50%		50%	50%	50%				
		病床のひっ迫具合	病床全体	—	—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上	最大確保病床の占有率 1/2以上				
			うち重症者病状	—	—	—	最大確保病床の占有率 1/5以上 現時点の確保病床数の占有率 1/4以上	最大確保病床の占有率 1/2以上				
		療養者数	—	—	—	—	100人以上	170人以上				
	PCR陽性率	—	—	—	—	10%						
解除の判断基準	—	発動1週間経過後、状況及び発動基準を照らし合わせて判断										



# 構成団体の新型コロナウイルス感染症緊急経済対策の状況 (8月23日時点)

別添1-3

## 1 経済・雇用対策

※今回追加

団体	(1) 事業継続支援	(2) 雇用継続支援	(3) 農林水産業等の経営支援・需要喚起
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対応資金の創設</li> <li>保証料負担の軽減、融資期間の延長、利子の補助</li> <li>新型コロナウイルス感染症拡大防止臨時支援金の交付</li> <li>中小企業20万円、個人事業主10万円(県と協調する市町分を別途上乗せして交付)</li> <li>経営力強化補助金の交付</li> <li>補助率:小規模企業3/4、中小企業2/3、補助上限額:50万円</li> <li>商工会、商工会議所の体制強化</li> <li>商工会、商工会議所の人員を増やし、非会員を中心として支援策の周知および巡回指導を実施</li> <li>小規模事業者の新たな取組に対する支援</li> <li>宿泊施設等への感染症対策等補助金の交付</li> <li>補助率:3/4、補助上限額:30万円</li> <li>中小企業者の資金確保支援</li> <li>保育所(認可外含む)の臨時休園や登園自粛に伴い発生する利用料の日割り減免にかかるとの施設負担へ財政支援</li> <li>県や県等の支援申請を集約し、一元的に情報提供するワンストップ窓口の設置</li> <li>新しい生活・産業様式の確立に向けた支援</li> <li>中小企業等、大型商業施設等における業種別ガイドラインに基づく感染防止対策等に対し補助</li> <li>障害福祉サービス事業所等における職員体制を強化するため、に支援職員を新たに雇用した場合の人員費を助成</li> <li>感染拡大防止シフトもしサボ滋賀」の導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>WEB 上での合同企業説明会の開催</li> <li>中小企業の採用活動を支援するため、企業・学生が双方向でコミュニケーション可能なサイトを作成・活用し、インターネット上での合同企業説明会を開催する。</li> <li>雇用調整助成金の申請支援</li> <li>社会保険労務士が常駐する雇用調整助成金に特化した相談窓口を設置</li> <li>緊急雇用の創出 (約 200 名)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いまだから地産地消キャンペーンの実施</li> <li>流通・販売が停滞している県産農畜水産物について、定額宅配キャンペーン等を実施(宅配料金、事務費等)</li> <li>肉用牛経営安定交付金の上乗せ支援</li> <li>肥育経営安定交付金の利子補給等</li> <li>水産振興資金の貸付を受けている者に対して据置期間を追加するため、利息及び保証料を支援</li> <li>琵琶湖漁業流通緊急支援事業</li> <li>漁業者への影響抑制を目的に、水産加工業・養殖漁業各団体が、加工品や養殖生産物を営業倉庫に保管する取組を支援</li> <li>大手通販サイトを活用し、加工食品・工芸品など県産品を販売するWEB物産展を開催</li> <li>県産食材(近江牛・近江しゃも・湖魚等)を学校給食への提供支援</li> <li>食肉市場の活性化のため近江牛を購入した買参人に奨励金を交付</li> <li>輸入農畜産物から国産に切り替え、継続的・安定的な供給を図るための体制整備支援</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>京都府・京都市新型コロナウイルス感染症対応資金の創設</li> <li>実質無利子、無担保の融資制度の実施のための預託金の積増や利子補給</li> <li>融資限度額の拡充 (3千万円→4千万円)</li> <li>休業要請対象事業者支援給付金</li> <li>中小企業・団体一律20万円、個人事業主一律10万円</li> <li>新型コロナウイルス対策企業等緊急応援補助金</li> <li>小規模事業者、農林水産業者、文化芸術関係者等2/3(上限20万円) 中小企業1/2(上限30万円)、企業レベル2/3(上限20万円×事業者数+共通経費)</li> <li>中小企業緊急経営支援コールセンターの設置(5/1〜)</li> <li>中小企業診断士等による経営相談や支援制度の案内等実施</li> <li>観光事業者に対する緊急伴走支援</li> <li>文化芸術関係者に対するネット窓口の設置</li> <li>バーチャル商談会やECサイトの活用</li> <li>京都の技術を活かした緊急生産支援</li> <li>企業従業員等の在宅研修の支援</li> <li>新型コロナウイルス感染症対策中小企業等事業再出発支援補助金</li> <li>補助率10/10、上限10万円</li> <li>商店街再出発支援設備投資等支援事業費補助金</li> <li>補助率2/3、上限300万円</li> <li>中小企業等再出発相談窓口の設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>中小企業雇用継続緊急支援センター(5/11設置)</li> <li>雇用調整助成金の相談センターを国・京都府共同で開設</li> <li>京都府労働相談所の体制強化</li> <li>京都府ジョブパークの体制強化</li> <li>e-ラーニングを活用した職業訓練環境の整備</li> <li>学生インターン・バイト応援センターの設置</li> <li>府内企業のアルバイト求人紹介を通じた、経済的に困難な状況にある学生を支援</li> <li>京都府会計年度任用職員の採用(約50名)</li> <li>障害者雇用サポート強化事業</li> <li>障害者就業・生活支援センターの支援体制の充実強化</li> <li>京都未来塾事業</li> <li>経済的な影響を受けた求職者を一定期間雇用し、研修と企業実習の訓練コースを受講する機会として、中小企業の未来を担う人材を育成、正規雇用に繋げる仕組みを構築</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統工芸品を活かした観光支援</li> <li>ホテルや料理店等が「京都らしいおもてなし」を行うための伝統工芸品買い上げを支援</li> <li>9/10(上限100万円)</li> <li>予算額の拡充1億円→10億円</li> <li>府内産農林水産物の需要喚起</li> <li>スマート農業実践教育事業</li> <li>農大、府立農業系高校へスマート農業機械を導入</li> <li>京もの農林水産物生産・流通促進対策事業</li> <li>「食の京都」地域拠点型新型コロナウイルス感染症対策補助率1/2以内</li> <li>京都産和牛、地鶏給食提供推進事業</li> <li>和牛肥育経営緊急対策事業</li> <li>養豚経営緊急対策事業</li> <li>水産物需要拡大対策事業</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設</li> <li>預託金を増額し制度融資枠を拡大、利用事業者に利子補給</li> <li>休業要請支援金(府・市町村共同支援金)の交付</li> <li>中小企業100万円、個人事業者50万円、市町村に1/2負担を要請</li> <li>中小企業等への支援(休業要請外支援金)</li> <li>中小法人:2事業所以上100万円、1事業所50万円</li> <li>個人事業主:2事業所以上50万円、1事業所25万円</li> <li>商工会議所等への金融相談専門員の設置費用補助</li> <li>中小企業の研究開発等への支援(大阪産業技術研究所の利用料金減額)</li> <li>商店街等の事業継続支援</li> <li>飲食店等への換気設備等の導入支援</li> <li>新型コロナウイルス感染症対応無利子資金の創設</li> <li>国に連動した中小企業融資制度を新設</li> <li>貸付限度額4,000万円、当初3年間の利子補給</li> <li>制度融資の融資日標準引上げ 3,600億 →1兆円</li> <li>経営継続支援金の給付</li> <li>中小法人100万円、個人事業主50万円(飲食店等中小法人30万円、個人事業主15万円)</li> <li>地域企業再起支援事業</li> <li>県民利用促進施設開業・整備に伴う施設事業者への財産使用料の減免</li> <li>職員の在宅勤務環境整備のためのリモートワークの増強</li> <li>市町が水道料金を減免する場合に県営水道料金の免除(3ヶ月間)</li> <li>中小企業対策を講じる商店街等の支援</li> <li>感染防止対策を講じる防犯大ガイドラインの作成</li> <li>各種こととの感染予防拡大大ガイドラインの作成</li> <li>新型コロナウイルスウイルス追跡システムを整備</li> <li>バス・船舶の感染防止対策経費の支援</li> <li>新型コロナウイルス感染症保証料支援交付の創設</li> <li>県有財産使用料等の徴収猶予・減免</li> <li>がんばるお店・お宿応援事業の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常勤職員の緊急雇用</li> <li>雇用調整助成金の申請方法等に関する特別相談会の開催</li> <li>総合就業支援拠点 OSAKA しごとフレイブ配信や求めている求職活動のノウハウのライブラリー配信や求人中の企業情報の発信</li> <li>中小企業におけるテレワークの促進を図るため、学生・労働者が参加するオンラインミーティングを開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大阪産(もん)エールサイト」の開設</li> <li>府民や事業者からの「応援購入」の輪を広げることとを目的に、影響を受けている農林漁業者の情報を集約して発信</li> <li>感染リスクを下げることを目的に、取り寄せ可能な大阪産(もん)等の情報を集約して発信</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対応資金の創設</li> <li>国に連動した中小企業融資制度を新設</li> <li>貸付限度額4,000万円、当初3年間の利子補給</li> <li>制度融資の融資日標準引上げ 3,600億 →1兆円</li> <li>経営継続支援金の給付</li> <li>中小法人100万円、個人事業主50万円(飲食店等中小法人30万円、個人事業主15万円)</li> <li>地域企業再起支援事業</li> <li>県民利用促進施設開業・整備に伴う施設事業者への財産使用料の減免</li> <li>職員の在宅勤務環境整備のためのリモートワークの増強</li> <li>市町が水道料金を減免する場合に県営水道料金の免除(3ヶ月間)</li> <li>中小企業対策を講じる商店街等の支援</li> <li>感染防止対策を講じる防犯大ガイドラインの作成</li> <li>各種こととの感染予防拡大大ガイドラインの作成</li> <li>新型コロナウイルスウイルス追跡システムを整備</li> <li>バス・船舶の感染防止対策経費の支援</li> <li>新型コロナウイルス感染症保証料支援交付の創設</li> <li>県有財産使用料等の徴収猶予・減免</li> <li>がんばるお店・お宿応援事業の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内定取消者や離職者に対する職業訓練を拡充</li> <li>内定取消者等を会計年度任用職員として採用(100名)</li> <li>離職者生活安定資金融資制度の拡充(近畿労働金庫と連携)</li> <li>WEB 合同企業説明会の開催</li> <li>兵庫型ワークシェアの推進</li> <li>新型コロナウイルス感染症により、一時的に雇用維持が難しい事業主から、人手不足の事業主へ期間限定で人材派遣を支援</li> <li>ひょうご仕事と生活タタカによる新しいワークスタイルの推進</li> <li>中小企業従業員の福利厚生継続への支援</li> <li>就労系障害福祉サービスの生産活動強化への支援</li> <li>就業継続支援 B 型事業所利用者への支援</li> <li>ホトコト・労働環境対策事業の実施</li> <li>緊急対応型雇用創出事業の実施</li> <li>雇用情勢の悪化により、離職を余儀なくされた労働者へ次ぎの雇用までのつなぎの雇用創出</li> <li>内定取消、雇い止め又は解雇された方を県職員として採用。県内企業等でのインターンシップ等により就労を支援</li> <li>特別就労相談窓口の設置</li> <li>雇用調整助成金等の申請を支援するための相談体制の強化</li> <li>オンラインによる就労相談体制の整備</li> <li>県内企業の学生への周知や人材確保支援のため、ワラインを活用した合同企業採用説明会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>肉用牛肥育経営安定対策</li> <li>生産者積立金不足見込額を県畜産協会に無利子貸付</li> <li>野菜価格安定対策</li> <li>市場価格が一定基準を下回った場合の差額補てんに充てて資金の追加造成</li> <li>県産農産物等のECサイトを活用した販売促進</li> <li>出品時の初期費用補助、県認証食品 PR キャンペーンの実施</li> <li>農業者・水産加工業者等の資金繰り支援</li> <li>利子補給による貸付利率の無利子化等</li> <li>山田錦等酒米持続的生産応援事業の実施</li> <li>酒米の価格差、作付転換への支援、消費拡大支援</li> <li>県内地鶏肉・水産物等の販売給食提供の支援</li> <li>県産水産物の料理物等の販売シタマの構築、販売促進PR</li> <li>県公式オンラインショップ「ひょうご市場」の販売促進キャンペーン</li> <li>県産農畜水産物の販売・相談・支援等のため、美味いも情報レポート(御食国ひょうご(仮称))創設</li> <li>学校給食休止の延長に伴う未利用食品の活用</li> <li>未利用食品をフードバンク等に寄付する際の配送等を支援</li> <li>奈良産農畜産物応援サイト」の開設</li> <li>県民や事業者からの「応援購入」の輪を広げることとを目的に、影響を受けている農業者の情報を提供し、販売促進を応援</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(実質無利子、無担保)</li> <li>預託金を増額し融資枠を拡大、当初3年間の無利子融資を行うための利子補給を実施</li> <li>観光緊急対策金の創設(観光関連連業者向けの無利子融資)</li> <li>当初1年間の無利子融資を行うための利子補給、保証料補助を実施</li> <li>支援本部(4/28〜立ち上げ)</li> <li>支援実施策検討チーム及び総合支援相談窓口を設置</li> <li>事業継続支援金(20万円〜100万円の支援金を支給)</li> <li>県内事業者事業継続推進(補助限度額100万円、補助率2/3)</li> <li>和歌山県観光客あんしんしん受人環境整備(補助限度額1,000万円、補助率3/4 ※大企業2/3)</li> <li>持続化給付金申請ポータル</li> <li>Web 申請をサポートする人材を確保する商工会・商工会議所を支援</li> <li>家賃支援金</li> <li>家賃月額1/6相当額を6か月分支給、上限額:法人12.5万円、個人6.25万円</li> <li>※複数店舗を所有するなど家賃の総支払額が高い場合、上限額を法人25万円、個人12.5万円に引き上げ。但し、引き上り部分の給付率は家賃額の1/12相当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内定取消者や離職者に対する職業訓練を拡充</li> <li>内定取消者等を会計年度任用職員として採用(100名)</li> <li>離職者生活安定資金融資制度の拡充(近畿労働金庫と連携)</li> <li>WEB 合同企業説明会の開催</li> <li>兵庫型ワークシェアの推進</li> <li>新型コロナウイルス感染症により、一時的に雇用維持が難しい事業主から、人手不足の事業主へ期間限定で人材派遣を支援</li> <li>ひょうご仕事と生活タタカによる新しいワークスタイルの推進</li> <li>中小企業従業員の福利厚生継続への支援</li> <li>就労系障害福祉サービスの生産活動強化への支援</li> <li>就業継続支援 B 型事業所利用者への支援</li> <li>ホトコト・労働環境対策事業の実施</li> <li>緊急対応型雇用創出事業の実施</li> <li>雇用情勢の悪化により、離職を余儀なくされた労働者へ次ぎの雇用までのつなぎの雇用創出</li> <li>内定取消、雇い止め又は解雇された方を県職員として採用。県内企業等でのインターンシップ等により就労を支援</li> <li>特別就労相談窓口の設置</li> <li>雇用調整助成金等の申請を支援するための相談体制の強化</li> <li>オンラインによる就労相談体制の整備</li> <li>県内企業の学生への周知や人材確保支援のため、ワラインを活用した合同企業採用説明会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県産農産物等のeコマースを活用した販売支援</li> <li>ワライン」店舗へ立ち上げ専門家によるハウズing支援</li> <li>「おうちいで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信</li> <li>農林水産事業者に対する融資相談窓口の設置</li> <li>農業者の金融支援</li> <li>利子補給により貸付当初5年間無利子化</li> <li>漁業者等の金融支援</li> <li>利子補給により貸付当初5年間無利子化</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>新型コロナウイルス感染症対応資金の創設(実質無利子、無担保)</li> <li>預託金を増額し融資枠を拡大、当初3年間の無利子融資を行うための利子補給を実施</li> <li>観光緊急対策金の創設(観光関連連業者向けの無利子融資)</li> <li>当初1年間の無利子融資を行うための利子補給、保証料補助を実施</li> <li>支援本部(4/28〜立ち上げ)</li> <li>支援実施策検討チーム及び総合支援相談窓口を設置</li> <li>事業継続支援金(20万円〜100万円の支援金を支給)</li> <li>県内事業者事業継続推進(補助限度額100万円、補助率2/3)</li> <li>和歌山県観光客あんしんしん受人環境整備(補助限度額1,000万円、補助率3/4 ※大企業2/3)</li> <li>持続化給付金申請ポータル</li> <li>Web 申請をサポートする人材を確保する商工会・商工会議所を支援</li> <li>家賃支援金</li> <li>家賃月額1/6相当額を6か月分支給、上限額:法人12.5万円、個人6.25万円</li> <li>※複数店舗を所有するなど家賃の総支払額が高い場合、上限額を法人25万円、個人12.5万円に引き上げ。但し、引き上り部分の給付率は家賃額の1/12相当</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>内定取消者や離職者に対する職業訓練を拡充</li> <li>内定取消者等を会計年度任用職員として採用(100名)</li> <li>離職者生活安定資金融資制度の拡充(近畿労働金庫と連携)</li> <li>WEB 合同企業説明会の開催</li> <li>兵庫型ワークシェアの推進</li> <li>新型コロナウイルス感染症により、一時的に雇用維持が難しい事業主から、人手不足の事業主へ期間限定で人材派遣を支援</li> <li>ひょうご仕事と生活タタカによる新しいワークスタイルの推進</li> <li>中小企業従業員の福利厚生継続への支援</li> <li>就労系障害福祉サービスの生産活動強化への支援</li> <li>就業継続支援 B 型事業所利用者への支援</li> <li>ホトコト・労働環境対策事業の実施</li> <li>緊急対応型雇用創出事業の実施</li> <li>雇用情勢の悪化により、離職を余儀なくされた労働者へ次ぎの雇用までのつなぎの雇用創出</li> <li>内定取消、雇い止め又は解雇された方を県職員として採用。県内企業等でのインターンシップ等により就労を支援</li> <li>特別就労相談窓口の設置</li> <li>雇用調整助成金等の申請を支援するための相談体制の強化</li> <li>オンラインによる就労相談体制の整備</li> <li>県内企業の学生への周知や人材確保支援のため、ワラインを活用した合同企業採用説明会開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県産農産物等のeコマースを活用した販売支援</li> <li>ワライン」店舗へ立ち上げ専門家によるハウズing支援</li> <li>「おうちいで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信</li> <li>農林水産事業者に対する融資相談窓口の設置</li> <li>農業者の金融支援</li> <li>利子補給により貸付当初5年間無利子化</li> <li>漁業者等の金融支援</li> <li>利子補給により貸付当初5年間無利子化</li> </ul>



団体	(1) 事業継続支援	(2) 雇用継続支援	(3) 農林水産業等の経営支援・需要喚起
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス感染症対応資金の創設</li> <li>・無利子・無保証料融資の対象拡大(売上高△5%以上)</li> <li>・保証料ゼロ、実質無利子(当初3年間)、上限3千万円</li> <li>・セーフティネット資金「経済変動対策資金」「経営安定借換資金」の融資枠を計200億円拡大</li> <li>○「経済変動対策資金」の融資対象の拡充</li> <li>○「徳島県新型コロナウイルス感染症対応資金」の創設</li> <li>・特に厳しい経営環境の中にある中小・小規模事業者に対し、雇用及び事業継続への頑張りを応援するため、100万円を上限に給付</li> <li>○中小企業・個人事業主に対する原有施設ナットの減免</li> <li>○新型コロナウイルス関連特別相談窓口の設置</li> <li>○企業従業員等のメンタル研修の支援</li> <li>○県内のテイクアウト・デリバリー情報発信支援ナットの開設</li> <li>○生活衛生関係事業者応援給付金</li> <li>・生活衛生新型コロナウイルス感染症特設貸付で融資を受けた金額の10%(上限100万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス雇用継続支援事業</li> <li>・国の「雇用調整助成金」の事業主負担分について「解雇を伴わない場合」国の助成金に県が上乗せして10/10助成(県の助成は上限100万円)・上限1日1人あたり8,330円(国・県合計)</li> <li>○「経済変動対策緊急生活資金」の拡充[拡大融資枠1億円]</li> <li>・経済的影響を受ける勤労者の生活の安定を図るため、実質無利子融資枠を創設</li> <li>○採用内定取消者を対象とした会計年度任用職員への採用(20名程度)</li> <li>○就労支援事業所等におけるインターネットを活用した販路拡大等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス業者金融支援事業</li> <li>・保証料ゼロ、実質無利子(当初5年間)の制度融資</li> <li>○新型コロナウイルス業者応援給付金</li> <li>「金融支援事業」の融資を受けた農林漁業者のうち、特に影響が大きいい方に100万円を上限に給付</li> <li>○新型コロナウイルス新規販売チャネル開拓事業</li> <li>○阿波ふんど新装を活用した新たな販路開拓を実施</li> <li>・FCサカイの需要喚起応援事業</li> <li>○県産花きの需要喚起応援事業</li> <li>○「阿波地産菜」販売支援事業</li> <li>○県産畜産物活用型経済活性化事業</li> <li>○県産畜産物活用型経済活性化事業</li> <li>○「海の幸」販売促進緊急対策事業</li> <li>○滞留原木緊急対策事業</li> <li>○滞留建築資材緊急対策事業</li> <li>○山の仕事を守る新型コロナウイルス対策緊急支援事業</li> <li>○県産農林水産物を活用した雇用継続やテイクアウト、商品開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援</li> <li>○農業現場等での新型コロナウイルスの影響が出た場合等の営業活動等の支援体制構築</li> <li>○牛豚肉の拡充、牛肉保管費用に対する支援</li> <li>○鳥取和牛等を小中学校給食に提供する食官の推進</li> <li>○素材生地の転換等の取組に対して支援</li> <li>○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験</li> <li>○量販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚7.7の開催、魚食普及活動による情報発信</li> <li>○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動</li> <li>○県産食材を使用する食品加工事業者の相談窓口設置</li> <li>○試食に代わる試供品の提供やインターネット商談等対応できない販売活動に対して助成(補助率2/3、上限50万円)</li> <li>○県産食材等を県外の自宅で過ごす友人・知人等に配送する取組を支援</li> <li>○農業水産分野での雇用の受け皿づくり</li> <li>○繋がる取組を支援(補助率3/4、上限200万円)</li> <li>○テイクアウト・デリバリーを活用して20%のアップが実現した事業者の先取り応援券を販売</li> <li>○農林水産業の共同利用施設を行う出荷作業時の感染予防対策等を支援</li> <li>○農林水産業関係団体が行う販路拡大等を支援</li> <li>※漁業者等の資金繰り支援(利息補給による貸付利率の無利子化等)</li> <li>○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設(再掲)</li> <li>○テイクアウト、デリバリー等を飲食店をまとめたナット(商工会議所、各区等で運営)を集約し、市ホムコムで発信</li> <li>○安全・安心で新鮮な魚介類がお得に購入できる「おうちdeおさかなマーケット」について、6月15日から商品内容を更に充実させリニューアルして7月31日まで実施(京都市の支援のもと、市内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施)</li> <li>※京都料理芽生会と連携し、旬の市場流通食材を参理教室」を開催(令和2年7月)</li> <li>○農産物等の販路拡大事業</li> <li>・新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や、京野菜の販路拡大・販売促進により需要を下げ、持続的に営農を行える環境を整備</li> <li>○林業経営支援事業</li> <li>・木材価格の低下が発生している中、価格の安定と事業継続を図るため、港湾等への運搬経費を助成し、海外を含む販路開拓を支援。また、新しい生活スタイルに対応した林業商品やサービスの開発等を支援</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○鳥取新型コロナウイルス対策向け地域経済変動対策資金の創設</li> <li>・制度融資の無利子期間、据置期間、保証料無しの期間の拡充</li> <li>○県内中小企業の新分野進出などの新たな取組、感染予防・防止に向けた商品開発など幅広い取組を支援(補助率3/4上限50万円等)</li> <li>○企業の感染症防止対策支援(緊急対応型：補助率3/4 上限20万円、体制整備型：補助率3/4 上限200万円)、感染症に対応したBCP策定支援等</li> <li>○越境ECの取組支援(補助率2/3 上限20万円)等</li> <li>○テイクアウトの新規導入に係る経費を支援(国助成金への上乗せ補助)(補助率1/6、上限30万円)</li> <li>※複数事業者連携による地域活性化・需要喚起に繋がる取組を支援(補助率3/4、上限200万円(補助額：20万円×参加事業者数))</li> <li>○県有施設に入居する飲食・土産物店等に対する使用料等の減免</li> <li>○経営上の影響を大きく受けた県内事業者に対し、家賃等の固定費の負担軽減や今後の事業継続を支援(定額10万円)</li> <li>○鳥取県版新型コロナウイルス感染症拡大予防対策例や業界が作成するガイドラインを基に事業者が感染予防対策に取り組み経費を助成(補助率9/10、上限20万円)</li> <li>○交通事業者への感染症対策資材整備や密を避けるための貸切バス増車等への支援、バス・タクシー車両両方活用の広告等</li> <li>○オンライン物産展等対面販売からの転換を支援</li> <li>○職員が在宅で勤務できる環境を整備し、県業務の継続性を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ワラン合同企業説明会の実施や就職情報ナットの情報発信等を支援(補助率1/2 上限40万円等)</li> <li>○離職者の早期再就職を支援するための職業訓練等</li> <li>○雇用維持のために実施する教育訓練に対し助成(補助率2/3、上限100万円)</li> <li>○離職者を正規雇用した企業に雇用安定支援金を支給</li> <li>○就労支援継続事業所が行う新商品開発等の取組に要する経費を補助</li> <li>※新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けた県内求職者の就労促進を支援(補助率1/2、日額当たり1,000円)</li> <li>※「新型コロナウイルス対策企業・雇用サポーターチーム」の活動の充実、求職・相談者への相談対応の周知を強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス業者金融支援事業</li> <li>・保証料ゼロ、実質無利子(当初5年間)の制度融資</li> <li>○新型コロナウイルス業者応援給付金</li> <li>「金融支援事業」の融資を受けた農林漁業者のうち、特に影響が大きいい方に100万円を上限に給付</li> <li>○新型コロナウイルス新規販売チャネル開拓事業</li> <li>○阿波ふんど新装を活用した新たな販路開拓を実施</li> <li>・FCサカイの需要喚起応援事業</li> <li>○県産花きの需要喚起応援事業</li> <li>○「阿波地産菜」販売支援事業</li> <li>○県産畜産物活用型経済活性化事業</li> <li>○県産畜産物活用型経済活性化事業</li> <li>○「海の幸」販売促進緊急対策事業</li> <li>○滞留原木緊急対策事業</li> <li>○滞留建築資材緊急対策事業</li> <li>○山の仕事を守る新型コロナウイルス対策緊急支援事業</li> <li>○県産農林水産物を活用した雇用継続やテイクアウト、商品開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援</li> <li>○農業現場等での新型コロナウイルスの影響が出た場合等の営業活動等の支援体制構築</li> <li>○牛豚肉の拡充、牛肉保管費用に対する支援</li> <li>○鳥取和牛等を小中学校給食に提供する食官の推進</li> <li>○素材生地の転換等の取組に対して支援</li> <li>○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験</li> <li>○量販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚7.7の開催、魚食普及活動による情報発信</li> <li>○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動</li> <li>○県産食材を使用する食品加工事業者の相談窓口設置</li> <li>○試食に代わる試供品の提供やインターネット商談等対応できない販売活動に対して助成(補助率2/3、上限50万円)</li> <li>○県産食材等を県外の自宅で過ごす友人・知人等に配送する取組を支援</li> <li>○農業水産分野での雇用の受け皿づくり</li> <li>○繋がる取組を支援(補助率3/4、上限200万円)</li> <li>○テイクアウト・デリバリーを活用して20%のアップが実現した事業者の先取り応援券を販売</li> <li>○農林水産業の共同利用施設を行う出荷作業時の感染予防対策等を支援</li> <li>○農林水産業関係団体が行う販路拡大等を支援</li> <li>※漁業者等の資金繰り支援(利息補給による貸付利率の無利子化等)</li> <li>○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設(再掲)</li> <li>○テイクアウト、デリバリー等を飲食店をまとめたナット(商工会議所、各区等で運営)を集約し、市ホムコムで発信</li> <li>○安全・安心で新鮮な魚介類がお得に購入できる「おうちdeおさかなマーケット」について、6月15日から商品内容を更に充実させリニューアルして7月31日まで実施(京都市の支援のもと、市内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施)</li> <li>※京都料理芽生会と連携し、旬の市場流通食材を参理教室」を開催(令和2年7月)</li> <li>○農産物等の販路拡大事業</li> <li>・新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や、京野菜の販路拡大・販売促進により需要を下げ、持続的に営農を行える環境を整備</li> <li>○林業経営支援事業</li> <li>・木材価格の低下が発生している中、価格の安定と事業継続を図るため、港湾等への運搬経費を助成し、海外を含む販路開拓を支援。また、新しい生活スタイルに対応した林業商品やサービスの開発等を支援</li> </ul>
京都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急融資制度の充実(令和2年5月～)</li> <li>融資限度額を3,000万円から4,000万円へ引上げ(令和2年7月～)</li> <li>○中小企業経営支援緊急対策事業の充実</li> <li>○中小事業者等緊急支援補助制度の実施</li> <li>・補助率3/4、上限額30万円</li> <li>○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設</li> <li>・補助率3/4等・上限額30万円</li> <li>○飲食店テイクアウト・デリバリーの利用促進</li> <li>○本市の家庭保育の協力依頼に基づく保育園等への登園自粛、又は保育園等による臨時休園が行われた場合における保育料返還</li> <li>○商店街緊急支援補助金</li> <li>補助率9/10、上限額会員数50以上は200万円・50未満は100万円</li> <li>○京都市伝統産業つくり手支援事業補助金</li> <li>・補助率9/10・上限額個人又はグループは40万円・団体は100万円</li> <li>○和装産地支援事業</li> <li>○中小企業等支援策活用サポーターセンターの運用</li> <li>○中小企業等支援策活用サポーターセンターの活用</li> <li>○就労継続支援事業所に対する生産活動活性化支援</li> <li>○就労継続支援B型事業所における工賃助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○失業者等の優先募集(臨時・非常勤職員)</li> <li>○経済状況が悪化した大学生等を対象とした臨時募集(非常勤職員)</li> <li>○雇用調整助成金申請窓口の混雑緩和に向けた取組</li> <li>・京都労働局と連携し、「初めての雇用調整助成金」ワラン説明会を開催(令和2年5月)</li> <li>・市観光協会と連携し、「初めての雇用調整助成金」研修動画の制作及び配信(令和2年5月～)</li> <li>○WEBを活用した就職相談や企業紹介等の実施</li> <li>○事業継続に向けた中小企業等担い手確保・育成支援</li> <li>○雇用情勢の悪化を契機とする社会福祉施設の担い手確保対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス業者金融支援事業</li> <li>・保証料ゼロ、実質無利子(当初5年間)の制度融資</li> <li>○新型コロナウイルス業者応援給付金</li> <li>「金融支援事業」の融資を受けた農林漁業者のうち、特に影響が大きいい方に100万円を上限に給付</li> <li>○新型コロナウイルス新規販売チャネル開拓事業</li> <li>○阿波ふんど新装を活用した新たな販路開拓を実施</li> <li>・FCサカイの需要喚起応援事業</li> <li>○県産花きの需要喚起応援事業</li> <li>○「阿波地産菜」販売支援事業</li> <li>○県産畜産物活用型経済活性化事業</li> <li>○県産畜産物活用型経済活性化事業</li> <li>○「海の幸」販売促進緊急対策事業</li> <li>○滞留原木緊急対策事業</li> <li>○滞留建築資材緊急対策事業</li> <li>○山の仕事を守る新型コロナウイルス対策緊急支援事業</li> <li>○県産農林水産物を活用した雇用継続やテイクアウト、商品開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援</li> <li>○農業現場等での新型コロナウイルスの影響が出た場合等の営業活動等の支援体制構築</li> <li>○牛豚肉の拡充、牛肉保管費用に対する支援</li> <li>○鳥取和牛等を小中学校給食に提供する食官の推進</li> <li>○素材生地の転換等の取組に対して支援</li> <li>○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験</li> <li>○量販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚7.7の開催、魚食普及活動による情報発信</li> <li>○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動</li> <li>○県産食材を使用する食品加工事業者の相談窓口設置</li> <li>○試食に代わる試供品の提供やインターネット商談等対応できない販売活動に対して助成(補助率2/3、上限50万円)</li> <li>○県産食材等を県外の自宅で過ごす友人・知人等に配送する取組を支援</li> <li>○農業水産分野での雇用の受け皿づくり</li> <li>○繋がる取組を支援(補助率3/4、上限200万円)</li> <li>○テイクアウト・デリバリーを活用して20%のアップが実現した事業者の先取り応援券を販売</li> <li>○農林水産業の共同利用施設を行う出荷作業時の感染予防対策等を支援</li> <li>○農林水産業関係団体が行う販路拡大等を支援</li> <li>※漁業者等の資金繰り支援(利息補給による貸付利率の無利子化等)</li> <li>○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設(再掲)</li> <li>○テイクアウト、デリバリー等を飲食店をまとめたナット(商工会議所、各区等で運営)を集約し、市ホムコムで発信</li> <li>○安全・安心で新鮮な魚介類がお得に購入できる「おうちdeおさかなマーケット」について、6月15日から商品内容を更に充実させリニューアルして7月31日まで実施(京都市の支援のもと、市内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施)</li> <li>※京都料理芽生会と連携し、旬の市場流通食材を参理教室」を開催(令和2年7月)</li> <li>○農産物等の販路拡大事業</li> <li>・新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や、京野菜の販路拡大・販売促進により需要を下げ、持続的に営農を行える環境を整備</li> <li>○林業経営支援事業</li> <li>・木材価格の低下が発生している中、価格の安定と事業継続を図るため、港湾等への運搬経費を助成し、海外を含む販路開拓を支援。また、新しい生活スタイルに対応した林業商品やサービスの開発等を支援</li> </ul>
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○大阪府と協同し「休業要請支援金」を支給</li> <li>○ものづくり中小企業緊急支援事業(大阪産業技術研究所の利用料減額)</li> <li>○所管施設のキャンセル・休館・減免措置等に伴う指定管理者への取入補填</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響を受けた港湾関連事業者等の港湾施設使用料、貸付料等の支払期限を延長</li> <li>※大阪府と共同し「感染拡大防止に向けた営業時間短縮協力金」を支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急雇用対策として会計年度任用職員を採用(50名)</li> <li>・離職(解雇・雇止め)や、内定取消、事業活動の縮小により仕事を失った事業主(フリーランスを含む)などを対象</li> <li>○外国人のための相談窓口の体制強化( (公財)大阪国際交流センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス業者金融支援事業</li> <li>・保証料ゼロ、実質無利子(当初5年間)の制度融資</li> <li>○新型コロナウイルス業者応援給付金</li> <li>「金融支援事業」の融資を受けた農林漁業者のうち、特に影響が大きいい方に100万円を上限に給付</li> <li>○新型コロナウイルス新規販売チャネル開拓事業</li> <li>○阿波ふんど新装を活用した新たな販路開拓を実施</li> <li>・FCサカイの需要喚起応援事業</li> <li>○県産花きの需要喚起応援事業</li> <li>○「阿波地産菜」販売支援事業</li> <li>○県産畜産物活用型経済活性化事業</li> <li>○県産畜産物活用型経済活性化事業</li> <li>○「海の幸」販売促進緊急対策事業</li> <li>○滞留原木緊急対策事業</li> <li>○滞留建築資材緊急対策事業</li> <li>○山の仕事を守る新型コロナウイルス対策緊急支援事業</li> <li>○県産農林水産物を活用した雇用継続やテイクアウト、商品開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援</li> <li>○農業現場等での新型コロナウイルスの影響が出た場合等の営業活動等の支援体制構築</li> <li>○牛豚肉の拡充、牛肉保管費用に対する支援</li> <li>○鳥取和牛等を小中学校給食に提供する食官の推進</li> <li>○素材生地の転換等の取組に対して支援</li> <li>○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験</li> <li>○量販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚7.7の開催、魚食普及活動による情報発信</li> <li>○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動</li> <li>○県産食材を使用する食品加工事業者の相談窓口設置</li> <li>○試食に代わる試供品の提供やインターネット商談等対応できない販売活動に対して助成(補助率2/3、上限50万円)</li> <li>○県産食材等を県外の自宅で過ごす友人・知人等に配送する取組を支援</li> <li>○農業水産分野での雇用の受け皿づくり</li> <li>○繋がる取組を支援(補助率3/4、上限200万円)</li> <li>○テイクアウト・デリバリーを活用して20%のアップが実現した事業者の先取り応援券を販売</li> <li>○農林水産業の共同利用施設を行う出荷作業時の感染予防対策等を支援</li> <li>○農林水産業関係団体が行う販路拡大等を支援</li> <li>※漁業者等の資金繰り支援(利息補給による貸付利率の無利子化等)</li> <li>○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設(再掲)</li> <li>○テイクアウト、デリバリー等を飲食店をまとめたナット(商工会議所、各区等で運営)を集約し、市ホムコムで発信</li> <li>○安全・安心で新鮮な魚介類がお得に購入できる「おうちdeおさかなマーケット」について、6月15日から商品内容を更に充実させリニューアルして7月31日まで実施(京都市の支援のもと、市内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施)</li> <li>※京都料理芽生会と連携し、旬の市場流通食材を参理教室」を開催(令和2年7月)</li> <li>○農産物等の販路拡大事業</li> <li>・新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や、京野菜の販路拡大・販売促進により需要を下げ、持続的に営農を行える環境を整備</li> <li>○林業経営支援事業</li> <li>・木材価格の低下が発生している中、価格の安定と事業継続を図るため、港湾等への運搬経費を助成し、海外を含む販路開拓を支援。また、新しい生活スタイルに対応した林業商品やサービスの開発等を支援</li> </ul>
堺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○制度融資の信用保証料を全額市が負担する制度を新たに創設(4/15～実施)</li> <li>○中小企業のテレワーク導入支援(第1次募集)</li> <li>募集枠の上限に達したため、5月18日に受付終了</li> <li>＜補助金額上限：50万円、補助率：2/3＞</li> <li>○大阪府と協同し「休業要請支援金」を支給。</li> <li>○市内NPO法人に対する支援金</li> <li>※先端設備等導入支援補助金の創設</li> <li>※申請する中小企業応援補助金の創設</li> <li>※中小企業のテレワーク導入支援(第2次募集)の実施</li> <li>※中小企業デジタルマーケティング促進補助金の創設</li> <li>※キャリアパス決済を活用した市内消費活性化事業(11月実施予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○雇用調整助成金相談窓口の設置(4/30～予約受付開始)</li> <li>○就職相談体制の強化</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響により、内定取消・雇止め・解雇をされた方などの再就職を支援するため、市の就労支援施設においてオンライン相談を導入。(5/1～開設)</li> <li>※Web合同企業説明会の実施</li> <li>※再就職支援プログラムの実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○新型コロナウイルス業者金融支援事業</li> <li>・保証料ゼロ、実質無利子(当初5年間)の制度融資</li> <li>○新型コロナウイルス業者応援給付金</li> <li>「金融支援事業」の融資を受けた農林漁業者のうち、特に影響が大きいい方に100万円を上限に給付</li> <li>○新型コロナウイルス新規販売チャネル開拓事業</li> <li>○阿波ふんど新装を活用した新たな販路開拓を実施</li> <li>・FCサカイの需要喚起応援事業</li> <li>○県産花きの需要喚起応援事業</li> <li>○「阿波地産菜」販売支援事業</li> <li>○県産畜産物活用型経済活性化事業</li> <li>○県産畜産物活用型経済活性化事業</li> <li>○「海の幸」販売促進緊急対策事業</li> <li>○滞留原木緊急対策事業</li> <li>○滞留建築資材緊急対策事業</li> <li>○山の仕事を守る新型コロナウイルス対策緊急支援事業</li> <li>○県産農林水産物を活用した雇用継続やテイクアウト、商品開発等に取り組み飲食店や旅館等の幅広い取組に10万円を支援</li> <li>○農業現場等での新型コロナウイルスの影響が出た場合等の営業活動等の支援体制構築</li> <li>○牛豚肉の拡充、牛肉保管費用に対する支援</li> <li>○鳥取和牛等を小中学校給食に提供する食官の推進</li> <li>○素材生地の転換等の取組に対して支援</li> <li>○県産木材の需要増に向けた乾燥技術の実証試験</li> <li>○量販店や鮮魚直売店等と連携した県産魚7.7の開催、魚食普及活動による情報発信</li> <li>○渡航を伴わない農林水産物の新たな販促活動</li> <li>○県産食材を使用する食品加工事業者の相談窓口設置</li> <li>○試食に代わる試供品の提供やインターネット商談等対応できない販売活動に対して助成(補助率2/3、上限50万円)</li> <li>○県産食材等を県外の自宅で過ごす友人・知人等に配送する取組を支援</li> <li>○農業水産分野での雇用の受け皿づくり</li> <li>○繋がる取組を支援(補助率3/4、上限200万円)</li> <li>○テイクアウト・デリバリーを活用して20%のアップが実現した事業者の先取り応援券を販売</li> <li>○農林水産業の共同利用施設を行う出荷作業時の感染予防対策等を支援</li> <li>○農林水産業関係団体が行う販路拡大等を支援</li> <li>※漁業者等の資金繰り支援(利息補給による貸付利率の無利子化等)</li> <li>○京都市中小企業等緊急支援補助金の創設(再掲)</li> <li>○テイクアウト、デリバリー等を飲食店をまとめたナット(商工会議所、各区等で運営)を集約し、市ホムコムで発信</li> <li>○安全・安心で新鮮な魚介類がお得に購入できる「おうちdeおさかなマーケット」について、6月15日から商品内容を更に充実させリニューアルして7月31日まで実施(京都市の支援のもと、市内の水産仲卸組合と小売団体が協力して実施)</li> <li>※京都料理芽生会と連携し、旬の市場流通食材を参理教室」を開催(令和2年7月)</li> <li>○農産物等の販路拡大事業</li> <li>・新しい生活様式に即した非接触型販売手法などの導入支援や、京野菜の販路拡大・販売促進により需要を下げ、持続的に営農を行える環境を整備</li> <li>○林業経営支援事業</li> <li>・木材価格の低下が発生している中、価格の安定と事業継続を図るため、港湾等への運搬経費を助成し、海外を含む販路開拓を支援。また、新しい生活スタイルに対応した林業商品やサービスの開発等を支援</li> </ul>
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○中小企業等の店舗の家賃を1/2以上減額した不動産オーナーに対して4・5月分の家賃の減額総額の8割補填(補助上限200万円)</li> <li>○中小企業等の事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援(補助上限：100万円、補助率3/4)</li> <li>○中小企業等への相談体制強化(セーフティ保証(4・5号)等の認定申請窓口、社会保険労務士専門相談員、国・県・市等の支援制度等紹介する連携協議員、国の特化給付金の電子申請一括申請)</li> <li>○中小企業等のテレワーク環境の整備等の支援(市補助上限：75万円、補助率1/12(国補助と合計3/4以内))</li> <li>○海外電子商取引(EC)等に係る取組を支援(補助上限：150万円、補助率3/4)</li> <li>○先払いの取付引(BC)等に際しては、購入を待たずに仕組を待たずに発行を支援(還元率20%、上限2,000円/件)</li> <li>○UberEatsなどを活用した宅配・テイクアウト事業</li> <li>○商店街・市場における共同宅配事業への支援</li> <li>○オンラインへの新規出店支援による販路拡大(新規出店支援補助上限：30万円/年、補助率1/2等)</li> <li>○商店街・小売市場お買い物券発行による消費喚起(県・市協同)及び地域経済の活性化</li> <li>○ふるさと神戸が「応援基金」を創設し、「応援したい分野」に沿って、新型コロナウイルス感染症拡大により仕事や生活に困難を抱える人々の支援策に活用</li> <li>○飲食店・家庭・地域支援策のため、市有地を活用した市内飲食店舗等による移動店舗ホムコムを実施</li> <li>○テイクアウトやデリバリーにシフトする飲食店を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○緊急雇用対策</li> <li>・採用内定を取り消された新卒者(募集人数：上限100名)</li> <li>・離職を余儀なくされたひとり親家庭(募集人数：上限100名)</li> <li>○ひとり親の就労支援</li> <li>・ひとり親の就労に向けた取り組みに対して助成(補助額：最大10万円)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「ふるさと納税(寄附金)」を活用し、但馬牛肥育農家への素牛導入補助事業に充当し補助を拡充</li> <li>○給食用野菜への支援</li> <li>・給食用に出荷できなかつたニンジンについて、掘り取り体験や、福祉施設への輪転販売を実施、広報面で支援</li> <li>・ネット及び新聞販売店を活用した販売を実施、輸送費・広告費支援</li> <li>○観光農園への支援</li> <li>・感染拡大防止費用を支援</li> <li>・コロナ取戻後のPR支援</li> <li>○花きへの支援</li> <li>・市内産花きを市が買い上げ展示</li> </ul>



## 2 教育対策

※今回追加

団体	(1) 臨時休業・学校再開対策	(2) 遠隔教育等の推進	(3) 芸術・文化等
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立学校へ手作りマスク素材や消毒用アルコールの配布</li> <li>○医療的ケア児のいる家庭への手指消毒用アルコールの無料配布</li> <li>○県立学校に開ける健康医療福祉部局との連携</li> <li>○県立学校へのトイレ改修の実施</li> <li>○補習等支援のための学習指導員の配置</li> <li>○特別支援学校スクールの増車</li> <li>○DV・虐待等 家庭環境に困る児童・生徒への相談・訪問支援体制、学校と福祉の連携強化等</li> <li>○障害児の放課後デイサービスへの利用が増えたことによる利用者負担の増加分を補助</li> <li>○医療的ケア児等の送迎のために福祉タクシー券を配布する事業への補助</li> <li>○県立大学が感染症対策として行う遮蔽板等の設置に対する補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学習支援コンテンツポータルサイト「子どもの『学びの場』」の開設</li> <li>○GIGAスクールポータル（ICT技術者等）の配置</li> <li>○障害児生徒のための入出力支援装置の整備（点字ディスプレイによるICT環境整備</li> <li>○県立学校等における遠隔授業環境の整備</li> <li>・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、WEB会議アプリの導入</li> <li>・各学校にWebカメラ、マイクなどの整備</li> <li>○県立中学校、県立特別支援学校(義務教育課程)の児童生徒が使用できるPC端末整備の前倒し</li> <li>○インターネットを通じた授業動画の配信や学習プリントの配布</li> <li>○県立大学の遠隔授業環境の整備に対する補助</li> <li>○自宅学習の環境整備等支援</li> <li>・動画やクラウドを活用したオンライン学習の実施(府立学校)</li> <li>・オンライン授業の導入(府立医科大学、府立大学)</li> <li>・教材補助として本を購入し貸出(学校再開後は図書室へ)(義務教育(小学校低学年)</li> <li>○私立義務教育振興補助(高校生への修学支援)</li> <li>○低所得者を対象にオンライン学習を支えるための通信費支給</li> <li>○児童養護施設等へのインターネット環境整備</li> <li>・児童養護施設等で育つ児童の学習機会を確保するため、インターネット環境整備やパソコン等の機器購入を助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続等を支援</li> <li>○県立美術館の企画展の動画を作成・配信</li> <li>○県立文化施設において、自主製作オペラをオンライン配信</li> <li>○文化芸術関係者への支援等を紹介する相談窓口を設置</li> <li>○文化施設にサーモグラフィを購入</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○中高生夢舞台開催支援事業</li> <li>・全国大会の中止や開催内容の変更を受け、中高生の集大成となる大会開催を支援</li> <li>○府立図書館の感染防止対策</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒等の心のケアと学習指導の強化</li> <li>・休業期間中及び学校再開後の児童生徒等への支援体制を強化(スクールケア、まなび・生活サポート)の拡充</li> <li>○放課後児童クラブの運営等に対する支援</li> <li>○学校活動における感染予防対策</li> <li>・スクールの過密化防止や消毒液の購入</li> <li>・令和2年度未だでスクールのバスを増便</li> <li>○新型コロナウイルス感染症対策大学等授業再開支援事業</li> <li>・府内の大学等に対して、必要経費を支援</li> <li>○私立学校教育振興補助(学習指導員の配置)</li> <li>○学校教育活動再開事業</li> <li>○支援学校等の臨時休業に伴う放課後等デイサービス支援</li> <li>○学校給食休止への対応</li> <li>○家庭学習の支援</li> <li>・府内の3歳児以上の園児に対し、学習教材等の購入を支援(図書カード2,000円分を配布)</li> <li>○SNS(LINE)を活用した相談対応の拡充</li> <li>○児童・生徒の心のケアや補充学習等の支援を行うスクールカウンセラーや学習支援員の配置</li> <li>※スクールポータルシステムの配置</li> <li>※部活動全国大会の代替地方大会開催(感染予防対策)支援</li> <li>※幼稚園設置者に対し、感染防止に必要な衛生用品(子ども用マスク、消毒液)等の購入費用を補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○「臨時休業中の学習支援のページ」を開設</li> <li>・家庭学習プリント及びプリント教材等の掲載、授業動画の配信</li> <li>○府立学校のICT化の推進</li> <li>・ICT技術者の配置</li> <li>・教材、マイク等の通信装置や府立支援学校及び府立中学校の端末等を整備</li> <li>○府立学校のオンラインでの学習体制を構築</li> <li>・端末機等を持たない家庭に対する学校所有の端末機、パソコン(通信費込み)の貸し出し</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○文化芸術活動の継続支援</li> <li>・無観客ライブ等の配信にかかる経費を補助等</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校(支援学校含む)におけるマスク等購入の支援</li> <li>○特別支援学校のトイレ改修による衛生環境改善</li> <li>○放課後等デイサービスへの追加経費の支援</li> <li>○補習等支援のための学習指導員の配置</li> <li>○心のケアに対応するSNS悩み相談窓口の強化</li> <li>○心ようご放課後プログラムの推進</li> <li>・放課後児童クラブの増加に伴う経費支援、利用料減免支援</li> <li>○ファミリーサポートセンター事業への支援</li> <li>○病院内保育所における児童保育の受入支援</li> <li>○特別支援学校休校に伴う、放課後等デイサービス利用支援</li> <li>○学習支援番組「みて・学ぼう!」ひょうごっ子広場の制作</li> <li>○学校給食休止に伴う食材違約金の支払い</li> <li>○学校再開に伴う少人数授業、補習等支援のための非常勤講師 スクールサポートスタッフ、業務支援員の配置</li> <li>○私立学校における学校再開への人的体制の強化支援</li> <li>○学校再開に伴う感染症対策の強化</li> <li>○特別支援学校スクールカウンセラーの増便対応等</li> <li>○給食調理者への衛生改善設備の購入経費支援</li> <li>○部活動全国大会の代替地方大会開催支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立学校等における遠隔授業環境の整備</li> <li>・家庭にインターネット環境のない児童生徒に対して端末を貸与、web会議アプリ・学習支援アプリの導入</li> <li>○県立大学の遠隔授業環境の整備</li> <li>・web会議アプリの導入補助</li> <li>・GIGAスクールポータル(ICT技術者等)の配置</li> <li>○障害児生徒のための点字ディスプレイ、視認入力装置等の整備</li> <li>○総合衛生学院、職業能力開発校における遠隔授業環境の整備</li> <li>○専修学校等における遠隔授業環境の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○芸術・文化施設等の県民利便施設等にサーバールーム等を整備(単体含む)</li> <li>○県立芸術・文化施設等の各種無料講座のオンライン配信</li> <li>○県立美術館・博物館のPR動画や県内アーティストの専用動画を制作・配信、多言語音声ガイドの専用アプリ等の製作</li> <li>○避難所等での物資・衛生資材等の備蓄支援</li> <li>○避難所となる学校等体育館の換気設備導入支援</li> <li>○芸術文化公演の再開に向けた緊急支援</li> <li>○芸術文化の鑑賞・体験機会の創出支援</li> <li>○県民利便施設等の換気設備の強化</li> <li>○県立美術館における時間制来館者システム導入</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○幼稚園がマスクや消毒液等を購入する経費に対し補助</li> <li>○特別支援学校の臨時休業期間中の学校給食の食材費負担等の利用増に伴う追加経費に対し補助</li> <li>○学校の臨時休業による心のケアのため、公立学校の児童生徒に対し、スクールカウンセラーによるストレスケアを実施</li> <li>○在宅運動番組(児童生徒向け)制作・放送</li> <li>・臨時休業中の小中学生等の健康維持のための番組を提供</li> <li>○在宅教養講座番組制作・放送</li> <li>・外出を自粛している県民の健康維持や、本県の魅力を再発見する機会を提供</li> <li>○小学校の臨時休業に伴う放課後児童クラブの開所時間の延長に要する経費等に対し補助</li> <li>○放課後児童クラブの利用の自粛等に伴う保護者負担の減による公費負担の増に対し補助</li> <li>○小学6年生及び中学生の学級を分割し、感染拡大防止及びびきめ細かい指導を行うため、教員を加配</li> <li>○夏期休業を短縮して授業を実施するため、非常勤講師等を配置</li> <li>○臨時休業期間中の未指導分の補習等のため、学校教育活動を支援する学習指導員を配置</li> <li>○感染症対策のために増加する教員の業務をサポートするため、スクールサポートスタッフを配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○全教員、児童生徒に対し「G Suite for Education」のアカウントを発行</li> <li>○教育長及び指導主事による授業アプリ動画を参考に各学級で授業動画を作成し、動画共有サービス上の各学校のチャットにアップロード</li> <li>○Wi-Fi環境がない家庭にPCを貸与し、授業動画を保存したDVDやUSBメモリを提供</li> <li>○児童生徒の健康観察等、タブレット活用による家庭と学校が共有</li> <li>○全教員に「G Suite for Education」の講習をタブレットで実施</li> <li>○オンラインで活用できるツールを利用し、テストの実施など生徒の在宅での学習状況の把握を行うための研究を実施</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための遠隔授業の環境整備を行う公立大学に対し補助</li> <li>○県立中学校及び特別支援学校小学校・中学部に情報教育環境を整備 <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報端末整備 1,050台</li> <li>・情報端末の活用を支援する技術者を配置</li> </ul> </li> <li>○障害のある児童生徒が情報機器の使用に要する障害に応じた入出力支援装置を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立文化施設において消毒液の整備、受付でのアルコール板設置、空気清浄機及び非接触型体温計等を整備</li> <li>○入館時における新型コロナウイルス感染症対策の徹底(マスク着用、手指消毒、三密の回避等)</li> <li>○県立図書館主催イベントとして、館長講演会のオンライン配信</li> <li>○県立文化施設のHP等において、万葉歌留多などの家で遊べるコンテンツの配信</li> <li>○奈良県立ジュニアオーケストラのテレワーク演奏動画、過去の演奏会の映像等を、動画配信サイト(YouTube)にて公開</li> <li>○新型コロナウイルス感染症の影響により中止された全国大会の代替として開催される奈良県大会を支援</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立幼稚園におけるマスクや消毒液等の購入経費を支援</li> <li>○県立学校への保健衛生用品(マスクや消毒液等)の配付及び購入支援</li> <li>○県立学校臨時休業期間中の学校給食食材費負担</li> <li>○子供 SOS が(24時間対応) 教育相談電話、LINEを活用した教育相談による心のケアへの対応</li> <li>○SC、SSW、不登校支援員、訪問支援員や(県)教育相談主事による心のケアへの対応</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立学校において家庭学習の充実に向けたオンライン学習支援サービスの導入</li> <li>○各学校のWebページに「サポート付き閲覧制限ページ」を設置し、家庭への連絡等で活用</li> <li>○GIGAスクール構想による県立中学校・特別支援学校(義務教育課程)の児童生徒のPC端末の整備前倒し</li> <li>○高等学校生徒1人1台PC端末の整備</li> <li>○各県立学校にWebカメラ、マイク等、配信用周辺機器の整備</li> <li>○臨時休業中にオンライン学習ができるよう、インターネット環境未整備の家庭に貸与する機器を準備(通信料は県負担)</li> <li>○授業動画の配信やリポート学習指導の開始</li> <li>○特別支援学校の児童生徒のための入出力支援装置(ジョイスティック、マウス、視線入力装置等)の整備</li> <li>○低所得者を対象に家庭におけるオンライン学習を支援するための通信費を支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立図書館における消毒液の整備、受付でのアルコール板設置及び体温計の購入</li> <li>○県立博物館施設における消毒液の整備、受付でのアルコール板設置</li> </ul>
和歌山県			



団体	(1) 臨時休業・学校再開対策	(2) 遠隔教育等の推進	(3) 芸術・文化等
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○私立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等</li> <li>○県立学校へのマスクや消毒液の配布及び購入支援</li> <li>○特別支援学校等の臨時休業に伴う放課後等「休む」の利用者負担増加分を支援</li> <li>○公立学校給食納入業者に対する支援</li> <li>・食材の有効活用を促進する経費への補助</li> <li>・学校給食パン、米、牛乳、デザート類の供給体制を維持する経費への補助</li> <li>○電話・メール・SNS(LINE)等において、児童生徒や保護者、教職員、関係機関からの相談に常時対応できる体制の強化</li> <li>○県立学校における緊急連絡網環境整備</li> <li>・生徒の安全確認、日々の体調確認</li> <li>○公立幼稚園におけるマスク等保健衛生用品の購入等</li> <li>○放課後児童クラブに追加で生じる費用に対する補助</li> <li>○放課後児童クラブを臨時休業させた場合に市町村が保護者へ返却する日割利用料に対する補助</li> <li>○県立特別支援学校において、効果的な箇所の既存水栓を自立水栓に改修</li> <li>○特別支援学校において、幼児児童生徒の障がい特性に応じた感染対策や過密対策など、「新しい生活様式」を実践するための機器(アルコール消毒液)等を購入</li> <li>○県立学校に可搬式空調(スポットクーラー)を整備</li> <li>○私立学校再開に伴う学校における感染症対策の強化に係る支援</li> <li>○私立学校再開における追加的人員配置に係る支援</li> <li>○児童生徒の体力・競技力向上のためインストラクターを派遣(準備中)</li> <li>○県立学校生のための臨時通学バスの運行(準備中)</li> <li>○県内消毒作業等を行う会計年度任用職員の配置</li> <li>○感染リスクの軽減のため、特別支援学校マスクの増産</li> <li>○県立図書館に書籍消毒器を整備</li> <li>○放課後児童クラブに追加で生じる費用、アパレル・サポート・セーター利用料の減免を行った場合に生じる費用、アパレル・サポート・セーターの減免を行った場合に生じる費用等についての支援</li> <li>○休業期間中を活用した読書感想文コンクール等の開催</li> <li>○放課後等「休む」で追加的に生じたマスクに係る県負担金の増額、利用者負担の免除を行う市町村に補助</li> <li>○医療的ケア児等の送迎のため、放課後等「休む」事業所等が福祉タクシーを利用する機会にタクシーの配付を行う事業に補助</li> <li>○子ども居場所の立ち上げ経費及び運営費を支援</li> <li>○特別支援学校が臨時休業を実施した場合に保護者のボランティアを行う事業に補助</li> <li>○子どもの世話を主とするために事業の休業を余儀なくされた県内個人事業主を支援(4,100円/人/日)</li> <li>※私立中学校・高等学校が行う感染症予防対策及び家庭教育学習に必要な教材の購入等、学習保障の取組への経費支援</li> <li>※私立専修学校が行う感染症予防対策及び学習保障の取組への経費支援(予定)</li> <li>※私立中学校・高等学校が行う学校寮及び部活動における感染防止対策への経費支援(予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○臨時休業中における児童生徒の家庭学習をサポートするための動画の作成・配信、ケーブල්テレビ放送</li> <li>○手作りマスクの動画の作成・配信</li> <li>○HPからダウンロードできる独自教材プリントの活用</li> <li>○ウェブ会議システムの無料アカウントを取得し、各県立学校に必要なアカウントを配付</li> <li>○無料の教育ソフト「サピス」に各県立学校用アカウントを作成し配布</li> <li>○県立学校及び市町村立小中学校を対象としたリンクネットを活用した児童生徒の学習支援する「サピス」事業を実施</li> <li>○県立学校の教員がワークできる環境構築</li> <li>○障害児童生徒のための点字ディスプレイ、視線入力装置等の整備</li> <li>○各学校創意工夫による学習支援のための「学校裁量枠」の創設</li> <li>○障がいのある児童生徒の家庭や福祉施設におけるオンライン学習支援の充実を図るため、「自律型学習教材」や「読み教材」をeラーニングコンテンツとしてデジタル化</li> <li>○徳島県GIGAスクール構想として、公立の小学校・中学校・高等学校、高等学校、及び特別支援学校の児童生徒に1人1台端末の整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県立文化施設等において、マスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品を整備</li> <li>○ライブ配信等を活用した県外のプロ演奏家から県内アマチュア演奏者へのオンライン演奏指導の実施</li> <li>○「あわ文化」に係るVR動画等デジタルコンテンツの作成し、情報発信</li> <li>○県立学校の文化部活動をオンライン指導により実施</li> <li>○部活動全国大会の代替地方大会開催支援</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校園におけるマスク・消毒液等の確保</li> <li>○LINEによる相談窓口の開設</li> <li>○子ども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応</li> <li>○希望制による「学習相談・面談」の実施</li> <li>○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校(学級)ポスト」の設置</li> <li>○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備</li> <li>○学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備</li> <li>○大学における学生支援強化特別支援事業</li> <li>○子ども食堂等との連携による子ども見守り強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学校休業中にインターネットを活用した学習ができる環境を整備するため、Wi-Fi機器の貸与や回線の増強を実施</li> <li>○遠隔教育等で使用するeラーニング教材のアカウント取得・活用に係る市町村への補助</li> <li>※GIGAスクール構想により児童生徒の1人1台端末の運用開始に伴い、当該端末を授業等で円滑に使用できるようにするため、高速通信ネットワークへの接続を行うための環境を整備(予定)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形での文化芸術活動を支援</li> <li>○新型コロナウイルスの影響で中止となった高等学校の各種スポーツ・文化大会の代替大会の開催を支援</li> </ul>
京都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立学校園におけるマスク・消毒液等の確保</li> <li>○LINEによる相談窓口の開設</li> <li>○子ども相談24時間ホットラインを活用した心のケアへの対応</li> <li>○希望制による「学習相談・面談」の実施</li> <li>○小中学校で課題の提出や質問を投函できる「学校(学級)ポスト」の設置</li> <li>○学校再開に伴う学習保障等のための人的体制整備</li> <li>○学校園の感染症予防対策をはじめとする学習環境整備</li> <li>○大学における学生支援強化特別支援事業</li> <li>○子ども食堂等との連携による子ども見守り強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都放送、京都新聞と連携した「京都・学びプロジェクト」(動画配信等)</li> <li>○GIGAスクール構想の実現に向けた通信ネットワークの増強</li> <li>○ホームページを活用した家庭学習課題等の発信</li> <li>○運動遊びや読み聞かせ等に活用できるDVDの作成</li> <li>○家庭学習支援及びオンライン教職員研修実施のための環境整備(7月市会提案)</li> <li>○市立芸術大学における感染拡大防止対策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都市文化芸術活動緊急奨励金の創設</li> <li>・発表・制作等の機会を失っている文化芸術関係者の活動を支援するため、新型コロナウイルス感染症拡大防止に留意しつつ、現状の状況において安全かつ適切に実施できる文化芸術活動(企画・制作・実施・評価等)募集し、審査のうえ奨励金(上限30万円)を交付</li> <li>○京都の芸術家等の活動状況に関するアンケートを交付</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、京都市に居住又は活動拠点を持つ文化芸術に関わる方々が置かれている状況を調査するとともに、活動の再開や持続に向けてのニーズを明らかにするために実施</li> <li>※京都市文化芸術総合支援パッケージ</li> <li>・表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型の「アウトプットバンク」を活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施</li> </ul>
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○令和2年度の学校給食費の無償化</li> <li>○SNSを活用した児童生徒相談拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○動画配信サイト(YouTube)を活用した学習動画の配信</li> <li>○テレビ大阪と連携し、学習動画をサブチャンネルで放映</li> <li>○NPO法人の学習動画制作を活用</li> <li>○全児童生徒に学習用端末未機を前倒し整備</li> <li>○就学援助世帯でWi-Fi環境が整っていない家庭に、モバイル端末を貸与し、通信使用料を負担</li> <li>○オンライン学習の円滑実施のため、Webカメラ、マイク、スピーカーなどの通信装置を整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○堺市文化芸術応援企画(フュニエリエ界でリストアード)</li> <li>・文化芸術の分野で練習・発表の場が失われた市内の学生等への文化芸術活動のリストアードの場として、昨年度グラウンドオーブとしたフュニエリエ界を提供(学生：施設使用料無料【参考】市内文化団体は施設使用料半額)</li> <li>※大阪府高等学校軟式野球大会及び大阪府高等学校軟式野球大会(硬式)の開催を支援。</li> </ul>
堺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公立幼稚園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等</li> <li>○市立学校園の臨時休業期間中における学校給食費(食材費等)を負担</li> <li>○児童生徒等及び保護者の方々の心のケア等の支援として、児童学校、中学校の一部の小中学校にスクールカウンセラーを配置</li> <li>○市立学校園の臨時休業措置期間における放課後の確認や心のケア等</li> <li>○夏季休業期間等を短縮し、臨時休業措置期間の授業時数を確保</li> <li>○学校再開に伴う市立学校園における感染防止に必要な保健衛生用品の購入等</li> <li>○感染防止対策の一環として、学校トイレ清掃を委託</li> <li>○保護者の経済的負担を軽減するため、8月から10月までの学校給食費を無償化</li> <li>○学校の教育活動を支援するため、人的支援として教員や学習指導員等を追加配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市立図書館にて、自宅学習に向けた小中学生対象の学習本を電子書籍で貸出</li> <li>○教育委員会のIP上において、文部科学省の学習支援コンテンツポータルサイト等を掲載し、家庭学習を支援</li> <li>○各小中学校のIPから教科書に準拠した学習動画を配信し、児童生徒の家庭学習を支援</li> <li>○J-COMと連携し、授業動画をケーブルテレビ、児童生徒の家庭学習を支援</li> <li>○市立小中学校等に通りすべての児童(約64,000人)のノートPCを年内に整備</li> <li>※家庭学習が可能となるようモバイルWi-Fiルーターを各家庭に貸与</li> <li>※学校におけるICT環境整備を進めるため、「GIGAスクールサター」を学校に新たに配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○堺市文化芸術応援企画(フュニエリエ界でリストアード)</li> <li>・文化芸術の分野で練習・発表の場が失われた市内の学生等への文化芸術活動のリストアードの場として、昨年度グラウンドオーブとしたフュニエリエ界を提供(学生：施設使用料無料【参考】市内文化団体は施設使用料半額)</li> <li>※大阪府高等学校軟式野球大会及び大阪府高等学校軟式野球大会(硬式)の開催を支援。</li> </ul>
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>○休校中の家庭学習環境の確保</li> <li>・ICT環境が整っていない家庭へのパソコン・Wi-Fiルーターを無償貸与</li> <li>○臨時休業期間中における子育て家庭の負担軽減</li> <li>・放課後等「休む」サービス、放課後児童クラブの時間延長にかかる運営費補助及び利用料減免</li> <li>○学校給食休止に伴う食料事業等への補助</li> <li>○子どもたちの学習を支えるため、全小中学校に学習指導員とスクールサポートスタッフを追加配置</li> <li>○経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援</li> <li>・食品送付による昼食支援</li> <li>・ICTを活用した学習支援</li> <li>※新型コロナウイルス感染症の影響により学生支援に取り組む市内大生等へ、ふるさと納税を活用して助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○(株)カナルビジョンとの連携による「テレビ授業」の実施</li> <li>○GIGAスクール加速に対応するため全小中学校等の児童生徒にノートPC等を1人1台整備</li> <li>※経済的に配慮を要する就学援助世帯へのICTを活用した学習支援(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業</li> <li>・アーティストやライブ等新たな取り組みに係る経費を補助(上限10万円/人、上限75万円/施設)</li> <li>・芸術文化公演等を実施する場合の施設利用料を補助(上限50万円/日・施設、補助率1/2、県市協調)</li> <li>・神戸山田田自転車道でのシェアサイクル事業の実施</li> <li>・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施</li> </ul>



### 3 社会・福祉対策

※今回追加

団体	(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策	(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入	(3) 生活に困っている世帯・個人への支援
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>マスク等の衛生用品を一括購入し社会福祉施設へ配布</li> <li>社会福祉施設等のマスク等の衛生用品の購入・消毒等にかかる費用を補助</li> <li>多床室の個室化改修経費を補助</li> <li>通所系の社会福祉施設等による自宅訪問など代替サービス提供に伴うかかり増し経費を補助</li> <li>地域活動支援センター等における支援員の増員や消毒液の購入等の経費を補助</li> <li>介護福祉士養成施設等のマスク等の衛生用品購入にかかる経費を補助</li> <li>介護事業所の介護ポット導入および ICT 化に対する支援の拡充</li> <li>介護サービス事業所等における感染症対策および利用再開を支援するとともに、介護施設・事業所に勤務する職員に対して慰労金を支給</li> <li>緊急時の応援にかかると、ネット機能の確保経費を支援</li> <li>障害児者へ訪問入浴サービス等を提供する際の感染症対策に係る経費を補助</li> <li>障害福祉サービスの再開に向けた支援</li> <li>就業継続支援事業所の生産活動の再起に向けて必要となる費用を支援</li> <li>新型コロナウイルス感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する児童養護施設に対し補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートフォン等を使用した遠隔手話サービスを実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒への高校生等奨学給付金の給付、県立高等学校等授業料の減免</li> <li>住宅確保給付金の支給</li> <li>県営住宅での一時的な受け入れ</li> <li>家族の納税等の猶予</li> <li>家族の入院等により在宅での生活が困難になった子どもを青年会館で一時保護を行う</li> <li>障害児者の家族が感染する等、従来の障害福祉サービスで障害児者の生活が維持できなくなった場合に、必要な支援や一時的な生活の場の確保等となった要介護高齢者の入院等により在宅生活が困難となった要介護高齢者に対して、必要な介護サービスを提供する。</li> <li>自殺防止に関する相談体制等の強化</li> <li>子ども食堂の感染拡大防止を支援し、活動団体に物資が迅速に届くようにより親世帯等の生活支援を実施</li> <li>児童扶養手当の受給世帯等へ、臨時特別給付金を給付</li> <li>ひとり親家庭や児童養護施設退所者等からの相談に対応するため、SNSを活用した相談窓口を設置</li> <li>生活困窮に陥っているひとり親家庭等を支援する県社協の補助</li> <li>子ども家庭相談センターのWeb電話・SMSでの相談体制充実</li> <li>家計急変世帯の県立大学大学院生に対する授業料減免</li> <li>生活福祉資金の積増し</li> <li>家計急変世帯に対する高校生奨学給付金の支給</li> <li>家計急変世帯の府立大学生に対する授業料免除</li> <li>家計急変世帯の専門学生に対する授業料減免等</li> <li>所得税の納税等の猶予</li> <li>自殺防止に関する相談体制の強化</li> <li>低所得者のひとり親世帯への臨時特別給付金支給</li> <li>ひとり親家庭等に対する学習支援</li> <li>児童児童待対強化対策の検討</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>多床室の個室改修、換気装置等の設置、消毒液等の購入補助（介護施設、障害者支援施設、児童養護施設）</li> <li>通所サービス（介護・障害）等に対する支援</li> <li>代替サービスの提供やサービスの形態の確保</li> <li>社会福祉施設等の感染拡大防止対策支援</li> <li>感染症対策マニュアル改定や研修の実施に対する支援</li> <li>感染発生時に使用する簡易居室の整備支援</li> <li>児童福祉士養成施設等における感染予防対策支援</li> <li>障害児者へ訪問入浴サービス等を提供する際の感染症対策に係る経費を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Web環境を活用した障害者ポーツ・文化芸術・ネット運動会や「京都とっておきの芸術祭」のWeb開催を実施</li> <li>障害者雇用ポータル強化事業</li> <li>障害者就業・生活支援センターの支援体制の充実強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金の積増し</li> <li>家計急変世帯に対する高校生奨学給付金の支給</li> <li>家計急変世帯の府立大学生に対する授業料免除</li> <li>家計急変世帯の専門学生に対する授業料減免等</li> <li>所得税の納税等の猶予</li> <li>自殺防止に関する相談体制の強化</li> <li>低所得者のひとり親世帯への臨時特別給付金支給</li> <li>ひとり親家庭等に対する学習支援</li> <li>児童児童待対強化対策の検討</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者施設等への衛生用品等の配布</li> <li>感染が疑われる児童を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助等</li> <li>ひとり親家庭の子どもたちの生活・学習支援事業で、子ども用マスクの配布を行う市町村へ補助</li> <li>SMS(LINE)を活用した相談体制の整備、知事記者会見における手話通訳の導入</li> <li>緊急事態宣言期間中の高齢者、障がい者等の見守り支援</li> <li>地域医療連携強化確保基金を活用した衛生用品等の一括購入及び介護施設等への配布</li> <li>介護施設等における簡易居室設置・換気設備の設置に係る経費の補助</li> <li>介護施設等における簡易居室設置</li> <li>マスク等の購入や個室化改修経費の補助</li> <li>介護施設への簡易居室設置等整備補助</li> <li>訪問サービス等の提供に伴うかかり増し経費等の補助</li> <li>社会福祉施設等応援職員等の派遣旅費等の補助</li> <li>在宅施設等に対する介護ロボット等導入支援の拡充</li> <li>障害児相談支援センター等の経費支援</li> <li>障害児相談支援センター等の障害者受入体制の強化</li> <li>地域活動支援センター等の機能強化</li> <li>就業支援サービス等の機能強化</li> <li>生活福祉資金の追加配分、生産活動支援員の配置、事業所商品の販売強化（配達料無料化等）</li> <li>複合災害に備えた避難所の体制強化</li> <li>訪問入浴サービス等の日常生活支援サービス提供体制の強化</li> <li>社会福祉施設に対する感染症対策、サービス再開、職員感労働力支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労移行支援事業所等におけるテレワーク導入支援</li> <li>介護事業所に対する介護ポット機器購入補助の拡充</li> <li>介護事業所に対する ICT 導入支援の拡充</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住居確保給付金の支給</li> <li>外出自粛の長期化による児童虐待の増加やDV被害者等への相談支援体制の強化</li> <li>保護者が新型コロナウイルスに感染し、保護者又は代替者による養育ができない児童を府がホテル等宿泊施設において、一時保護を実施</li> <li>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により住居の退去を余儀なくされる方に対し、府営住宅を提供</li> <li>府営住宅入居者の家賃の減免等</li> <li>生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>外出自粛の長期化によるDV被害者等への暗黙上げによる緊急避難支援</li> <li>健康保険料（税）の減免措置、傷病手当金の支給</li> <li>住居確保給付金の拡充</li> <li>収入激減、世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付</li> <li>公立高等学校等授業料の減免、私立学校生徒奨学料、軽減臨時特別補助の実施</li> <li>家計が急変した県立大学の学生への授業料等減免</li> <li>経済問題や職域における心の極相談体制の強化</li> <li>感染防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の相談支援体制強化（リポート相談用のタブレット購入）</li> <li>緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充</li> <li>新型コロナウイルス感染症に関する人権啓蒙の強化</li> <li>生活困窮者等の住まい確保支援、自立相談支援の強化</li> <li>ひとり親世帯臨時特別給付金の支給</li> <li>児童の安全確保のための子ども家庭センターの体制強化</li> <li>子ども食堂の感染拡大防止支援</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者福祉施設、障害者福祉施設、救護施設の多床室等の個室化改修に対し補助</li> <li>認可保育施設、児童養護施設等のマスクや消毒液等購入経費に対し補助</li> <li>児童養護施設等の多床室の個室化改修に対し補助</li> <li>介護福祉士養成施設等、在宅医療的幼児等の家庭・障害者支援施設等・高齢者福祉施設等へのマスク、消毒液の配付</li> <li>知事記者会見における手話通訳の導入</li> <li>相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修及びたん吸引等研修の講義を映像化し、受講者に配信</li> <li>子育てを支援する市町村のファミリー・サポート・センター事業の登録会員に対し、感染拡大防止のための研修を実施</li> <li>保育所・幼稚園・児童養護施設等がマスクや消毒液を購入する費用等に対し補助</li> <li>医療機関及び福祉施設における感染拡大防止のための支援体制強化</li> <li>福祉施設職員のマニキュアのための相談窓口の開設</li> <li>臨床心理士、精神保健福祉士等による電話相談等</li> <li>新型コロナウイルス感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する福祉施設に対し補助</li> <li>保育所や児童養護施設等の職員へのメンタルケアや感染防止対策の相談・支援体制を整備</li> <li>高齢者福祉施設、障害者支援施設等における簡易陰圧装置や換気設備の整備に対する補助</li> <li>福祉施設における感染症対策のための物品の購入や多機能型簡易居室設置等に対する補助</li> <li>福祉施設における感染症患者の発生等に備え、県において、マスクや消毒液等を備蓄</li> <li>居宅系の介護サービスや障害福祉サービス等利用再開を支援するため、相談支援事業所等が行うテスト等に対し補助</li> <li>福祉施設にて利用者や接する従事者等に慰労金給付</li> <li>高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等における消毒液等を購入</li> <li>高齢者施設、障害者施設等へのマスクの配布</li> <li>障害者就労支援施設で作成した布マスクを県が購入し、障害児者入所施設に配布</li> <li>県元企業から寄贈を受けたアクリル・PETボトル等の経費を支援</li> <li>必要ない介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスでは想定されなかったかかり増し経費等を支援</li> <li>多床室の個室化に要する費用を支援</li> <li>介護・児童福祉サービスの利用再開に向け、タブレットによる底支障</li> <li>各施設・事業所における感染対策支援</li> <li>在宅障害福祉サービス事業所による利用者への再開支援の助成</li> <li>高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等に非常時に緊急に供給するための衛生用品を県で備蓄</li> <li>企業から寄贈を受けた非接触型赤外線体温計について、県が購入した分と併せて児童福祉施設等に配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サービス事業所におけるタブレット端末、見守りロボット等導入の支援</li> <li>障害福祉サービスにおけるテレワーク等の導入支援</li> <li>タブレット端末、専用 VR 機器の導入補助</li> <li>聴覚障害者の遠隔手話サービス実施のためのシフト調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>生活困窮者居居確保給付金の拡充</li> <li>生活困窮世帯の子どもの学習支援教室へのマスク、消毒液の配付</li> <li>収入激減、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付</li> <li>離職者等への県営住宅の一時的な提供（6月補正予算により提供戸数を追加）</li> <li>地域で子育てを支えることも食堂が、家庭を訪問して弁当・給食など新たな活動を行うことへの支援</li> <li>外出自粛時の子育ての不安や負担感を軽減するための相談体制や情報発信を強化する市町村の取組を支援</li> <li>ひとり親家庭や児童虐待・DV被害者等のためのホットラインによる相談や感染防止に配慮した環境を整備</li> <li>訪問入浴サービスの利用促進に取り組む市町村へ補助</li> <li>在宅生活からの職場復帰や離職した障害者等の再就職のため、障害者就業・生活支援センターにおいて、ホットラインによる相談体制等を整備</li> <li>失業や休業等による自殺を未然に防止するための相談体制等とする支援を実施</li> <li>電話相談等による支援</li> <li>家計が急変した世帯の児童生徒・学生に対する授業料減免を行う私立学校・公立大学等に対し補助</li> <li>児童扶養手当の受給世帯等へ、臨時特別給付金を給付</li> <li>離職や休業等に伴う収入減少等による生活困窮者に対する実質相当の給付金、入居支援や入居後の居住支援を実施</li> <li>生活困窮者等へのホットラインによる相談体制等を整備</li> <li>消費者相談に迅速に対応するため、消費生活センターのホットラインによる相談体制等を整備</li> <li>生活困窮者への効果的な方策を検討するため、実態調査を実施</li> <li>在宅生活を強いられている障害者等の安否確認等に要する経費に対し補助</li> <li>子ども食堂における県産牛肉等の購入に対し補助</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者福祉施設、障害者福祉施設、救護施設の多床室等の個室化改修に対し補助</li> <li>認可保育施設、児童養護施設等のマスクや消毒液等購入経費に対し補助</li> <li>児童養護施設等の多床室の個室化改修に対し補助</li> <li>介護福祉士養成施設等、在宅医療的幼児等の家庭・障害者支援施設等・高齢者福祉施設等へのマスク、消毒液の配付</li> <li>知事記者会見における手話通訳の導入</li> <li>相談支援従事者研修、サービス管理責任者等研修及びたん吸引等研修の講義を映像化し、受講者に配信</li> <li>子育てを支援する市町村のファミリー・サポート・センター事業の登録会員に対し、感染拡大防止のための研修を実施</li> <li>保育所・幼稚園・児童養護施設等がマスクや消毒液を購入する費用等に対し補助</li> <li>医療機関及び福祉施設における感染拡大防止のための支援体制強化</li> <li>福祉施設職員のマニキュアのための相談窓口の開設</li> <li>臨床心理士、精神保健福祉士等による電話相談等</li> <li>新型コロナウイルス感染症患者の療養等に従事する職員に特殊勤務手当を支給する福祉施設に対し補助</li> <li>保育所や児童養護施設等の職員へのメンタルケアや感染防止対策の相談・支援体制を整備</li> <li>高齢者福祉施設、障害者支援施設等における簡易陰圧装置や換気設備の整備に対する補助</li> <li>福祉施設における感染症対策のための物品の購入や多機能型簡易居室設置等に対する補助</li> <li>福祉施設における感染症患者の発生等に備え、県において、マスクや消毒液等を備蓄</li> <li>居宅系の介護サービスや障害福祉サービス等利用再開を支援するため、相談支援事業所等が行うテスト等に対し補助</li> <li>福祉施設にて利用者や接する従事者等に慰労金給付</li> <li>高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等における消毒液等を購入</li> <li>高齢者施設、障害者施設等へのマスクの配布</li> <li>障害者就労支援施設で作成した布マスクを県が購入し、障害児者入所施設に配布</li> <li>県元企業から寄贈を受けたアクリル・PETボトル等の経費を支援</li> <li>必要ない介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービスでは想定されなかったかかり増し経費等を支援</li> <li>多床室の個室化に要する費用を支援</li> <li>介護・児童福祉サービスの利用再開に向け、タブレットによる底支障</li> <li>各施設・事業所における感染対策支援</li> <li>在宅障害福祉サービス事業所による利用者への再開支援の助成</li> <li>高齢者施設や障害者支援施設、児童養護施設等に非常時に緊急に供給するための衛生用品を県で備蓄</li> <li>企業から寄贈を受けた非接触型赤外線体温計について、県が購入した分と併せて児童福祉施設等に配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就労系障害福祉事業所のテレワーク導入に要する経費に対し補助</li> <li>聴覚障害者に対する遠隔手話サービスの実施</li> <li>障害福祉サービス事業所等におけるテレワークの導入や、感染拡大防止・生産性向上のための ICT 導入等に要する経費に対し補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>生活困窮者居居確保給付金の拡充</li> <li>生活困窮世帯の子どもの学習支援教室へのマスク、消毒液の配付</li> <li>収入激減、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付</li> <li>離職者等への県営住宅の一時的な提供（6月補正予算により提供戸数を追加）</li> <li>地域で子育てを支えることも食堂が、家庭を訪問して弁当・給食など新たな活動を行うことへの支援</li> <li>外出自粛時の子育ての不安や負担感を軽減するための相談体制や情報発信を強化する市町村の取組を支援</li> <li>ひとり親家庭や児童虐待・DV被害者等のためのホットラインによる相談や感染防止に配慮した環境を整備</li> <li>訪問入浴サービスの利用促進に取り組む市町村へ補助</li> <li>在宅生活からの職場復帰や離職した障害者等の再就職のため、障害者就業・生活支援センターにおいて、ホットラインによる相談体制等を整備</li> <li>失業や休業等による自殺を未然に防止するための相談体制等とする支援を実施</li> <li>電話相談等による支援</li> <li>家計が急変した世帯の児童生徒・学生に対する授業料減免を行う私立学校・公立大学等に対し補助</li> <li>児童扶養手当の受給世帯等へ、臨時特別給付金を給付</li> <li>離職や休業等に伴う収入減少等による生活困窮者に対する実質相当の給付金、入居支援や入居後の居住支援を実施</li> <li>生活困窮者等へのホットラインによる相談体制等を整備</li> <li>消費者相談に迅速に対応するため、消費生活センターのホットラインによる相談体制等を整備</li> <li>生活困窮者への効果的な方策を検討するため、実態調査を実施</li> <li>在宅生活を強いられている障害者等の安否確認等に要する経費に対し補助</li> <li>子ども食堂における県産牛肉等の購入に対し補助</li> </ul>
和歌山県	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉分野生産性向上推進</li> <li>障害者支援施設におけるポット等（見守りセンサー）の導入支援</li> <li>就労系障害福祉サービス事業所におけるテレワークを活用した遠隔指導の実施を支援</li> <li>タブレット端末を活用した遠隔手話サービス等を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金(緊急小口資金等)の貸付原資を増額</li> <li>住居確保給付金の支給</li> <li>県税の納税等の猶予</li> <li>新型コロナウイルス感染症拡大の影響による解雇等により、住宅の退去を余儀なくされる方に対する県内公営住宅の提供</li> <li>家計急変世帯へ県立高等学校等の授業料の減免</li> <li>家計急変世帯に対する高校生等奨学給付金の支給</li> <li>自殺防止のための相談の実施</li> <li>低所得のひとり親世帯に臨時の特別給付金を支給</li> <li>新型コロナウイルス感染症対応従事者への慰労金の支給（国制度）</li> <li>児童養護施設等に勤務し、利用者と接する職員への慰労金の支給（県単独制度）</li> <li>収入激減世帯に対する高校生等奨学給付金の支給</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金の積増し</li> <li>家計急変世帯に対する高校生奨学給付金の支給</li> <li>家計急変世帯の府立大学生に対する授業料免除</li> <li>家計急変世帯の専門学生に対する授業料減免等</li> <li>所得税の納税等の猶予</li> <li>自殺防止に関する相談体制の強化</li> <li>低所得者のひとり親世帯への臨時特別給付金支給</li> <li>ひとり親家庭等に対する学習支援</li> <li>児童児童待対強化対策の検討</li> <li>住居確保給付金の支給</li> <li>外出自粛の長期化による児童虐待の増加やDV被害者等への相談支援体制の強化</li> <li>保護者が新型コロナウイルスに感染し、保護者又は代替者による養育ができない児童を府がホテル等宿泊施設において、一時保護を実施</li> <li>新型コロナウイルス感染症拡大の影響により住居の退去を余儀なくされる方に対し、府営住宅を提供</li> <li>府営住宅入居者の家賃の減免等</li> <li>生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>外出自粛の長期化によるDV被害者等への暗黙上げによる緊急避難支援</li> <li>健康保険料（税）の減免措置、傷病手当金の支給</li> <li>住居確保給付金の拡充</li> <li>収入激減、世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付</li> <li>公立高等学校等授業料の減免、私立学校生徒奨学料、軽減臨時特別補助の実施</li> <li>家計が急変した県立大学の学生への授業料等減免</li> <li>経済問題や職域における心の極相談体制の強化</li> <li>感染防止に配慮した児童虐待・DV・ひとり親家庭等の相談支援体制強化（リポート相談用のタブレット購入）</li> <li>緊急生活福祉資金貸付原資補助事業の拡充</li> <li>新型コロナウイルス感染症に関する人権啓蒙の強化</li> <li>生活困窮者等の住まい確保支援、自立相談支援の強化</li> <li>ひとり親世帯臨時特別給付金の支給</li> <li>児童の安全確保のための子ども家庭センターの体制強化</li> <li>子ども食堂の感染拡大防止支援</li> <li>生活福祉資金の貸付原資の積増し</li> <li>生活困窮者居居確保給付金の拡充</li> <li>生活困窮世帯の子どもの学習支援教室へのマスク、消毒液の配付</li> <li>収入激減、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学給付金の給付</li> <li>離職者等への県営住宅の一時的な提供（6月補正予算により提供戸数を追加）</li> <li>地域で子育てを支えることも食堂が、家庭を訪問して弁当・給食など新たな活動を行うことへの支援</li> <li>外出自粛時の子育ての不安や負担感を軽減するための相談体制や情報発信を強化する市町村の取組を支援</li> <li>ひとり親家庭や児童虐待・DV被害者等のためのホットラインによる相談や感染防止に配慮した環境を整備</li> <li>訪問入浴サービスの利用促進に取り組む市町村へ補助</li> <li>在宅生活からの職場復帰や離職した障害者等の再就職のため、障害者就業・生活支援センターにおいて、ホットラインによる相談体制等を整備</li> <li>失業や休業等による自殺を未然に防止するための相談体制等とする支援を実施</li> <li>電話相談等による支援</li> <li>家計が急変した世帯の児童生徒・学生に対する授業料減免を行う私立学校・公立大学等に対し補助</li> <li>児童扶養手当の受給世帯等へ、臨時特別給付金を給付</li> <li>離職や休業等に伴う収入減少等による生活困窮者に対する実質相当の給付金、入居支援や入居後の居住支援を実施</li> <li>生活困窮者等へのホットラインによる相談体制等を整備</li> <li>消費者相談に迅速に対応するため、消費生活センターのホットラインによる相談体制等を整備</li> <li>生活困窮者への効果的な方策を検討するため、実態調査を実施</li> <li>在宅生活を強いられている障害者等の安否確認等に要する経費に対し補助</li> <li>子ども食堂における県産牛肉等の購入に対し補助</li> </ul>



団体	(1) 社会福祉施設等における感染拡大防止対策	(2) 障害福祉分野の ICT・テレワークの導入	(3) 生活に困っている世帯・個人への支援
徳島県	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設等におけるマスク、エタノールの配布</li> <li>蓄マスク、手指消毒用エタノールの配布</li> <li>高齢者、障がい者に配慮した感染症予防、新しい生活様式に関する啓発(TVCM、新聞・HP掲載、県民交流ﾌﾟﾛｸﾞﾗﾑでの放映)</li> <li>在宅生活を強いられている障がい者等の安心確認、相談受付や情報提供等に係る支援</li> <li>障がい福祉サｰﾋﾞｽ等事業所に対するサｰﾋﾞｽ継続支援</li> <li>通所サｰﾋﾞｽ事業所に対する代替サｰﾋﾞｽの提供や他事業所との連携に要する経費支援</li> <li>LINEを活用した「徳島県・新型コロナ対策ﾊﾟｰｶﾞﾝｲｽﾞ」を開発</li> <li>「生活不活発」予防についての情報発信</li> <li>ﾎｰﾙﾊﾞｰｼﾞﾝｸﾞ掲載による予防ﾎﾟｽﾀｰの周知啓発、You Tube 等を活用した運動方法・口腔・栄養・社会とのつながり紹介</li> <li>児童養護施設、認可外保育施設等におけるマスク・消毒液、除菌脱臭機等の衛生用品の整備や補助</li> <li>児童養護施設等の個室化等改修経費を支援</li> <li>児童養護施設等における業務負担増に対し、補助者の雇用による体制強化を支援</li> <li>児童養護施設等に対する ICT 及び介護ﾎﾞｯﾄﾞ等導入支援</li> <li>介護施設等に対する多床室の個室化、陰圧・換気設備等の整備に要する経費支援</li> <li>社会福祉施設に対する感染症対策、サｰﾋﾞｽ再開、職員慰労金支給等の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業系障がい福祉サｰﾋﾞｽ事業所におけるテレワーク等導入支援</li> <li>職覚障がい者に対する遠隔手話サｰﾋﾞｽ等を利用した意思疎通支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生活福祉資金の貸付原資の追加助成</li> <li>収入が激減し、低所得者となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付、公立高等学校等授業料の減免、奨学金の貸与、私立学校授業料軽減補助の実施</li> <li>宿泊施設障害者受入れ支援事業</li> <li>特定警戒都道府県からやむなく帰省せざるを得ない本県出身者の一定期間滞在宿泊施設の確保</li> <li>県営住宅入居者の家賃減額、県営住宅の空き室提供、ﾾｲﾝﾄﾞｰ住宅の家賃減額支援</li> <li>住居確保給付金の支給</li> <li>保育や放課後児童ｸﾗﾌﾞ等が臨時休業した場合、ひとり親家庭に対し、子育て支援と雇用の安定を図るため、家庭生活支援員を派遣</li> <li>ひとり親家庭に対する食品を無償配布する生活支援と、SNSを活用しひとり親家庭の子どもたちの相談を受ける寄り添い支援</li> </ul>
鳥取県	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼稚園、保育施設、児童養護施設、児童相談所一時保護所等に必要な保健衛生用品を整備</li> <li>県民のマスク購入機会を確保するための仕組みを県内流通事業者や小売り事業者と連携して構築</li> <li>障がい者支援施設等の居室個室化への改修経費支援</li> <li>介護ﾎﾞｯﾄﾞの導入、ICT化支援</li> <li>通所サｰﾋﾞｽ事業所(障がい福祉分野)の代替サｰﾋﾞｽの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりまじり経費を支援</li> <li>相談支援専門員等が在宅生活となった障がい者等の安否確認を行う費用を市町村に補助</li> <li>通所系介護サｰﾋﾞｽ事業所の代替サｰﾋﾞｽの提供や利用者を受け入れた連携先事業所等のかかりまじり経費を支援</li> <li>緊急配布用個人防護具等の購入</li> <li>とっとり SNS 相談の相談日を拡充</li> <li>マスク、消毒液などの衛生用品等を購入、備蓄確保、配布</li> <li>避難所における新型コロナウイルス感染症の感染防止対策</li> <li>新型コロナウイルスの第2波の探知、リスク評価・対策立案のため発生動向調査・データ分析等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>法定研修を映像化等により遠隔実施するための必要経費支援</li> <li>聴覚障がい者が、行政機関や保健所への相談、病院への受診する際に遠隔手話サｰﾋﾞｽを利用できると、タブレット端末を配置</li> <li>就労移行支援事業所のテレワークシステムを導入を支援</li> <li>オンライン面会の実施に必要な機器整備を助成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子ども食堂を実施する民間団体等に対して、ｺﾓﾆ対策で会費変更等の経費を追加で補助</li> <li>非親世帯相当となった世帯の生徒に対する高校生等奨学金給付金の給付</li> <li>家計急変により授業料の支払いが困難になった者に対し、各私立中学校・高等学校が授業料の減免を行う場合、補助</li> <li>家計が急変した公立鳥取環境大学の学生に対する授業料等無償化(減免)経費を大学へ交付</li> <li>生活困窮者自立支援制度に基づき、離職者等のうち所得等が一定水準以下の者に対して、最長9ヶ月家賃相当額を支給</li> <li>外出自粛等により困り事が生じている県民を支援するﾎﾞｰﾏﾝｸﾞｱｸﾃｲﾌﾞ活動に対し助成</li> </ul>
京都市	<ul style="list-style-type: none"> <li>社会福祉施設等に対する衛生物資の支援</li> <li>医療機関や社会福祉施設等に対する衛生物資の支援</li> <li>福祉避難所に対する衛生物資の確保</li> <li>社会福祉施設等の多床室の個室化支援等</li> <li>通所サｰﾋﾞｽ事業所等の利用者の居室訪問など、特別な形でサｰﾋﾞｽを提供する取組を支援</li> <li>医療施設、社会福祉施設への「支え合い支援金」の創設</li> <li>避難所での感染症予防対策</li> <li>WITH コロナ社会での安心安全な社会福祉施設の環境整備</li> <li>介護保険・障害者福祉施設等における Wi-Fi 環境整備</li> <li>介護保険施設等における見守りサｰﾋﾞｽ導入支援</li> <li>介護保険施設や社会福祉施設等での感染対策の周知啓発</li> <li>動画配信による予防啓発、専門家による感染防御の実地指導</li> <li>専門家等による介護保険施設等職員に対するオンライン感染症対策研修の実施</li> <li>区役所、支所(保健福祉センター)での健診業務等における感染症対策</li> <li>区夜活、支所(保健福祉センター)窓口の混雑解消</li> <li>救急活動における新型コロナウイルス感染症対策に万全を期すため感染防止用器材の備蓄量を増強</li> <li>オンラインでの子育て相談支援・連携体制強化事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉分野におけるサｰﾋﾞｽ継続支援</li> <li>就業系障害福祉サｰﾋﾞｽ事業所及び児童養護施設等に対するテレワーク導入支援及び ICT 導入のﾎﾟﾃﾝｼﾞｱﾙ事業に要する経費を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>傷病手当金の創設(国民健康保険事業)</li> <li>特別定額給付金(仮称)の支給</li> <li>簡素な仕組みで迅速かつ的確に家計への支援を行うため、一律に、一人当たり10万円を給付</li> <li>住居確保給付金の支援対象の拡充等</li> <li>国民健康保険料・介護保険料の減免</li> <li>公営住宅等入居者の家賃の徴収猶予・減免等</li> <li>公営住宅の提供</li> <li>全ての保護者が感染した場合の子どもへの受入れ</li> <li>新型コロナウイルス感染症の影響等により住居を喪失した方に対する一時的な居室提供</li> <li>生活困窮者等への支援対象の拡充</li> <li>住居確保給付金の支援対象の拡充等</li> <li>生活困窮者等に対する相談支援体制等の充実</li> <li>自衛防止に関する相談体制等の強化</li> <li>ひとり親世帯への臨時特別給付金の支給</li> <li>児童養護施設等を退所されて間もない方への支援</li> <li>特別定額給付金事業実施に伴う配偶者暴力被害者等への相談支援体制の強化</li> </ul>
大阪市	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい者支援施設や保護施設等で使用するマスク・消毒液等の確保</li> <li>老人福祉施設等での個室化促進改修費等補助金の創設</li> <li>障がい福祉サｰﾋﾞｽ事業所や介護サｰﾋﾞｽ事業所等の事業継続に向けた支援</li> <li>生活困窮者の一時宿泊施設内における3密状態の緩和及び受入れ態を確保するためホテル等の借り上げ</li> <li>障がい福祉分野におけるロボット等導入支援支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉サｰﾋﾞｽにおけるテレワーク等導入支援</li> <li>障がい福祉分野の ICT 導入モデル事業に要する経費を確保</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>解雇された派遣社員等への市営住宅の提供</li> <li>市営住宅入居者の家賃の減免等</li> <li>住居確保給付金の支給対象者の拡充</li> <li>(公財)大阪国際交流センター「外国人のための相談窓口」において新型コロナウイルス感染症に関する専門相談を強化</li> <li>国民健康保険加入者への傷病手当金の創設</li> <li>国民健康保険・介護保険料の減免措置</li> <li>保育施設等の家庭保育協力期間における保育料の軽減</li> <li>水道料金・下水道使用料の基本料金全額減免(7月～9月)</li> </ul>
堺市	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害福祉サｰﾋﾞｽ等事業所に対しマスクや消毒液等の購入経費補助(令和2年度は市が購入した衛生用品を配布)</li> <li>障害福祉サｰﾋﾞｽ事業所等、家庭における人工呼吸器装着者等医療的ケアを必要とする者への手指消毒液の配布</li> <li>国通知を受け、障害福祉サｰﾋﾞｽ等事業所が特別な形でサｰﾋﾞｽを提供する取組を支援</li> <li>介護保険施設、障害者支援施設、児童養護施設に対し、ﾃﾞｼﾞﾀﾙ面会のためのｶﾞﾚｯﾄﾞ端末の貸出し</li> <li>介護保険施設等での多床室の個室化整備補助</li> <li>介護保険施設等での感染症発生の際の洗浄・消毒経費補助</li> <li>介護保険施設等での感染症対策力向上支援事業</li> <li>簡易陰圧装置を設置する介護・障害者施設等への補助</li> <li>介護・障害福祉サｰﾋﾞｽ事業所等における「かかり増し経費」に対する補助</li> <li>障害者等を在宅介護する者等が感染症の感染により介護できなくなった場合に、障害者等本人が引き続き介護を受けられることができる仕組みを構築</li> <li>障害者支援施設等が介護ﾎﾞｯﾄﾞ等を導入する経費を補助</li> <li>児童養護施設等に対しマスクや消毒液等の購入に要する経費を補助</li> <li>児童養護施設等における「かかり増し経費」に対する補助</li> <li>児童が扱われる児童を分離するために個室化等の対策を行う児童養護施設等に補助等</li> <li>児童虐待を防止するためのLINE相談の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>就業系障害福祉サｰﾋﾞｽにおける在宅就労導入支援</li> <li>ﾌﾞﾚｯﾄﾞ端末等の導入補助(令和2年度も実施)</li> <li>障害者支援施設に対して、ﾃﾞｼﾞﾀﾙ面会のためｶﾞﾚｯﾄﾞ端末の貸出し</li> <li>障害者支援施設等が介護ロボット等を導入する経費を補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険料の減免措置</li> <li>介護保険料の減免措置</li> <li>住居確保給付金の対象拡充に伴う体制強化等</li> <li>新型コロナウイルスによる失業等により経済的な理由による学費の支弁が困難であるとき、市立高等学校等授業料の免除等の相談対応</li> <li>新型コロナウイルスによる失業等により経済的な理由で就学困難と認められる場合、給食費・学用品費などを援助</li> <li>新型コロナウイルス感染症在宅ケア継続支援事業</li> <li>介護者が感染した場合の要介護者等(高齢者・障害者)への支援</li> </ul>
神戸市	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者や障がい者、在宅電診する事業者の福祉用品確保費用を助成(20万円/1か所)</li> <li>高齢者・障害者施設におけるリモート面会の必要機器購入費補助(上限5万円/補助率1/2)</li> <li>施設等サｰﾋﾞｽ提供に障害が生じた場合、他の施設等から応援職員派遣に伴う人件費等について補助</li> <li>つなぐ、マスク、ﾌﾟﾛｼﾞｪｸﾄの実施</li> <li>マスクの寄付を募り、必要としている施設に配布</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢者・障害者施設におけるリモート面会の必要機器購入費補助(上限5万円/補助率1/2)(再掲)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>DV相談体制の強化し、相談体制を24時間化</li> <li>低所得のひとり親世帯への給付</li> <li>児童扶養手当を受給するひとり親世帯等に対して5万円(第2子以降3万円加算)を給付</li> <li>収入が大幅に減少する世帯へ追加で5万円を給付</li> <li>生活困窮者に対する住居確保給付金の給付</li> <li>国民健康保険料・介護保険料の減免</li> <li>妊婦健康診査等に伴う外出時に利用するﾀｸｼｰ利用料を助成(1万円/人)</li> <li>ひとり親家庭で親が感染した場合に子供を一時的に預かるための施設を確保</li> <li>市内大学生等への支援</li> <li>地域活動への参加を促す活動支援や看護大学、外国語大学、高等専門学校授業料・入学金の減免拡充</li> <li>経済的に配慮を要する就学援助世帯への支援(再掲)</li> <li>食品送付による昼食支援、ICTを活用した学習支援</li> </ul>



## 4 収束後の地域活性化対策

※今回追加

団体	(1) 観光・誘客	(2) 地域経済の活性化・基盤整備	(3) 文化・芸術・スポーツ等
滋賀県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○観光関連産業、物産事業者等に対する支援</li> <li>・県内観光施設等で使用できる、クーポンガイドブック付きの旅行プランを作成・販売</li> <li>・国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業に係る補助金を活用する事業者等に対して上乗せ助成を実施</li> <li>○県民によるピワイチの体験機会拡大</li> <li>・県民の屋外活動が解禁された機会をとらえ、レンタサイクルの屋外活動に補助することにより、「ピワイチ」「ピワイチプラズ」の体験機会の拡大を促すとともに、周遊を通じた消費の拡大を図る。</li> <li>○観光バスを活用した団体旅行の支援</li> <li>・県内観光バスを活用し、かつ遊覧船等の観光交通手段を組み込んだ団体旅行プランの造成・販売</li> <li>○外食産業におけるインバウンド需要回復に向けた衛生管理の徹底・改善等の取組支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○製造業に対する支援</li> <li>・サブライチェーン再構築等の支援</li> <li>・海外への販路拡大に向けた取組支援</li> <li>・大手企業向け展示商談会の開催支援</li> <li>・社会変革や感染症対策に資する新技術・新製品開発の支援</li> <li>・抗菌殺菌材料の開発支援</li> <li>・衛生関連製品や衛生医療部素材の開発支援</li> <li>・製造現場の自動化支援</li> <li>○地場産品の生地を使用した布マスクを縫製し、必要な事業者等へ配布（マスク配布プロジェクト）</li> <li>・VRやARを活用したネット通販等への取組強化を図るため、製品等の3Dデータ作成技術の支援</li> <li>・地酒の数値データを収集・分析し、特徴を見える化するこにより、消費者への提案力強化を支援</li> <li>○県内消費拡大に向けたたきやまプロジェクトに県独自のマイイナポイント活用消費活性化策に県独自のマイイナポイントを上乗せ</li> <li>○輸出先国の市場変化に対応した食品等の製造施設等整備の支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公演等の活動機会を失った文化活動関係者の活動継続等を支援</li> </ul>
京都府	<ul style="list-style-type: none"> <li>安心安全な京都観光の展開</li> <li>○WITH コロナ社会京都観光発信事業</li> <li>・WITH コロナ社会に対応した、安心・安全な京都観光をPRする動画作成</li> <li>○「もうひとつの京都」観光誘客事業</li> <li>・「もうひとつの京都」エリアへの宿泊者に対する特典付与キャンペーン等</li> <li>○京都縦貫自動車道利用促進事業</li> <li>○「もうひとつの京都」にぎわい回復支援事業</li> <li>・お得な周遊クーポンの発行を支援し、公共交通機関を利用した府内観光を促進</li> <li>○「もうひとつの京都」魅力発信プロジェクト事業</li> <li>・車両や路線バス、運行やカーシェアの観光発信</li> <li>○観光クーポンの発行やクーポンの開催による周遊観光を推進する「もうひとつの京都」事業実施</li> <li>○新しい観光資源発掘事業</li> <li>・WITH コロナ社会に向けた観光コンテンツの早期準備のため、民間事業者からのアイデアを募集</li> <li>○ナイトツウズム促進事業</li> <li>○文化財を活用したイベントの企画・実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都府WITH コロナ・POST コロナ戦略検討</li> <li>・部局横断的な体制の下、WITH コロナ社会・POST コロナ社会を見据えた戦略を策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○京都府文化芸術活動継続支援補助金(補助率2/3、上限20万円)</li> <li>○文化芸術関係者支援相談窓口(4/30～)</li> <li>・文化芸術活動の継続や再開のための支援制度の紹介、伴走支援</li> <li>○文化スポーツ施設にサモゲア、体温計等を購入</li> <li>○北山アート・ハブ・フォーメンズエスタの開催</li> <li>・活動自粛を余儀なくされたアーティスト等の販売及び発表の場を提供し活動を支援</li> </ul>
大阪府	<ul style="list-style-type: none"> <li>※「大阪の人・関西の人いらっしやい」キャンペーン実施</li> <li>・宿泊施設利用者へ「キャッチャーズ」を還元</li> <li>※「大阪文化芸術創出・おおさかプロモーション事業」実施</li> <li>・音楽、伝統芸能等の文化芸術プログラムを企画・実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○賑わい回復の取組みを実施する府内商店街を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府民参加型の大規模スポーツイベントを開催</li> </ul>
兵庫県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○Welcome to Hyogo キャンペーンの実施</li> <li>・国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した県独自サマービシスの情報発信</li> <li>・おみやげ購入券付き地域特産品の販売</li> <li>・県内温泉地等宿泊者におみやげ購入券の進呈</li> <li>・旅行エージェント向けのプログラムづくり</li> <li>・国内路線航空都市でのひょうご安全宣言PR</li> <li>・お礼、旅館の会議場等におけるコラボレーション開催支援</li> <li>・ひょうご五国交流バスターの造成支援</li> <li>○県民交流バス事業における座席間隔確保に伴う助成単価拡充</li> <li>○ひょうごごこスタイルに対応した安心旅の推進</li> <li>・宿泊施設における感染防止設備整備助成、感染症対策PR</li> <li>○外食イベント、需要回復への支援</li> <li>○観光拠点整備への支援</li> <li>○少雪の影響を受けた地域への誘客促進</li> <li>・スキーの実施、スキー場設備整備、合宿誘致支援等</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○商店街お買い物券・ポイントシリアル事業の実施</li> <li>○県産ブランド牛肉消費拡大キャンペーンの実施</li> <li>○県産農産物のICT対応進捗プロジェクトの実施</li> <li>○農業大学校にICT対応設備や農機具を導入</li> <li>○ポストコロナ社会に向けた先端技術研究支援</li> <li>○プログラム強化・再構築に向けた新規産業立地促進補助の拡充</li> <li>○スマート兵庫基盤の整備</li> <li>・フレックシブル環境の整備、兵庫情報ハブの増強、P-カール5G導入支援</li> <li>・5G等を活用した実証実験</li> <li>○輸出食品製造事業者向け設備導入、衛生管理強化支援</li> <li>○地場産業の持続的発展に向けた上乗せ事業の支援</li> <li>○ポストコロナ・スタートアップ支援事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○県内芸術家による無料コンサート等の実施支援</li> <li>○県域文化団体が市町ホール等で実施する芸術文化事業等の支援</li> <li>○県立美術館・博物館ミュージアムツアーの実施</li> <li>○芸術文化活動再開に向けた施設使用料支援</li> <li>○芸術文化活動鑑賞・体験機会創出のための動画配信事業の支援</li> <li>○第10回神戸マラソン延期に伴うイベントの開催</li> <li>○「ひょうごごこスタイル」の推進活動助成</li> <li>○ポストコロナ社会の新たな生活スタイルの調査・研究</li> </ul>
奈良県	<ul style="list-style-type: none"> <li>○落ち込んだ観光需要を喚起するため、県内宿泊事業者が設定した宿泊クーポンを発行</li> <li>○新たなニーズに対応した旅行コンテンツの開発や動画を制作し、観光地としての魅力を発信</li> <li>○県内周遊観光を促進するため、奥大和地域における歴史、自然環境等をテーマとしたアートイベントの開催</li> <li>○オンライン等による奥大和地域の魅力発信</li> <li>○観光関連施設での感染防止対策や受入環境整備、観光地としての魅力向上への取組を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村が行う商品券等発行事業に対し上乗せ支援</li> <li>○市町村との連携・協働による社会活動正常化や経済活動活性化を推進するため、市町村が実施する健康な生活の維持、消費喚起等の取組に対し補助</li> <li>○飲食事業者によるテイクアウト等の導入に対し補助</li> <li>○消費が低迷している県産牛肉等の消費促進を図るため、県内小中学校・特別支援学校等へ県産牛肉等を提供する取組へ補助</li> <li>○輸入農畜産物を国産に切り替え、県内への継続的・安定的な供給確保のための施設整備等へ補助</li> <li>○県内からの輸出を回復するため、農作物や食品の輸出を行う食品等製造者の施設整備等へ補助</li> <li>○減少した農畜産業者の売上げを回復させるとともに、販路拡大による安定的な経営を図るため、インターネット販売の導入に向けた研修会を開催</li> <li>○県内中小企業等の新事業の創出や新業態への転換等の「新しい生活様式」に対応する取組へ補助</li> <li>○中小企業等が行う新型コロナウイルス感染症対策や売上減少回復に向けた取組促進の包括的支援</li> <li>○新型コロナウイルス感染症による経済・労働情勢への影響を分析し、本県の実情に応じた経済の再活性化と「新しい生活様式」の実践に対応した取組を検討</li> <li>○経済活動の再活性化と感染症対策が両立できない県内での新しい働き方の検討</li> <li>・リモートワーク等新型コロナウイルス感染症対策として実施している好事例の調査</li> <li>・専門家への意見聴取</li> <li>○海外から国内へ生産拠点を回帰する企業や新しい生活様式に対応した企業の本県への誘致と支援策の検討</li> <li>・新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた企業のニーズ調査</li> <li>・専門家を交えた検討会の開催</li> <li>○減収となつている就労継続支援事業所の再起に必要となる固定経費等へ補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○総合型地域スポーツクラブが開催する住民参加のレクリエーション等の費用に対し補助</li> <li>○サイクリング等による運動機会を推奨するとともに、奈良の魅力を発信するため、サイクリングコースの動画を作成・配信</li> <li>※奈良マラソン2020の中止に伴う代替イベントの開催</li> </ul>



団体	(1) 観光・誘客	(2) 地域経済の活性化・基盤整備	(3) 文化・芸術・スポーツ等
和歌山県	<p>○県民の県内周遊・宿泊等による観光需要の喚起</p> <p>・わかやまリフレシュoppingによる観光需要の喚起</p> <p>○国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した本県独自の誘客キャンペーンを展開</p>	<p>○県産農産物等のeコマースを活用した販売支援</p> <p>・オンライン店舗・ポップアップ店舗による販促支援</p> <p>・「おうちで和歌山」特設サイト開設による積極的な情報発信</p> <p>○輸出先国のマーケティングの変化や食品衛生等の規制に対応するため、食品製造事業者等が行う施設の整備等を支援</p> <p>○WITHコロナ「新生活様式」導入応援助成金</p> <p>・「業種ごと」の感染拡大予防ガイドラインに沿った事業者の「新しい生活様式」への対応を支援するため、助成率10/10、3つのメニューにより、20万円、50万円、100万円を上限に助成</p> <p>○スタートアップ先取り！事業者応援事業</p> <p>・中小・小規模事業者の再起・躍進に向け、事業者間の連携や支援機関の協力のもと、「スタートアップ」の実現に向けた企画事業を支援</p>	<p>○総合型地域スポーツクラブ活動再開支援事業</p> <p>○新型コロナウイルス感染症に伴い、活動の休止を余儀なくされた「総合型地域スポーツクラブ」の活動再開を支援するため、「感染防止対策マニュアル」の実践や「オンライン教室」の環境整備等を推進</p>
徳島県			
鳥取県	<p>○県民を対象とした県内観光の推進（#We love鳥取キャンペーン（6/6～7/12など））</p> <p>○OTAを活用した宿泊割引クーポンの提供</p> <p>○国の「GoToトラベルキャンペーン」の開催に合わせた本県独自の誘客キャンペーンの実施（蟹取県ウェルカムキャンペーン、マイカー周遊ドライブキャンペーン等）</p> <p>○地元への受入体制整備や旅行商品造成に向けた取組を支援</p>	<p>○感染症収束時に、首都圏アンテナショップにおいて消費を喚起するキャンペーンを実施</p> <p>○国の「GoToキャンペーン」の開催に合わせて、県内でのキャンペーンの実施や首都圏、関西圏等での鳥取フェアを開催</p> <p>○商店街等のにぎわいを取り戻すため、県民や県内事業者が行う集客促進、需要喚起につながるイベントやキャンペーンについて助成</p>	<p>○県内で行う無観客公演や、県外の芸術家と連携した新たな形での文化芸術活動を支援（再掲）</p> <p>○イベント、スポーツ大会等の新型コロナウイルス感染症予防対策を支援</p>
京都市	<p>○消費喚起に向けた販売促進支援</p> <p>・伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援</p> <p>○衛生対策等による安心・安全の確保と地域との調和の実現に向けた「新しい観光スタイル」の推進</p> <p>○ウィズコロナ社会に対応した安心・安全の確保等による修学旅行の中止等回避対策</p> <p>○国際会議施設等における安心・安全なMICEの開催推進・支援</p> <p>○市民による京都の魅力再発見</p> <p>・市民による飲食店・宿泊施設利用を促し、需要を喚起するとともに市内事業者の支援につなげる。</p>	<p>○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲）</p> <p>・商店街が実施するセールや集客イベント等の取組支援</p> <p>○「新しい生活スタイル」対応のための衛生対策等支援</p> <p>・補助率2/3・上限額10万円（店舗・事業所単位）</p> <p>○地域公共交通における感染拡大防止・運行維持確保緊急対策事業</p> <p>○業界等が一体となった活性化支援事業（業種別団体等活性化支援事業補助金）</p> <p>・業種別団体→補助率4/5・上限額100万円</p> <p>※業種別団体が見本市等を単独主催する場合→補助率2/3・上限額500万円</p> <p>→同一の業種別団体に属する中小企業等（3者以上）→補助率4/5・上限額40万円</p> <p>○伝統文化との融合等による花需要等の喚起支援</p> <p>○中小企業等IT利活用支援事業</p> <p>○地域企業未来力会議によるウィズコロナ社会課題解決事業</p> <p>○スタートアップによる新型コロナ課題解決事業</p> <p>・補助率4/5・上限額100万円</p> <p>○宅配・デリバリーの利用等に係るサブスタック削減の推進</p> <p>○MICE開催支援事業</p> <p>・ICE開催スタジアム大阪の施設基本使用料半額を実施</p> <p>※沿道飲食店等の路上利用の支援</p> <p>・飲食店が「三密」回避のためにテイクアウト販売やテラス上における飲食提供等のための仮設施設を路上に設置する場合は道の路占用許可基準を緩和</p>	<p>○消費喚起に向けた販売促進支援（再掲）</p> <p>・伝統産業の組合等が実施する展示会や実演販売、PRイベント等の取組支援</p> <p>○京都市文化芸術総合支援パッケージ（再掲）</p> <p>・表現方法や鑑賞モデルの変革が求められている文化芸術関係者に対し、各種支援事業等の相談窓口を開設するほか、ふるさと納税型クラウドファンディングを活用した文化芸術活動の再開支援まで、切れ目のない支援を実施</p> <p>○地域コミュニティの「新しい活動スタイル」普及促進事業</p> <p>○地域コミュニティ活性化に資する新たな住まいの創出支援事業</p>
大阪市	<p>○観光需要の喚起・府内観光事業者への支援</p> <p>・府内宿泊施設が提供する対象プランを利用した宿泊客20万人限定で1人1泊につき2,500円分のキャッシュバックを還元する観光キャンペーンを大阪府市にて実施。</p>	<p>○市内の飲食施設、宿泊施設などの利用者に対するポイント付与</p> <p>○新しい生活様式実現に資するビジネスコンテストを実施</p>	<p>○芸術・文化団体サポート事業</p> <p>・ふるさと寄附金制度を活用し、寄附者が登録された芸術・文化団体に寄附を行い、団体の活動を促進</p> <p>○大阪市芸術活動振興事業助成金における開催準備経費の助成</p> <p>○大阪市芸術活動振興事業助成金の拡充</p> <p>・令和2年度下期の募集について、助成上限額を40万円、助成率100%に拡充</p> <p>○本市施設利用料金の減免</p> <p>・新型コロナウイルス感染症防止対策や社会・文化活動の維持に向けた、施設利用者負担の軽減を目的として施設利用料金を5割減免</p> <p>○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施</p>
堺市	<p>○AR、VR等の技術を活用した歴史などの情報発信</p> <p>※市民向けの特典付観光キャンペーン「堺の魅力再発見キャンペーン」の実施</p> <p>※フリーランスのクリエイターと連携した観光PR動画の作成</p>	<p>○市内の飲食施設、宿泊施設などの利用者に対するポイント付与</p> <p>○新しい生活様式実現に資するビジネスコンテストを実施</p>	<p>○博物館などの文化施設の展示等を動画で発信する「オンラインミュージアム」の実施</p>
神戸市	<p>○国の緊急経済対策「GoToTravel」等と連動した対応等を検討中</p> <p>○神戸観光局公式インスタグラムでのハッシュタグキャンペーン</p> <p>・神戸でも海外気分を味わえるスポットを紹介したWEBサイト「神戸で海外旅行」を開設。おすすめの観光資源の投稿を募集</p> <p>○主要駅でのデジタルサインの掲出</p> <p>・デジタルサインを活用し、「神戸で海外旅行」キャンペーンとあわせておすすめの観光スポットを紹介</p> <p>○KOBEL観光サポート</p> <p>・市内の主な観光施設を周遊可能なチケットコースの発行し、市民向けに割引価格で販売</p>	<p>○中小企業等の事業継続・売上向上等の新たな取り組みへの支援（補助上限：100万円、補助率3/4）（再掲）</p> <p>○オンラインストアへの新規出店支援による販路拡大（新規出店支援 補助上限：30万円/年、補助率1/2等）（再掲）</p> <p>○商店街・小売市場お買い物券事業（再掲）</p> <p>・プレミアム付きお買い物券発行による商店街等の消費喚起（県市協調）及び地域経済の活性化</p> <p>○神戸の自然環境を活かした地域の活性化</p> <p>・六甲山上スタートアップ構想</p> <p>・神戸 里山・農村地域活性化ビジョン</p>	<p>○こうべ文化芸術・スポーツ活動応援事業（再掲）</p> <p>・アーティストやライブハウス等の新たな取り組みに係る経費を補助（上限10万円/人、上限75万円/施設）</p> <p>・芸術文化公演等を実施する場合は施設利用料を補助（上限50万円/日・施設、補助率1/2、県市協調）</p> <p>・神戸山田自転車道でのシェアサイクル事業の実施</p> <p>・神戸マラソン延期に伴うランニングイベント事業の実施</p>



## 新型コロナウイルス感染症に係る検査・医療体制等

令和2年8月27日

広域医療局

## 1. 検査体制・検査能力

(8月23日現在)

府県市名	検査機関名	検査機関数(機関)	検査可能検体数/日
滋賀県	滋賀県衛生科学センター, 滋賀医科大学付属病院 地域外来・検査センター(7か所)	9	179
京都府 京都市	京都府保健環境研究所, 京都府中丹西保健所 京都市衛生環境研究所, 民間検査所, 医療機関	14	550
大阪府 大阪市	大阪健康安全基盤研究所(森ノ宮センター・天王寺センター) 東大阪市環境衛生検査センター 大阪府各保健所, 民間検査機関 ※検査機関数(機関)には医療機関(帰国者・接触者外来等)を含まない	7	3,000
兵庫県	県立健康科学研究所, 尼崎市立衛生研究所 姫路市環境衛生研究所, あかし保健所 医療機関(帰国者・接触者外来等) 地域外来検査センター, 民間検査機関	9	1,190
和歌山県	和歌山県環境衛生研究センター 和歌山市衛生研究所, 和歌山市PCR検査センター	3	140
鳥取県	鳥取県衛生環境研究所 鳥取大学医学部附属病院	2	196
徳島県	徳島県保健製薬環境センター, 徳島大学病院	2	232
堺市	堺市衛生研究所 医療機関(帰国者・接触者外来等) ※検査機関数(機関)には医療機関(帰国者・接触者外来等)を含まない	1	200
神戸市	神戸市環境保健研究所(1) 民間検査機関(1) 医療機関(帰国者接触者外来等)(5)	7	462
計		54	6,149

(参考)

奈良県	奈良県保健研究センター, 奈良市, 民間検査機関、医療機関(帰国者・接触者外来等)	4	717
-----	--	---	-----

## ○検査実績(人数)

府県市名	8/13~8/14	15日(土)	16日(日)	17日(月)	18日(火)	19日(水)	20日(木)	21日(金)	22日(土)
滋賀県	321	214	90	263	124	45	108	62	122
京都府・京都市	960	407	301	287	553	493	447	600	472
大阪府(堺市除く)	4,379	1,774	1,572	749	2,302	2,748	2,020	2,261	1,849
兵庫県(神戸市含)	1,117	551	422	392	535	518	521	577	526
和歌山県	134	78	26	72	103	128	164	165	278
鳥取県	146	25	31	101	76	60	76	38	27
徳島県	336	201	181	113	213	244	138	152	61
京都市	※京都市に含まれる	-	-	-	-	-	-	-	-
大阪市	※大阪府に含まれる	-	-	-	-	-	-	-	-
堺市	554	274	175	74	297	175	227	239	217
神戸市	526	107	126	244	225	216	295	143	集計中
計	7,947	3,524	2,798	2,051	4,203	4,411	3,701	4,094	3,552
奈良県	381	246	104	126	132	112	225	121	28

## 2. 帰国者・接触者外来等設置箇所数・医療機関向け相談体制

(8月23日現在)

府県市名	帰国者・接触者 外来等箇所数	医療機関向け受診・ 検査相談センター
滋賀県	16	1
京都府	49	1
大阪府	86	1
兵庫県	66	
和歌山県	65	
鳥取県	18	1
徳島県	16	1
京都市	(18)	
大阪市	(12)	
堺市	(7)	
神戸市	(11)	1
計	316	6

注1

(参考)

奈良県	18	1
-----	----	---

注2

注1：京都府では、上記以外に、かかりつけ医（280ヶ所）においてPCR検査（唾液）を実施

注2：「PCRファックス依頼」の運用＝診療を行った医師が感染の疑いを判断したもの

全てを検査対象として、ファックスにより医師からの検査依頼を受け付けている。

## 3. 入院可能病院数等

(8月21日現在)

府県名	入院可能 病院数 (機関)	うち感染症指 定医療機関 (機関)	受入可能 病床数計 (床)	うち感染症 病床数(床)
滋賀県	14	7	175	34
京都府	30	7	495	38
大阪府	70	6	1,256	78
兵庫県	47	9	652	54
和歌山県	20	7	213	32
鳥取県	17	4	313	12
徳島県	12	4	200	20
計	210	44	3,304	268

(参考)

奈良県	11	5	467	24
-----	----	---	-----	----

## 4. 都道府県調整本部の設置

(8月23日現在)

府県市名	設置日	名称	体制
	構成員人数・職種		統括DMATの人数
滋賀県	R2.4.8	滋賀県COVID-19災害コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
	センター長：県健康医療福祉部理事 災害コーディネーター（統括DMAT含む）27名、行政職員7名		6名
京都府	R2.3.27	京都府新型コロナウイルス感染症入院医療コントロールセンター	24時間体制（一部オンコール）
	患者搬送コーディネーター：京都府保健医療対策監 統括DMAT、感染症指定等医療機関、行政職員		1名前後/日
大阪府	R2.4.1	大阪府新型コロナウイルス調整本部（大阪府入院フォローアップセンター）	24時間体制（一部オンコール）
	本部長（センター長）：医療監、他部内職員で構成		災害医療コーディネーター2名（内、統括DMAT 1名）
兵庫県	R2.3.19	新型コロナウイルス入院コーディネートセンター	24時間体制（一部オンコール）
	新型コロナウイルス感染症対策本部の医療体制班内に設置（看護師・事務職員等）		災害医療コーディネーター1名
和歌山県	R2.2.14	和歌山県入院調整本部	
	福祉保健部技監（医師）、感染症指定医療機関医師、各保健所長		
鳥取県	R2.3.23	鳥取県新型コロナウイルス感染症入院医療トリアージセンター	保健医療圏を超える入院調整が必要となった段階から対応
	センター長：県福祉保健部健康医療局長 参与：感染症専門医師3名（各医療圏）		4名
徳島県	R2.4.1	徳島県新型コロナウイルス感染症入院調整本部	県内で入院患者が5名程度発生した段階から24時間体制
	本部長：病院局副局長兼保健福祉部副部長（医師） 本部員（搬送調整Co.）：県医師会及び県内医療機関の医師7名		5名

(参考)

奈良県	R2.4.24	奈良県新型コロナウイルス感染症対策本部 入院調整班	24時間体制（特に調整困難な場合に対応）
	班長：医療政策局長（医師）、副班長：健康推進課参事（医師）、看護師1名、行政職員2名		1名

※R2.3.26厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡「新型コロナウイルス感染症の患者数が大幅に増えたときに備えた入院医療提供体制等の整備について」に基づく都道府県調整本部

## 5. 医療機関以外の受入体制

(8月23日現在)

府県市名	施設数	室数	確保・受入状況
滋賀県	1	62	県内のホテルを確保し軽症者等を受け入れ実施中。今後も施設を追加予定。
京都府	2	338	府内のホテルを確保。その他の民間宿泊施設については感染拡大状況をみながら調整。
大阪府	4	1,517	ホテル4施設1517室
兵庫県	4	488	県内の民間宿泊施設を運用。
和歌山県	1	137	県内のホテルを確保
鳥取県	3	340	県内の民間ホテルを確保
徳島県	1	208	県内のホテルを確保。そのほか旅館、リヤウインワを活用する方向で調整中
計	16	3,090	

(参考)

奈良県	1	108	県内のホテル（108室）を確保
-----	---	-----	-----------------

## 6. 帰国者・接触者相談センターの設置状況

(8月23日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・ 県庁及び大津市保健所（土日祝日を含む24時間対応） ※外来調整は7保健所で実施
京都府	8	・ 府庁（土日祝日を含む24時間対応） ・ 7 保健所（平日8時30分～17時15分）
大阪府	16	・ 9保健所、中核市7保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
兵庫県	17	・ 12保健所（平日9時～17時30分）中核市4 保健所 ・ 県庁専用ダイヤル（24時間対応）
和歌山県	9	・ 8 保健所（支所含む）、和歌山市保健所 （平日9:00～17:45）※時間外・休日も対応
鳥取県	3	・ 2 保健所、鳥取市1 保健所 （土日祝日を含む24時間対応）
徳島県	6	・ 6 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	1	・ 1 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	1	・ 1 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
堺市	1	・ 1 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・ 1 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
計	65	

(参考)

奈良県	6	・ 県庁（土日祝日を含む24時間対応） ・ 4 保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	---

## 7. 一般相談窓口の設置状況

(8月23日現在)

府県市名	箇所数	相談体制
滋賀県	2	・ 県庁（平日・土日祝 8時30分～17時15分） ・ 大津市保健所（平日 8時40分～17時25分）
京都府	8	・ 府庁（土日祝日を含む24時間対応） ・ 7 保健所（平日8時30分～17時15分）
大阪府	1	・ 府庁（9時～18時（土日祝日を含む））
兵庫県	5	・ 県庁専用ダイヤル（24時間対応） ・ 中核市4 保健所
和歌山県	2	・ 県庁（9時～21時（土日祝日を含む）） ・ 和歌山市保健所（平日9時～17時45分）
鳥取県	4	・ 県庁（平日 8時30分～17時15分） ・ 3 保健所（土日祝日を含む24時間対応）
徳島県	1	・ 県庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
京都市	1	・ 専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
大阪市	25	・ 大阪市保健所（平日9時～17時30分） ・ 24区保健福祉センター（平日9時～17時30分）
堺市	1	・ 本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
神戸市	1	・ 本庁専用ダイヤル（土日祝日を含む24時間対応）
計	51	

(参考)

奈良県	6	・ 県庁（土日祝日を含む 8時30分～17時15分） ・ 4 保健所、奈良市保健所（平日8時30分～17時15分）
-----	---	--

# 全国知事会緊急提言等

- ① 「Go To トラベル事業」に関する国民向けメッセージ（7／31）
- ② 全国知事会会長メッセージ  
「2つの国難（災害列島・新型コロナウイルス感染症）打破に向けて」（7／31）
- ③ 新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言（8／8）
- ④ お盆期間に向けたメッセージ（8／8）
- ⑤ 全国知事会人権メッセージ（8／11）
- ⑥ 新型コロナウイルス対策検証・戦略WT報告書（案）  
（8／24開催 全国知事会 新型コロナウイルス対策検証・戦略WT（第3回）資料）

## Go To トラベル まずはお近くで！ ～今年の夏休みシーズンは、地元の魅力を再発見～

新型コロナウイルスの新規感染者が再び増加しています。  
旅行者の皆様が感染しない、感染させないことが重要です。  
旅をするなら、感染防止対策を徹底し、近場にしましょう！

### Go To トラベルを近場でも！

- ・国や自治体を実施する割引メニューを活用し、改めて地元の魅力を体感してみませんか？
- ・まずは近隣エリアを旅することにより、みんなで地元の観光関連業者を応援しましょう。
- ・感染状況が落ち着いたら、遠方にも足を延ばしましょう。

### うつらない、うつさない努力を！

- ・体調に不安があるときは旅自体をやめましょう。
- ・居住地や目的地の都道府県が出す最新情報を確認し、感染防止対策に協力しましょう。
- ・感染防止対策が行われている施設を利用しましょう。
- ・感染防止対策（「3つの密」の徹底的な回避、マスク着用、手洗い・咳エチケット、人と人との距離確保等）を徹底し、「新しい旅のエチケット」を実践しましょう。
- ・「接触確認アプリ（COCOA）」などをインストールしましょう。

### 観光関連業者の方々も感染防止対策の徹底を！

- ・「ガイドラインを遵守」した感染防止対策を徹底するとともに、感染防止に向けた取組を旅行者にもしっかりと情報発信し、旅行者に安心できる旅を提供しましょう。

令和2年7月31日

全国知事会

## ○ 2つの国難（災害列島・新型コロナウイルス感染症）打破に向けて

令和2年7月豪雨により、お亡くなりになられた皆様の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心からお見舞い申し上げます。

全国知事会においては、7月3日以降、九州や中部地方に大雨特別警報が相次いで発表され、日本全体で災害発生の危険が高まっていることを受け、7月8日、「緊急広域災害対策本部」を設置し、熊本県8市町村に対し、災害マネジメント総括支援及び対口支援として、延べ3,135人（令和2年7月30日現在）の職員を派遣し、被災地の早期復旧・復興に全力で取り組んでいるところです。

7月19日には、「第10回新型コロナウイルス緊急対策本部」及び「第2回緊急広域災害対策本部」を合同で開催し、43都道府県知事が出席のもと、

- ・ 「保健所の積極的疫学調査への協力拒否」や「事業者への休業要請に従わない場合」の罰則適用、国による補償金的な協力金の制度化など、「実効性を担保する法的措置」
  - ・ 「Go To トラベル事業」の実施にあたって、感染状況を注視しながら、対象地域の範囲や時期など「基準の明確化」や除外地域の「機動的見直し」、令和2年7月豪雨被災地への配慮
  - ・ 8月1日から予定されているイベント開催制限緩和の見直し
- など、10項目からなる「緊急提言」を取りまとめ、国に対し要請致しました。

その結果、政府において、8月1日から予定されていた大規模イベントの開催制限の撤廃が8月末まで凍結されるとともに、現行法を活用した感染症対策として、

- ・ 感染症法第16条に基づく感染対策を取らずに感染者を発生させた「店舗名の公表」
  - ・ 風営法に基づく警察官の立入検査時や、食品衛生法に基づく食品衛生監視員の監視・指導の際の「感染拡大防止ガイドラインの徹底」
  - ・ 建築物衛生法に基づく一定基準以上の劇場や飲食店に対する「換気の検査」
- などが示されました。

また、7月22日には、危機管理・防災特別委員長の黒岩神奈川県知事と蒲島熊本県知事が政府の非常災害対策本部会議に出席し、安倍総理に対し、早期復旧・復興に向けた支援や、被災者生活再建支援制度の支援対象を「半壊世帯まで拡大すること」について、提言した結果、7月30日、政府において、総額1千億円規模の「被災者の生活と生業（なりわい）の再建に向けた対策パッケージ」が取りまとめられるとともに、「半壊世帯の一部にも支給対象を拡大する」との方向性が示されました。

引き続き、全国知事会では、国民の命を守るため、全都道府県が一丸となり、国と心をついに、実効性ある対策を強力に推進し、2つの国難（災害列島・新型コロナウイルス感染症）打破に向けて、全力を傾注して参ります。



(7/19 コロナ対策本部・緊急広域災害対策本部)

全国知事会会長 徳島県知事 飯泉嘉門

## 新型コロナウイルス感染症に関する緊急提言

我が国の新型コロナウイルス感染は再び猛威を振るい、今や全く新たな局面を迎えたといつて過言ではなく、大都市部の陽性者累増傾向が現れるとともに、その勢いは全国各地にまで波及し、40前後の都道府県で毎日のように新規陽性者が判明するほか、感染確認過去最多を記録する都道府県が後を絶たない。

我々47人の知事は危機感を新たにし、地域の力を結集して感染拡大に歯止めをかけるべく全力を傾けており、国民・政府とともに新型コロナウイルス克服への闘いを挑んでいる。

この闘いを制するため、政府におかれては、我が国の「国難」をともに乗り越えていくためにも、以下の項目に対して迅速に対処されるよう、ここに提言する。

### 1 新型コロナウイルス感染拡大への緊急対応について

現在の新型コロナウイルスの感染拡大傾向に歯止めをかけるため、新型コロナウイルス感染症対策分科会で示されたステージⅠ～Ⅳと対策についての政府としての位置づけやⅠ・Ⅱ段階の運用を明確にすることも含め、都道府県と協力して感染拡大防止措置を緊急に講じること。

また、感染が急速に拡大している都道府県では、対象の業種や地域を限定した休業要請を行うとともに、補償金的な「協力金」の支給を通じて多くの事業者の協力を求めるなど、各都道府県でこれ以上の感染拡大を食い止めるよう取り組んでいるところであり、国においても、こうした取組を強力に支援するため、予備費を活用して新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を増額し、早急に追加の交付を行うこと。

さらに、「新しい生活様式」や「業種別ガイドライン」を徹底するほか、避けるべき「大人数の会食」の目安となる人数を専門的見地から示すなど、住民や事業者に対する広報・啓発も含め推進を図ること。併せて、軽症のまま感染を広げかねない若者層に対し、SNS等を通じて国全体で強力に呼びかけを行うこと。

### 2 新型コロナウイルス感染症対策に係る法的措置等について

昨日公表された新たなステージⅠ～Ⅳに応じた感染拡大防止対策を緊急に展開することが急務であるが、新型コロナウイルス感染症陽性者の早期発見・封じ込めが重要であり、特別措置法第24条や感染症法第16条の運用弾力化など全国知事会の要望に沿った措置が講じられたところだが、未だ実効性のある対策を講じていく法的手段や財源が十分とは言い難く、保健所による積極的疫学調査や健康観察、都道府県知事による事業者への休業要請の実効性を担保するための罰則規定など、食中毒発生時の営業停止処分や店名公表のような即効性のある法的措置を講じるとともに、あわせて国による補償金的な「協力金」の制度化について国において早急に議論を進めること。

また、疑い患者等に係る情報など、隣接圏域における保健所間等の情報共有の仕組みを確立するとともに、感染者情報の統一的な公表基準を定め、併せて、都道府県境を跨ぐ移動についての考え方を含めた基本的対処方針の改定や地域限定も含めた緊急事態宣言の発動について、地方と十分協議しながら適切に行うこと。

### 3 Go To キャンペーン事業について

Go To トラベル事業の実施に当たっては、当面の間、東京都発着の旅行を対象外とすることとされたところであるが、ブロック内など近隣観光から始めることを求める地域が多いことにも留意しつつ、今後とも感染状況を注視し、対象地域の範囲、時期、方法等について、これらの基準等を明確にした上で、除外地域などを機動的に見直すこと。

また、観光関連産業をはじめ地域経済が持続的に維持・回復できるよう、夏や秋で終了することなく、特に、令和2年7月豪雨の被災地においては、災害復旧の状況を踏まえ、予算が不足する場合は予備費を活用するなど、継続的な需要喚起を図るよう支援すること。

併せて、Go To イート・イベント・商店街事業の実施に当たっては、地域の感染状況や経済状況を踏まえた対応ができるよう、あらかじめ地方の声を聞くこと。

### 4 PCR検査等の戦略的拡大について

PCR検査等をより早く適正な価格で受けられる環境づくりを行い、行政検査で幅広く対応できるよう要件を明確化し戦略的に拡大することとし、クラスターが発生した施設等の関係者はもとより、地方における初期段階の封じ込めに必要な濃厚接触者以外も含む幅広い調査、施設内感染を防ぐための医療、介護・障害福祉施設の従事者、公益性の高い被災地への応援職員・ボランティアなどについても検査対象に含め、「国の負担による行政検査」として実施することを検討するほか、民間需要への対応も図ること。あわせて、国において必要な検査数及び検査体制の目標を明示し、検査機器の導入や試薬の供給、空港も含めたPCR検査センター設置・運営など、検査に要する経費や民間機関を活用した検査体制の拡充について国として支援を行うこと。

また、唾液検体による検査の普及を図るため、検体の前処理に要する時間の短縮や、現在対象外となっている簡易キットによる検査でも活用できるようにすること。

### 5 医療等提供体制の拡充・強化について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金について、交付決定額が要望額を下回っている事業があるほか、病床・宿泊施設の確保や重点医療機関体制整備事業については基本的に9月分までが対象となっていることから、各都道府県が10月以降の病床等の確保を計画的に行えるよう、速やかに予備費の支出を行い交付金の増額を図るとともに、今後の感染拡大状況に応じ柔軟な対応を行うとともに、陰圧室の整備等の病院改修による患者受入体制整備などもできるよう、用途を拡充すること。

また、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関に加え、受け入れていない医療機関においても、受診控えもあり経営が一層厳しくなっている。このため、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金において、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用をはじめ、入院医療機関に対する運営経費支援を対象とするなど、実情に応じ、都道府県の判断で柔軟に幅広く活用できるよう見直しを行うとともに、医療従事者慰労金の対象期間を最近の感染拡大を踏まえて延長すること。

さらには、地域の実情に応じた持続可能な医療機関の経営に資するため、地方の意見にも配慮した診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付拡充、公立病院に対する財政支援など、医療機関の経営悪化へ歯止めをかけるよう戦略的かつ継続的に対応すること。

加えて、新型コロナと同時にインフルエンザも流行する局面に備えて、インフルエンザワクチンについて十分な量を安定的に供給し、高齢者や医療従事者など計画的に接種できる体制を整えるとともに、新型コロナとインフルエンザ双方を通じた標準的な診察基準を提示すること。併せて、感染の拡大に対応できる医療・宿泊療養施設や運営体制の確保、大都市ICU拠点の整備等、速やかに対処すること。

併せて、介護・福祉サービスを提供する事業所についても、利用控えなどで経営困難をきたしており自助努力で改善することも困難な実態があることから、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の対象に加えるなど、経営安定に向けた支援を行うこと。

## 6 水際対策について

今後、感染リスク評価を踏まえた段階的な入国制限の緩和による国際便等の増加に伴い、入国者・帰国者の増加が想定されるが、国内すべての国際空港及び沖縄等離島路線に係る国内空港等で、運営権者等関係者と早急に調整を行い、PCR検査等の十分な待機場所及び検査場所を確保すること。

また、PCR検査等の結果が判明するまでの間、検疫所長が指定する待機施設等で入国者・帰国者全員を留め置くこととし、これを周知徹底するとともに、そのための十分な収容能力を確保すること。

検査結果が陽性の場合、国内での入国者・帰国者の住所・居所に応じて、国が用意した医療機関への入院や宿泊施設での療養などにより、特定の都道府県に過度な負担が生じないようにすること。

今後の入国制限緩和の見通しに応じて、検疫所の人員増強、新たな検査手法の導入、検査能力の飛躍的な拡充など、検査体制の抜本的な強化を図ること。

加えて、陽性、陰性に関わらず、検査結果判明後、速やかに自治体への情報提供を行うこと。また、速やかな濃厚接触者の特定につながるよう、入国者・帰国者に対しても、検疫所において、接触確認アプリ「COCOA」の利用促進を図ること。

また、新型コロナウイルス感染症に関する情報について、入国時の多言語での分かりやすい情報発信の充実及び啓発を図るとともに、大使館等を通じ、在住外国人に対して、感染拡大防止対策の周知を図ること。

加えて、米軍基地での感染症防止対策の徹底強化を強く求めるとともに、政府の責任において、情報収集並びに関係自治体への情報提供をしっかりと行うこと。

## 7 社会経済活動の段階的引上げについて

新型コロナウイルスの感染拡大により日本経済はこれまでに類のないリスクに直面していることから、ポストコロナも含め実効性のある総需要対策を機動的に展開し、予備費の活用も含め継続的に経済・雇用安定対策を講じること。

厳しい状況が長期化している中小企業等に対する資金繰り支援を強力に展開するため、都道府県制度融資を活用した民間金融機関による実質無利子融資上限（現在4千万円）の引上げ、信用保証協会に対する損失補償に係る日本政策金融公庫の保険填補率引上げや自治体への財政支援、信用保証料補助に係る融資期間終了までの財政支援や預託原資調達に伴う借入金利息支援を行うこと。

雇用調整助成金等の緊急対応期間については、当初の6月末から9月末まで延長されたが、未だ新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないため、引き続き、雇用調整助成金等による雇用の維持を図る必要がある。このため、緊急対応期間について10月以降も更に延長すること。さらに、有効求人倍率の低下が全国的に続いており、雇用情勢の更なる悪化が懸念される。雇用の受け皿を確保するため、リーマン・ショック時を上回るような基金を活用した緊急雇用創出事業を早急に創設すること。

また、新型コロナウイルスによる生活困難を支える生活福祉資金貸付について、本来の全額国負担制度を歪めることなく、国が責任を持って確実に財源措置すること。

さらには、地域経済への影響が長期化・深刻化していることから、政府は積極的に需要創造策を図るとともに、5Gはじめ情報通信基盤の整備やサプライチェーンの強靱化を進め、「多核連携による分散型国土の形成」に取り組むこと。

加えて、保護者の感染により在宅での支援が困難になった子どもへの支援や、こども食堂、ひとり親家庭への支援、大学における対面授業の再開促進をはじめ、こども・若者に対する支援に十分配慮すること。

## 8 新型コロナウイルス克服実現に向けて

新型コロナウイルスを完全に制圧するため、政府は責任をもって必要十分なワクチンの開発・確保・供給を図るとともに、特効薬や治療法の確立を実現すること。

また、これまでの感染の波の経験を踏まえ、各都道府県が効率的かつ実効性ある感染拡大防止策を講じつつ、社会経済活動の段階的な引上げに取り組めるよう、国においては、医学的な知見を都道府県とも共有し、事業活動や国民の行動における感染リスクを評価・分析するとともに、必要に応じ業種別ガイドラインを見直し、事業者が実施する感染防止対策への支援を拡充すること。

さらに、新型コロナウイルスの完全な封じ込めは未だ容易なものではなく、今後の情勢によっては、都道府県が迅速に対応できるよう、予備費を活用した新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の積み増しや基金への積み立て要件弾力化も含め、更なる財政支援を検討すること。

## 9 偏見・差別行為・デマ等の排除について

病魔と闘う感染者及び最前線で治療にあたる医療従事者並びにこれらの家族、更には他の都道府県からの来訪者等に対して、デマが拡散されたり、差別や偏見、心ない誹謗中傷など、人権が脅かされる事例が横行していることは、我々が深く憂慮するところである。こうした行為は当事者を深く傷つけ、平穏な社会生活を送る妨げになるのみならず、積極的疫学調査をはじめ感染症拡大防止への協力も得にくくなるなど、国を挙げて克服すべき喫緊の課題となっており、国としても継続的な広報や教育・啓発、相談窓口の充実・強化など、人権を守る対策を早急に講じること。

令和2年8月8日

### 全国知事会新型コロナウイルス緊急対策本部

本部長	徳島県知事	飯泉	嘉門
本部長代行・副本部長	鳥取県知事	平井	伸治
副本部長	京都府知事	西脇	隆俊
副本部長	神奈川県知事	黒岩	祐治
本部員	43都道府県知事		

## 大切な「ふるさと」と命を守るために ～お盆の帰省について～

皆さんの「ふるさと」にお盆の季節がやってきます。

都会で暮らしている方々にとっても、「ふるさと」とのつながりを確認するととても大切な時期です。

大切な「ふるさと」と命を守るため、お盆の帰省について、いま一度ご家族・ご友人とのご相談をお願いします。

その結果、「帰省をされる場合」であっても、感染防止の徹底をぜひお願いします。

また、「帰省を取りやめた」としても、離れていても、心は「ふるさと」の大切な人たちとつながっています。お互いに健康に気をつけて、また元気な顔で会える日を楽しみにしましょう。

- ・発熱等の症状がある方や、最近2週間以内に感染リスクが高い場所に行かれた方は、帰省を控えましょう。
- ・感染が急速に拡大している地域もあるため、帰省先の都道府県が出しているメッセージを確認しましょう。全国知事会でとりまとめていますので、参考にしてください。

( [http://www.nga.gr.jp/data/activity/committee\\_pt/shingatakoronavirusukinkyutaisakukaigi/reiwa2nendo/1596875423054.html](http://www.nga.gr.jp/data/activity/committee_pt/shingatakoronavirusukinkyutaisakukaigi/reiwa2nendo/1596875423054.html) )

- ・電話やオンラインを通じた「帰省」を検討しましょう。
- ・「帰省される場合」には、定期的に検温を実施するとともに、手指消毒やマスクの着用、三つの密の回避、大声を出さない、十分な換気など、感染防止対策を徹底しましょう。重症化のリスクが高いとされる高齢者、基礎疾患のある方や、妊婦と会われる際には、特に注意が必要です。
- ・感染のリスクが高い「大人数での会食や飲み会」は控えましょう。
- ・宿泊施設や店舗は、ガイドラインに沿った感染予防対策が行われている施設を利用しましょう。
- ・新型コロナウイルス感染症は、誰もが感染する可能性があります。感染者や、医師・看護師などの医療従事者、及びその家族、そして都道府県外からの旅行者・帰省者への誹謗中傷や差別などは絶対にやめてください。

令和2年8月8日

全国知事会

## 全国知事会からのお願い

～「おもいやり」と「やさしさ」の輪を広げましょう～

私たちが闘う相手は、新型コロナという「ウイルス」であって「人間」ではありません。みんなの隣人を責めてもウイルスは無くなりません。

新型コロナは、あなたご自身も含め誰もが感染しうる病気です。

新型コロナとの闘いを克服していくため、ひとりも取り残されず、みんな人間として、命も健康も、そして平穏な暮らしも、私たちみんなの決意と実践で守り抜いていきましょう。

- 患者・家族など新型コロナウイルスと闘う方々に対する差別的扱いや誹謗中傷は、絶対に許しません！
- 医療従事者をはじめ、新型コロナ治療や社会機能維持のため頑張る方々に感謝し、応援します！
- 都道府県境を越えて来られる方々を非難したり、傷つける行為をせず、お互いに尊重し合います！

令和2年8月11日

全国知事会

# 新型コロナウイルス対策検証・戦略WT

## 報告書（案）

令和2年8月

全国知事会

## 目 次

はじめに	1
1. 基本的な方向性	1
2. 地域の感染ルートについて	2
3. 全国におけるクラスター感染の発生状況	2
4. 保健所の体制の強化	4
5. PCR検査等の検査体制の構築	5
6. 医療提供体制の確保、医療機関への経営支援	5
7. 都道府県間の広域連携、市町村等他機関との連携	7
8. 水際対策等、国と連携した対策の展開	8
9. 特措法に基づく外出自粛・休業要請等の運用基準や法的な 枠組みの在り方	8
10. 業種別ガイドラインの定着・運用をはじめとした新しい 生活様式	9
11. 新型コロナウイルス感染症を前提とした医療・保健・福祉 施策の在り方	10
おわりに	10

参考資料

## はじめに

全国知事会では、今般の新型コロナウイルス感染症の拡大に対処するため、本年1月30日に「新型コロナウイルス緊急対策会議」を設置、その後の感染拡大を受けて、2月25日には全都道府県が参加した「新型コロナウイルス緊急対策本部」を設置し、累次にわたり対策本部会議を開催するとともに、国との意見交換や緊急の提言を行ってきた。

その後、4月7日には7都道府県で新型インフルエンザ等対策緊急措置法に基づく緊急事態宣言が発出され、4月17日には対象が全国に拡大されたが、5月25日に緊急事態宣言が全面解除されたところである。

こうした状況のもと、6月4日に開催された全国知事会議において、「コロナを乗り越える日本再生宣言」が採択され、それまでの感染拡大防止の対応を検証し、次の感染拡大の波に備える有効な検査体制・医療提供体制を構築するため、ワーキングチームを設置し、各都道府県の取組を全国で共有するとともに、今後の取組を検討することとされた。

本報告書は、こうして設置された「新型コロナウイルス対策検証・戦略ワーキングチーム（以下「WT」という。）」において検討を行った10の項目について、これまでの対策やその課題を整理するとともに、今後必要となる取組や国へ要望すべき事項をとりまとめたものである。その際、全都道府県にアンケート調査を行った結果を反映させるとともに、WTの幹事をお願いした都道府県の取組状況について参考資料として掲載している。今後、各都道府県において新型コロナウイルス感染症対策を進めるに当たり、参考となれば幸いである。

### 1. 基本的な方向性

新型コロナウイルス感染症については、感染者のうち他人に感染させるのは一部に限られることから、地域や時期によって感染状況が大きく異なるということである。すなわち、大都市部では、ひとたび感染が広がると、一定の期間は感染者数が増大した状態が続くのに対し、地方部では、比較的感染が落ち着いている状態の団体がある一方で、クラスターの発生等を通じて感染が短期間に急速に拡大することもある。

また、検査体制や医療提供体制の検討にあたっては、複数の中核的な医療機関や民間検査機関が存在する大都市部と、中核的な医療機関が大学病院や県立病院に限られ、検査も地方衛生研究所が中心となる地方部では事情が異なる。

こうした差異を反映し、本WTにおいて各都道府県の取組を議論する中でも、大きく分類すると、医療提供体制が状況を重視して医療機関の役割分担により対処しようとする大都市型のアプローチと、比較的感染が落ち着いている段階では感染者の関係者に対して幅広くPCR検査等を行い感染者の囲い込みを図る一方で、地域の中核病院を中心にクラスターの発生等に備えるという地方型のアプローチが見られたところである。

今後の感染の波に備えるため、各都道府県において検査体制や医療提供体制を検討するに当たっては、必ずしも全国一律の取組ではなく、このような地域による状況の差を考慮したアプローチをとることが適当と考えられる。また、国においても、こうした状況を踏まえて、各都道府県が地域の実情に応じた対策を講じることができるよう、必要な支援を行うことを要望したい。

## 2. 地域の感染ルートについて

新型コロナウイルス感染症の陽性患者について地方部を中心に感染ルートを追える地域においては、

- ・感染がまん延している外国からの帰国又は外国からの訪問客との接触
- ・感染がまん延している地域への出張・通勤や旅行・イベント参加等又は当該地域からの帰省

等により地域に入ってきた新型コロナウイルスが、

- ・職場や家庭
- ・会食（特に接待を伴う飲食）や集会等

を通じて地域に広がるというケースが見られる。

この点について、感染経路不明者が多数生じた大阪府における分析では、感染拡大の収束につながった取組として、「水際対策による海外由来の感染拡大の検出」、「府民の行動変容（外出自粛・手洗いの徹底・マスクの着用）」、「保健所による積極的疫学調査の徹底（感染経路不明者の濃厚接触者を特定し、3次感染、4次感染を防止）」の3つが仮説として指摘されている。地域の外からの流入と、地域の中での拡大を防ぐことが重要と考えられる。

特に、インフルエンザでは1人の患者が複数人に感染させるのに対して、新型コロナウイルスは約8割の感染者は他の人に感染させず、残りの約2割の感染者が他の人に感染させるが、稀に多くの人に感染させる感染者が発生し、このため、クラスター感染（集団感染）が発生するとされている（「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」（令和2年5月29日新型コロナウイルス感染症対策専門家会議））。

このため、クラスター感染が発生したか否かで、各都道府県における患者数が大きく異なる。また、クラスターの連鎖は大規模な感染拡大につながることから、クラスター対策の発生予防や発生時の早期対応は、引き続き重要な課題であると考えられる。こうした観点から、これまでクラスターが多く発生した施設の分析を行う。

## 3. 全国におけるクラスター感染の発生状況

6月19日時点で各都道府県に照会をしたところ、特定の1か所で5人以上の感染者が発生した事例は、全国で238件となっている。

施設区分別にみると、病院、診療所等の医療機関が84件（35.3%）、高齢者福祉施設や障がい者施設等の社会福祉施設が62件（26.1%）、キャバレー、ナイトクラブ、バー等の接待を伴う飲食店が41件（17.2%）となっており、これら3つの区分で約8割を占めている。

このほか、企業・事業所、スポーツジム・運動教室、ライブハウスなどでもクラスターが発生した事例が生じている。

こうしたクラスターが発生し、拡大した理由について、施設ごとに分析をすると概ね下記のとおりである。

### (1) 医療機関

- ・原疾患による発熱や、無症状、偽陰性による感染者の発見の遅れ
- ・陰性を確認しないままの転院・退院や転棟（個室への移動を除く）
- ・通常の看護ケアやリハビリ時の手指衛生や、吸引措置・食事介助の際の目の防護等の、感染予防策の不徹底

- ・ 個人防護具（PPE）等の資材の不足
- ・ 通常診療の継続（CTや血液検査の実施）による感染者との接触機会の増
- ・ 動線の交差、リハビリの実施等による病棟をまたいだ患者・スタッフの移動
- ・ トイレや更衣室、休憩室、仮眠室、食堂等における職員同士の感染
- ・ スタッフ不足等を背景とした体調不良の職員の勤務継続

## (2) 社会福祉施設

- ・ 発熱者発生時の保健所等への連絡の遅れ
- ・ デイケア等の通いの利用者や面会者からの感染
- ・ 移乗、食事・入浴介助等の介護ケアにおける密着機会の多さ
- ・ 認知機能が低下した入所者によるマスク・手洗い等の感染予防策の困難さ
- ・ 施設内のゾーニング、感染者と未感染者の区分けの不徹底
- ・ 個人防護具（PPE）等の資材の不足や使いまわし等の不適切な使用
- ・ 職員の感染によるスタッフ不足から生じる不十分な介護 等

## (3) 接待を伴う飲食店等

- ・ 狭い店内や換気が難しい構造等、三密が生じやすい環境
- ・ マスク着用等の感染予防策の不徹底
- ・ 患者発生時における疫学調査の困難さ
- ・ スナックでの昼カラオケなど把握していない利用形態による対応の遅れ 等

こうしたクラスター発生・拡大の要因を考慮すると、今後、クラスター対策として下記の対策を適切に講じることが必要と考えられる。

## (1) 医療機関、社会福祉施設等の施設

### （事前の体制整備）

- ・ ケア時の感染予防対策に係るガイドラインの作成
  - ・ 感染症対応リーダーの育成、個人防護具の着用等の感染予防策や発生時の対応等について事前の職員研修や訓練の実施
  - ・ 職員の感染を想定した外部からの人員派遣体制の構築
- ### （標準予防策の徹底）
- ・ 患者に接触する前後の手指衛生の徹底
  - ・ 個人防護具（PPE）の適切な着用や廃棄の徹底
  - ・ サージカルマスクや消毒用アルコール等の十分な供給
- ### （職員間の感染対策）
- ・ 休憩室や更衣室も含め、マスクの常時着用
  - ・ 仮眠室等の共有の設備の清掃、消毒
- ### （感染者の発見）
- ・ 発熱や呼吸器症状等、感染の疑いがある場合の問診・検査の徹底
  - ・ 検査結果が陰性の場合の偽陰性の可能性の検討、疑似症対応の継続
- ### （患者発生時の対応）
- ・ 早期の報告、支援チームの早期介入による感染管理
  - ・ 濃厚接触者をはじめ幅広い関係者に対する検査の早期実施
  - ・ ゾーニングや動線確保の徹底（職員がPPEフリーで休めるスペースも必要）
  - ・ 病棟の移動、転院・退院の制限
  - ・ 職員間の情報共有や職員のメンタルヘルスケア

## (2) 接待を伴う飲食店

- ・ 感染防止ガイドラインの徹底
- ・ 換気等の施設の改修
- ・ 発生時の店名公表、利用者への相談・受検の呼びかけ等のルール化
- ・ 接触アプリの活用やQRコード等を活用した利用者への濃厚接触者通知システムの整備

## 4. 保健所の体制の強化

新型コロナウイルス感染症対策において、保健所は、「帰国者・接触者相談センター」による電話相談を受け、疑い例の受診を調整するとともに、検体の搬送、陽性患者の入院医療機関の調整、積極的疫学調査など、新型コロナウイルス感染症対策の中核業務を担っている。このため、3～5月の感染の波の際には、保健所の業務が大幅に増加し、「帰国者・接触者相談センター」の電話がなかなかつながらないという事例も全国各地で生じたほか、特にクラスターが発生した際には多忙を極め、職員の負担が過重になるとともに、通常業務も含めて多くの業務が滞る事態が生じた。特に、電話相談の殺到により、経験を要し保健師等の専門職員でないと困難な積極的疫学調査に支障が生じたとの声が多く寄せられた。

このため、各都道府県では、他部門からの応援、OB・OG保健師や非常勤職員の配置、電話回線の増設などによる保健所体制の強化を図るとともに、総合相談窓口等の設置や、帰国者・接触者相談センター業務の医師会・医療機関等への委託などによる保健所業務の負担軽減の取組を進めてきた。また、こうした取組と並行して、市が設置する保健所に職員を派遣する等の取組を行った都道府県もある。しかし、積極的疫学調査など専門性を必要とする業務が多い、業務のICT化が進んでおらず情報の集約に苦労した、発熱等に関連しない様々な相談や苦情等が保健所に寄せられる等の課題も指摘されている。

こうしたことから、今後も引き続き、看護資格保有者等の活用による体制の強化や、相談・検体搬送等の業務の外部委託の更なる活用、業務のICT化やSNSの活用による業務の効率化などに取り組む必要がある。

また、複数のクラスターが発生した場合など感染が急速に拡大した地域の保健所の業務を支援するため、都道府県や指定都市・中核市に加えて一般市、町村や医療機関、看護協会等の関係者の協力も仰ぎ、大規模災害時における応援職員の派遣のような仕組みを構築するとともに、職員の研修、図上・実働の訓練の実施、受援計画の策定を行うなど、事前の準備を行っておく必要がある。なお、こうした応援体制は、積極的疫学調査等の業務に従事する職員だけでなく、マネジメント支援を担当する職員についても構築する必要がある。

さらに、今後の課題としては、新型コロナウイルス感染症以外の感染症の発生も見据え、中長期的に保健師の増員を図るとともに、ICT化の推進や上記の保健所業務に係る相互応援を円滑に行う観点から、保健所業務の標準化に取り組む必要がある。

国においては、こうした取組に係る財政支援を充実するとともに、クラスター班の派遣による業務支援、保健師等の人材育成、保健所業務の共通マニュアルの作成等に取り組む必要がある。

## 5. PCR検査等の検査体制の構築

3～5月の感染の波の際には、前述のとおり「帰国者・接触者相談センター」に相談が殺到して電話がつかない事態が生じたほか、「帰国者・接触者外来」における診察・検体採取、地方衛生研究所におけるPCR検査の実施にも時間を要し、必要な方が迅速に検査を受けることができない状態が生じた。

このため、各都道府県では、保健所体制の強化に加え、「帰国者・接触者外来」の増設、ドライブスルー・ウォークスルー方式の導入や、医師会等と連携した「地域外来・検査センター」(PCR検査センター)の設置、検査機器の増設や担当職員の増員などに取り組んできた。また、国においても、検査の保険適用や、鼻咽頭拭い液によるPCR検査に加えて唾液を用いた検査や抗原検査の導入が進められた。このような状況を受けて、特に都市部の団体では、PCR検査センターや医療機関における検査が広がりつつある一方、地方部の団体では、民間検査機関の立地が限定的で結果の判明に時間を要すること等もあり、地方衛生研究所の体制強化により対応をしている例が多くみられる。

他方で、検査機器・試薬の不足、検体処理を行うことができる人材の確保や研修等の人材育成の時間の確保が困難、医療機関での検査における契約等の処理、PCR検査と抗原検査の使い分け等に課題があるとの指摘もある。

また、症状のある者や感染者の濃厚接触者に加えて、感染が拡大していると考えられる地域や業種での一斉検査や、感染拡大を早期に封じ込めるための濃厚接触者以外への検査、施設内感染を防ぐための医療・介護等の従事者への検査、公益性の高い被災地への応援職員・ボランティアへの検査など、PCR検査等については引き続き戦略的に拡大していく必要があると考えられる。さらに、大規模なクラスターの発生時や冬場の季節性インフルエンザ流行時の対応等の対応についても、考慮する必要がある。

このため、今後も引き続き大学や医療機関、医師会、市町村等との連携による検査体制の拡充を図るとともに、検査機器の導入支援、検査に携わる人材の育成を図る必要がある。また、SmartAmp法や抗原検査など迅速に結果が判明する手法も含めた効率的な検査実施体制について検討する必要がある。

国においては、こうした取組に係る財政支援を充実するとともに、試薬・検査キット等の安定供給体制の確保、民間検査機関の全国展開の働きかけに取り組むことを要望したい。また、円滑な検査の実施については国民の理解・協力も必要であり、多様化する検査手法も含めて国民への丁寧な説明を行うとともに、検査体制の拡充に応じて費用負担の在り方についても検討を行う必要があると考えられる。

## 6. 医療提供体制の確保、医療機関への経営支援

3～5月の感染の波の際には、全国的にサージカルマスク、長袖ガウン、ゴーグル及びフェイスシールド等の個人防護具が不足し、多くの医療機関で院内感染のリスクに晒されながらの診療等を行わざるを得ない状況に陥った。

また、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるためには、専用病床やそのためのスタッフを確保するとともに、施設内のゾーニングや患者・スタッフの動線確保などの対応を行う必要がある。こうした対応には医療機関に大きな負荷がかかり、各都道府県では重点医療機関・協力医療機関の確保に苦慮するとともに、保健所による

入院先の調整に要する時間も長期化し、自宅や福祉施設内での療養を余儀なくされるケースも多発した。

このため、各都道府県では国と連携して医療機関に医療資機材を供給するとともに、医師会や看護協会等とも連携して人材の確保に取り組んできた。また、国の交付金の活用による医療機器の整備等の支援を通じて、公立・公的病院に加えて大学病院や民間病院の協力も得て、重点医療機関・協力医療機関の確保に取り組んできた。また、無症状者や軽症者については宿泊施設を借り上げ、医療機関ではなく宿泊施設で療養できるようにしてきた。

他方で、医療機関においては、ECMO・人工呼吸器や感染管理に習熟した人材の確保、新型コロナウイルス感染症の患者数の増減に応じた専用病床と一般病床の切り替えの判断、医療従事者への差別や偏見等の事例などに苦慮しているとの声が寄せられている。特に地方部の県からは、小規模な病院が多く、専用病床を病棟単位で確保することが困難で重点医療機関の指定が進まないとの声がある。また、宿泊療養施設においても、運営スタッフの確保、患者数の動向に応じた確保すべき室数の調整、風評被害の懸念や近隣住民への説明に苦慮しているとの声が寄せられている。

また、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れた医療機関では、空床確保や一般の入院患者や外来患者の受入制限などにより減収が生じ、経営が悪化しているほか、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れていない医療機関においても、受診控え等による減収が生じている。

さらに、新型コロナウイルスの感染への恐れから、救急・搬送の受け入れ困難事例が生じたほか、周産期、小児、障がい児者、がん患者・透析患者や外国人などの特別な配慮が必要な患者への対応も必要となっている。

こうした医療提供体制の確保については、都市部と地方部で異なるアプローチが必要であると考えられる。すなわち、都市部にあっては、一定の範囲に複数の中核的な病院が立地する利点を生かし、「コロナ専用病院」の設置も含めて病院間の役割分担により地域の医療提供体制を構築することが考えられる。この場合、保健所が中心となって定期的に病院間の情報共有を図る仕組みを構築し、病院長同士が顔の見える関係となり患者動向に応じて柔軟に役割分担の見直しを行うことが重要である。

他方で、地方部にあっては、大学病院や県立病院等の中核的な医療機関が、新型コロナウイルス感染症の患者から高度医療が必要な様々な患者まで一手に引き受けざるを得ないケースも多く、この場合は、こうした中核的な医療機関において院内感染を防ぐ取組を徹底するとともに、資源の集中的な支援を行う必要がある。

また、いずれの場合であっても、新型コロナウイルス感染症の患者を受け入れるためには、単に専用病床を確保するだけでなく、その運営に当たる高度な技能を有する人材と、個人防護具をはじめとした医療資機材が必要となる。医療従事者に対する処遇改善や宿泊施設の確保等の負担軽減の取組に加えて、事前の研修等を通じた人材育成の取組、さらには医療資機材の備蓄や安定供給体制の構築が重要であると考えられる。

国においては、診療報酬の引上げや福祉医療機構による無利子・無担保貸付の拡充、公立病院に対する財政支援など、医療機関の経営支援策を早急に実現するとともに、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金については、医療資機材の確保に係る備蓄経費や、従来の病棟を単位とする重点医療機関の施設要件の弾力的な運用をはじめ、入院医療機関に対する運営経費支援を対象とするなど、都道府県の判断で地域の実情に応じて柔軟に幅広く活用できるように改善していただきたい。また、専用病床や宿泊療養施設の確保を計画的に行うことができるよう、早期の交付決定や今後の予

算措置も必要である。さらに、医療従事者慰労金については、6月30日までを対象期間としているが、新たな感染拡大が発生していること、秋冬に向けてさらに病床確保をする必要もあることから、対象期間を延長する等の対応も必要である。加えて、G-MISの改善、対象拡充による医療資機材の供給円滑化や安定供給体制の構築、医師・看護師確保対策の強化やオンライン資料の評価・検証を踏まえた推進等の取組を進めていただく必要がある。

## 7. 都道府県間の広域連携、市町村等他機関との連携

(都道府県間の広域連携について)

新型コロナウイルス感染症については、地域医療の体制が都道府県単位で構築されていることに加えて、新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特別措置法」という。）において都道府県知事が様々な措置を講じることとされていることなどから、各都道府県が中心となって対策を実施してきたところである。

他方で、各都道府県からは、都道府県境をまたぐ濃厚接触者や施設の調査、他団体に検査を受けた住民の対応で、情報共有が円滑に進まないという声が寄せられている。各都道府県においては、現時点でも担当者同士のやり取りをしながら積極的疫学調査等の業務を進めているところであるが、明確なルールが存在しないことから、団体によって対応が異なるという事例も見られる。また、事前の広域支援の協定に基づき、クラスター発生時のPCR検査の実施に当たって他府県から協力を得た事例もあるが、重症患者の搬送に関して、隣県の大学病院等のほうが近い場合でも具体的な手順が定まっていないという指摘もある。

このため、都道府県間の情報共有について明確なルールを作成し、新型コロナウイルス感染症対策を行うために必要な情報共有を円滑に行えるようにする必要がある。また、特に各都道府県間の調整にあたっては、感染者情報の公開に係る取扱いに労力を要することから、国においては情報公開の統一的なルールを策定していただきたい。

(市町村等との連携について)

新型コロナウイルス感染症対策にあたっては、前述のとおり特別措置法では都道府県知事がさまざまな措置を講じることとされている一方、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）においては、様々な措置は都道府県、指定都市、中核市及び保健所設置市がそれぞれ講じることとされている。

このため、特に指定都市、中核市及び保健所設置市を有する都道府県においては、対策を講じる際の前提となる感染状況等の情報が十分得られないという事態も生じた。また、クラスター発生時の積極的疫学調査等、患者の行動歴などの個人情報も含めて情報共有を図る必要がある際に対応が遅れたという指摘も寄せられている。さらに、医療提供体制や宿泊療養施設の運営を巡って都道府県と市の間で方針の差異があった、都道府県間の場合と同様に患者の搬送の際に情報共有に課題があった等の声も見られる。

こうした課題に対して、各都道府県では市の保健所にリエゾンを派遣したり、情報管理センターの設置やクラウドシステムの活用により情報の一元管理を行う、県と市の合同対策本部や調査チームを設置する等の取組が行われているところであり、他団体の好事例を参考にして各都道府県において市との連携を強化する必要がある。また、国が整備したHERESYSの活用を促進することで、都道府県と指定都市、中核市

及び保健所設置市との情報共有を図ることとしているとの声もあり、国においては、HER-SYSの使い勝手の改善等に引き続き取り組んでいただきたい。

また、都道府県の保健所の管内にある一般の市町村から、住民に一番近いところにいる基礎的自治体として、詳細な患者情報の提供を求められる事例が見られ、個人情報保護との兼ね合いで対応に苦慮しているとの声が見られた。特に、災害の発生時には、避難所で別室の確保等の対応をするため、市町村としても自宅待機中の濃厚接触者や自宅療養中の患者についての情報が必要となる。

このため、各団体の個人情報保護条例に従って、本人の同意を得たり、事前に覚書を締結して責任者や共有範囲をあらかじめ定めた上で業務遂行に必要な情報として、あるいは生命、身体等の保護のため緊急の必要があるとして、市町村に情報提供をする等の対応が考えられる

## 8. 水際対策等、国と連携した対策の展開

政府においては、国内への感染者の流入及び国内での感染拡大を防止する観点から、水際対策として、入国制限、渡航中止勧告、帰国者のチェックや健康観察等の検疫の強化、査証の制限等の措置を実施している。

他方で、各都道府県からは、国際航空便の離発着を扱う各空港における空港検疫等の措置が不十分であり、「帰国者が自家用車やレンタカー等を使用して検査結果が判明する前に帰宅する」、「船を自宅として取り扱った結果、貨物船の交代要員として入国した船員が空港周辺での待機をせずに移動を開始した後で陽性が判明した」「空港周辺で停留する施設が十分確保されていない」、「移動先の都道府県に対して十分な情報提供がなされていない」といった声が寄せられており、実際にこうした状況から入国者以外にも感染が拡大した事例も見られる。(なお、この点について、政府に対する要請を行った結果、検査結果判明前の待機施設への停留、帰国者情報の円滑な提供等の改善が図られた事例もある。)

また、保健所が帰国者への健康観察（フォローアップ）を担っているが、言語や文化の違いによるコミュニケーションの壁に加え、電話連絡が使えない等（検疫所から送付される連絡先の電話番号が使用されていない）、対応に苦慮しているケースが見られ、職員の大きな負担となっているとの指摘や、検疫所が独自に病院を確保しているため、地域の医療提供体制との調整が十分に行われていないとの指摘もある。

このため、国においては、検疫所における検査体制の拡充や多言語かつ分かりやすい表現による感染防止対策の徹底の啓発、空港周辺における一時待機施設の確保及び検査結果判明までの待機の徹底、地元との十分な調整による医療機関等の陽性者の受け入れ先の確保、ICTの活用による入国者の行動履歴の把握、都道府県への迅速な情報提供等の取組が必要と考えられる。

## 9. 特措法に基づく外出自粛・休業要請等の運用基準や法的な枠組みの在り方

今回の新型コロナウイルスの感染拡大に際して、4月7日に7都府県に対して特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、16日には対象が全国に拡大されたことを受けて、各都道府県は特別措置法に基づく外出自粛や休業の要請を行ったところである。

こうした要請については、4月の段階では新型コロナウイルスの実態が十分に判明しておらず、また急速に感染が拡大したこともあり、十分な検討の時間がない状態で、全域で外出自粛の要請が出されるとともに、休業要請についても多くの都道府県で広範な業種に対して行われたことから、地域経済や住民生活への影響も大きかったと指摘されている。

また、特別措置法には休業要請・指示に協力する事業者への支援の枠組みが十分ではなく、各都道府県は独自に協力金の制度を設けて対応することとなった。また、休業要請・指示にもかかわらず営業を継続する事業者も見られたことから、特別措置法に補償金的な協力金を位置付けたり、罰則の規定を設けるなど、実効性を担保する法的措置を求める声が多く寄せられた。こうした実効性の担保については、特別措置法だけでなく感染症法においても、積極的疫学調査への協力や自宅での療養に関して必要性が指摘されている。

さらに、特別措置法に基づく措置については、各都道府県知事が講じることとされている。この点に関して、感染症法では指定都市や中核市、保健所設置市もそれぞれ必要な措置を講じることとされており情報集約等に苦慮したとの声や、都道府県間で休業要請の対象となる業種を調整するのに苦慮した、結果的に休業要請の対象に差が生じ、都道府県境をまたいだ新たな人の流れを引き起こすこととなった、店舗が休業要請の対象となるか否かで全国チェーン等の事業者において混乱が生じた等の指摘もあった。

加えて、特別措置法の休業対象が新型インフルエンザを想定した人の集まる施設とされているため、ホテル・旅館の客室や観光地の駐車場等の施設が休業要請の対象とされておらず、旅館業法第5条の宿泊拒否の制限の規定もあり、広域的な人の動きを抑制する取組が十分に行えなかったとの意見もあった。

また、休業要請の運用に当たっても、特別措置法第24条第9項による協力要請と第45条第2項による要請の関係が曖昧であった、こうした要請について基本的対処方針において国への事前協議が必要とされ迅速な対応ができなかった等の意見もあった。

こうした点を踏まえ、すでに各都道府県では7月以降の感染の拡大にあたっては、対象の業種や地域を限定した休業の協力要請を行う事例も見られるところであり、また国においても特別措置法第24条第9項による協力要請を個別の店舗に対して行うことができるとの見解が示されるなど、4月の経験を踏まえた対応が図られているところである。しかし、今後、特に秋から冬にかけて感染が再度拡大するおそれがあることを踏まえると、特別措置法や感染症法の改正、運用の改善が求められる。

## 10. 業種別ガイドラインの定着・運用をはじめとした新しい生活様式

5月に緊急事態宣言が解除されて以降、感染拡大の防止と社会経済活動の段階的な引上げを両立させる取組が進められているが、この取組は感染拡大を予防する「新しい生活様式」の定着や業種ごとの感染拡大予防ガイドラインの実践が前提とされている。

これを受けて、各都道府県では「新しい生活様式」や業種別ガイドラインについて、広報誌やメディアの広告、ホームページやSNS等も活用して広報に取り組むとともに、業種別ガイドラインを実践する店舗に対するステッカーの配布等の取組を行っている。

しかし、「新しい生活様式」については、特に若い世代や高齢者への浸透があまり進んでいないとの声があり、業種別ガイドラインについても、業界団体に加盟していない事業者への周知、取組項目実践の困難さ、店舗の利用者への周知等の課題も指摘されている。また、「新しい生活様式」や業種別ガイドラインの法的な位置付けや科学的な根拠・裏付けが明確でないとの指摘もあり、特に各都道府県ではガイドラインに関する助言・指導を行うだけの十分なノウハウを有していない、ガイドラインを遵守していない事業者への苦情対応が保健所業務の負担となっている等の声も寄せられている。

さらに、劇場、コンサートホール等の大規模イベントの興行をはじめ、各事業者ではガイドラインを遵守することで収入の減少、経費の増大による収益性の悪化が生じており、支援の必要性を指摘する声もある。

このため、各都道府県では引き続き様々な広報媒体を活用して「新しい生活様式」や業種別ガイドラインの周知に努めるとともに、業界団体等の研修や店舗への訪問等を通じた事業者への浸透を図る必要がある。また、接触確認アプリや自治体独自の周知システム等の活用を呼び掛ける取組、ガイドラインを遵守する店舗の利用呼びかけや独自認証制度の創設等、事業者のインセンティブになる取組も必要と考えられる。

また、国においても、全国的な業界団体を通じたガイドラインの浸透状況を把握するとともに、科学的知見を踏まえたガイドラインの改定や見直し、観光等の顧客が広域にわたる業種における全国統一的な認定制度の創設、ガイドライン遵守に伴い業績が悪化する事業者等への経営支援等の取組が必要と考えられる。

## 1 1. 新型コロナウイルス感染症を前提とした医療・保健・福祉施策の在り方

新型コロナウイルスの感染拡大により、感染症対策に限らず、医療、保健、福祉施策の在り方全般について、従来の手法を見直す必要性に迫られている。

例えば、地域医療構想に関して、特に公立・公的病院の病床の在り方や医師・看護師の確保についての議論が進められてきたが、今般の新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、今後も発生が懸念される感染症対策を反映させたものとする必要があると考えられる。

また、外出自粛要請や各種のサロン・教室等の閉鎖を踏まえた高齢者の健康づくりの場の提供やICTを活用した見守り・相談対応、「密」をつくらないがん検診や特定検診等の実施、「新たな日常」の中での健康的な生活習慣の定着などにも取り組む必要がある。

さらに、感染拡大の影響により増加が見込まれる生活困窮者への支援、子ども食堂の休止等の状況を踏まえた子どもたちの居場所や学び、経験の場の確保、加えて豪雨や台風をはじめとした自然災害が頻発する中、避難所における感染予防対策の取組も課題となっている。

こうした取組については、各都道府県において感染症対策と並行して取組に着手してきているところであるが、今後、各都道府県の好事例、先進的事例を共有する等の取組を通じて、地域の創意工夫による取組を全国に広げていく必要があると考えられる。

おわりに

本WTの開催、報告書のとりまとめに当たっては、日本医師会の釜薙常任理事にアドバイザーとして参画いただき、ご助言をいただいた。また、内閣官房・厚生労働省にもオブザーバーとしてご参画をいただいた。ご多忙の中ご協力をいただいた関係の皆様に、深く感謝申し上げる次第である。

# 関西・クラスター撲滅宣言

～集団感染を封じ込め、高齢者等の命を守る～

## 高齢者等の皆様、高齢者等と接する皆様へ

- ・高齢者、基礎疾患のある方は、人混みや感染多発地域への外出を控えよう！
- ・発熱、息苦しさ、倦怠感、味覚・嗅覚障害などの症状のある方は、保健所に相談し、検査を早く受けよう！
- ・高齢者と日常的に接する方は、高齢者に感染させない意識をもって、日常生活の様々な行動に気をつけよう！

## 医療機関、社会福祉施設関係者の皆様へ

- ・施設や福祉サービスにおいては、コロナウイルスを持ち込むことのないよう、細心の注意を払おう！
- ・少しでも健康の不安がある職員には、直ちに受診・検査を促そう！
- ・直接面会をなるべく控え、リモート面会等に切り替えよう！

## 事業者の皆様へ

- ・感染防止ガイドラインを順守して、感染拡大防止に最善を尽くそう！  
酒類の提供を行う飲食店や歌唱を伴う飲食店など、感染リスクの高い店舗等は、特に対策を徹底しよう！
- ・従業員等の発熱などのチェックをし、症状がある場合は仕事に従事させず、受診を勧めよう！
- ・3密になりやすい職場での会議を避け、在宅勤務(テレワーク)や分散出勤、サテライトオフィスの取組を定着させよう！

## 学校関係者の皆様へ

- ・寮や部活動では感染防止対策を徹底しよう！
- ・生徒、学生への意識啓発を徹底しよう！

## クラスターが発生した場合は

- ・府縣市や保健所の行う封じ込め対策に、みんなで協力しよう！
- ・患者、医療・福祉関係者、お店などへの誹謗中傷や差別などは絶対にやめよう！  
頑張っておられる方には感謝の気持ちをもって応援しよう！



関西広域連合  
UNION OF KANSAI GOVERNMENTS

## 国における二類感染症からの見直しについて

国において二類感染症からの見直しが議論されているが、各都道府県において感染拡大防止と、医療提供体制の確保に全力で取り組んでいる中、五類などにダウングレードすることは時期尚早であり、慎重な検討を求める。

令和2年8月27日

関西広域連合 広域連合長 井戸 敏三

# 新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けて

## 第1 はじめに

新型コロナウイルス感染症により、外出自粛の要請、飲食店等の営業自粛要請、海外との出入国制限などにより、宿泊・旅行業、飲食業等のサービス業を中心に消費が著しく減退し、サプライチェーンの寸断及びグローバルな需要減により、様々な業種において生産・販売が落ち込むなど、関西にも極めて深刻な影響を受けている。

このような状況の中、関西広域連合では、今般、新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた関西の社会経済活動等の元気回復を目指して、「次なる波」への備え、経済の早期回復、観光・誘客の段階的促進、5Gなどの情報通信基盤整備、東京一極集中の是正などに向け、国、経済界等とも連携を図りながら、広域連合、構成団体が一丸となって対策に取り組んでいく。

## 第2 これまでの取組

関西広域連合では、関西で初となる患者が確認された1月28日に、関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策準備室を設置し、国内の発生状況、各構成団体における検査可能検体数、入院可能病床数などの情報を共有し、府県民への感染症の注意喚起や専用相談窓口情報等の提供に努めた。

また、改正新型インフルエンザ等対策特別措置法が成立したことを受け、緊急事態宣言の発令に備えるため、3月2日に関西広域連合新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、3月15日には広域連合長を本部長とする第1回対策本部会議を開催して以降、8月27日に開催した第8回対策本部会議まで、構成団体との情報共有や府県民への情報発信など、主に次の4つの取り組みを行ってきた。

### ① 関西広域連合による広域的な医療連携

関西圏域において効率的・効果的に医療を提供できる体制を構築するため、医薬品・医療資器材及び医療専門人材の広域融通調整、検査機関の広域連携の支援、広域的な患者受入支援を行った。

### ② 国への要望・提案

国に対して、帰国者の健康観察体制の充実などの水際対策の強化、新型コロナウイルス感染症患者入院医療機関の診療報酬の加算や地域活性化・経済危機対策臨時交付金の創設を求める「新型コロナウイルス感染症対策に係る要望」を提出し、また、収入が減少した事業者の家賃負担の軽減を行う法的措置を制度化することや雇用調整助成金について単価引き上げ等を提案した。

### ③関西広域連合域内住民への情報提供と統一メッセージの発出

海外からの帰国者に実効性ある自宅待機を行っていただくため、「帰国者と帰国者を受け入れる方々へのお願い」を発出し、帰国者及びこれを受け入れる方々にも協力を要請し、また、全国的に感染の急拡大が始まる中、都市部など人口密集地との不要不急の往来の自粛を求めるとともに、特に活動が活発な若者に慎重な行動をとるよう呼びかけた。

さらに、大阪府、兵庫県を含む7都府県に緊急事態宣言が発せられたことを受け、「関西・外出しない宣言」を発出し、府県民へ徹底的な外出の自粛、府県を越えた往来の自粛を要請し、ゴールデンウィークを控えてさらに「関西・GWも外出しない宣言」を発出し、府県民に対して帰省や旅行を慎むことや、事業者に対して休業要請の協力、通勤者の大胆な削減等の要請を行った。

その後、関西で「緊急事態宣言」がすべて解除されたことを受け、息長く続く覚悟を持って感染症に強い地域づくりに取り組むため「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」を発出したが、小康状態を保っていた新規感染者が関西圏でも再び増加に転じ、急速な拡大がみられたことから、これまでの取組についての検証を踏まえて、ターゲットを絞った対策を講じるなど、「次なる波」に向けた取組の方向性について申し合わせ、「関西・コロナ「次なる波」抑止宣言」などを発出した。

### ④関西の経済団体との連携

新型コロナウイルス感染症患者の増加による医療物資の不足が医療機関等に深刻な影響を与えていたことから、関西経済連合会及び関西経済同友会が会員企業に支援を呼びかけ、マスク、防護服、業務用空気清浄機などの物資を多数提供頂き、関西広域連合を通じて、構成団体において有効活用した。

## 第3 関西の元気回復に向けた取組

### I. 基本的視点

関西における経済の再生・社会生活再建と活力ある関西の再生のため、広域連合による「関西・新型コロナウイルスを乗り越えよう宣言」(令和2年5月28日)等も踏まえ、下記の視点に基づき、関西全体で力を合わせて、新型コロナウイルス感染症を克服する社会の構築に向けた取組を進める。

#### 1 「次なる波」に備えた取組

新型コロナウイルス感染症と共存しながら、社会経済活動を再開させ、着実な回復を図るため、感染の「次なる波」に備えた医療提供体制等の充実を図る取組。

#### 2 経済の再生・社会生活再建のための取組

感染拡大により大きな影響を受けた関西経済の再生、社会生活再建、「新しい生活様式」を定着させるための取組

### 3 観光・誘客の段階的促進

関西圏域内観光の需要喚起をまず行いながら、次の段階として、国内各地からの誘客を促進し、海外からのインバウンド回復に向け、受入体制の整備や魅力ある観光地づくりに向けた取組

### 4 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築

人工知能、ビッグデータ、IoTなどの技術革新による Society5.0 時代への対応に不可欠な5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした新しい社会経済活動の促進など、国民が地方にいながら活躍できるデジタル化の推進に向けた取組。

### 5 東京一極集中の是正、分権型社会の体制構築

新型コロナウイルス感染症により改めて脆弱性が認識された東京一極集中を是正するとともに、災害など非常時に柔軟・迅速な対応ができるよう、より住民に近い立場で権限を行使できる体制構築に向けた取組。

## II. 元気回復に向けた取組

新型コロナウイルス感染症からの社会経済活動等の早期回復を目指して、構成団体では、地域の実情に応じたよりきめ細やかな取組を推進する一方、広域連合では、圏域全体を見渡し、広域的な視点で対策に取り組む。広域連合及び構成団体で実施する取組は次のとおり。

### 1. 広域事務

#### 広 域 防 災

##### 【課 題】

- ・新型コロナウイルス感染症に加えて、地震や風水害など、大規模な自然災害が複合的に発生した場合、開設される避難所に多数の避難者が集まることによるクラスターの発生を回避する避難所運営など、複合災害に備えた対策が必要である。
- ・感染拡大を予防する「新しい生活様式」を定着させる取組が必要である。
- ・首都直下地震などの大規模災害に備え、高い専門性を有する体制づくりが必要である。

##### 【主な取組】

- ・「関西防災・減災プラン」各編に避難所や広域応援等にかかる新型コロナウイルス感染症対策を追記する。
- ・新型コロナウイルス感染症への対応の総括や、自然災害との複合災害への備えを踏まえて「関西防災・減災プラン（感染症対策編）」の見直しを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症を踏まえた広域応援訓練や緊急支援物資の輸送訓練等

を実施する。

- ・感染拡大防止に向け、国が提供する新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）や、構成団体が独自に提供している通知システムなどの効果的な活用を図る。
- ・感染を予防する生活様式の定着に取り組む事業者を応援するため、関西広域連合によるポスターテンプレートを各構成団体で活用し、店舗等への提供を実施する。
- ・感染拡大や大規模災害により首都機能が制限された場合に備え、「防災庁」の創設に向けた啓発活動を推進する。

**（構成団体の取組例）**

- ・感染者増加時にも医療提供体制を確保するため、軽症者及び無症状者を宿泊施設で受け入れ、重症者等の病床を確保する。
- ・テレワークや ICT 技術も活用した TV 会議等の普及を進める。
- ・避難所での感染予防対策に必要なマスク、消毒液等物資の備蓄や、パーティション等資機材の整備に対する支援を行う。

**広域観光・文化・スポーツ振興**

**（観光振興）**

**【課題】**

- ・海外渡航制限によるインバウンドの激減、外出自粛要請による国内旅行者の減少により観光業界が大打撃を受けたことから、各地域において感染対策をしっかりと講じたうえで、まずは関西圏域内観光、そして国内観光の需要喚起に取り組みながら、同時に、将来のインバウンド回復を見据えた準備が必要である。

**【主な取組】**

- ・山陰海岸ジオパークや南紀熊野ジオパークをはじめ、豊かな自然やアウトドアなど3密を避けても観光ができる観光地を紹介する動画を製作するとともに、各地域の観光に関する取組や宿泊施設等の情報を WEB や SNS 等により発信するなど関西圏域内観光の需要喚起に取り組む。
- ・将来のインバウンドの回復に向け、国や関西の経済界、関西エアポート等の関西インバウンド関係者と連携し、早い段階で日本への誘客が見込める国や地域をターゲットにした観光プロモーション等を行う。
- ・デジタルを中心とした観光プロモーションの展開や KANSAI ONE PASS 等による関西域内の周遊を促進する環境整備等を行う。
- ・ワールドマスターズゲームズ 2021 関西に向け、広域周遊ルートの開発や WEB による情報発信、全国通訳案内士等への人材育成を行う。
- ・情報通信基盤整備の活用による受入環境の整備等については、「次期関西観光・文化振興計画」の見直しの中で、構成団体等の意見を聴き検討する。

(構成団体の取組例)

- ・宿泊施設が実施する感染防止対策やテレワーク受入環境整備等の取組経費の一部を補助する。
- ・資金繰り支援のため、新たに融資制度を創設し、利子補給及び保証料補助を実施する。
- ・地元住民が地元の飲食店や宿泊施設等を利用するにあたり、当該料金の一定額を支援する。

(文化振興)

【課題】

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、従来の文化施策のあり方が変化し、博物館や美術館等文化施設がコロナ対策により休館を余儀なくされ、また、実演芸術活動も自粛するなどしたことから、今後の再開や活動継続を図ることが必要である。

【主な取組】

- ・ウィズコロナ・ポストコロナの中で、今後の関西文化の再活性化、心身の元気回復に向けた施策や方向性について、有識者から意見を伺い検討していく。
- ・文化施設が賑わいを取り戻せるよう、関西の文化施設のネットワークを活用し、誘客施策を実施する。
- ・関西の古典楽劇と舞台となった場所を結びつけて紹介する動画を制作し、多言語にてWEB配信を行うことを検討し、関西各地域の魅力を発信する。
- ・情報通信基盤整備を踏まえ、大容量通信網を活用し、新たな生活様式に沿って、関西の文化の魅力を発信する動画の制作・配信等新しい活動機会の創出に取り組む。

(構成団体の取組例)

- ・地元で活動する団体等による文化芸術活動への支援と住民への鑑賞機会を提供する。
- ・芸術文化の鑑賞・体験機会を創出するため、動画を作成しWEB上で配信する経費を支援する。
- ・伝統産業のつくり手による新商品・新素材の開発や販路拡大を支援する。
- ・施設の収容人数の制限や施設利用申込の減少に対して支援する。
- ・県立美術館・博物館等が連携したスタンプラリーを実施する。
- ・「新たな生活様式」に即した対策等を行って開催するイベント等について、必要な経費を支援する。

## (スポーツ振興)

### 【課題】

- ・競技や観戦を通じて感染拡大が生じる可能性があることから、スポーツイベントが中止・延期となり、また感染の拡大を避けるため不要・不急の外出を自粛したことなどにより、多くの人々が満足に運動できない状況となったため、運動ができる機会を確保することが必要である。

### 【主な取組】

- ・ウォーキングを楽しく継続できるように、3密を避けるためウォーキングアプリ等を活用し、構成団体等が作製しているウォーキングコースの利用やウォーキング等で活動した距離を競うクラウドイベントの開催等を検討し、ウォーキングをとおして運動習慣の促進や運動機会の確保、域内交流を図る取組を実施する。
- ・「関西広域サイクリングルート」を活用し、ルートを整備充実させ、ルート上の地域振興事業との連携（相互PR等）を図る。

#### (構成団体の取組例)

- ・プロスポーツチーム等と連携したイベント・住民参加型のスポーツフェスティバル等を実施する。
- ・総合型スポーツクラブにおける感染防止対策モデルを策定し、必要な措置を講じるとともに、講じた安全対策を広く周知するための広報啓発活動を支援する。
- ・感染拡大を防止しながら県民が運動・スポーツ活動を継続できるようオンライン等によるスポーツ教室を開催するための支援をする。

## 広域産業振興

### (産業振興)

### 【課題】

- ・新しい生活様式への転換や新型コロナウイルス感染症との共存を見据えた、関西経済の活性化対策や社会経済活動の維持・強化に向けた取組が必要である。

### 【主な取組】

- ・企業のICT化の取組み推進等、ウィズコロナ時代の新たなビジネス戦略をテーマとするセミナー開催等、情報発信機能を強化する。
- ・首都圏等での地域魅力プロモーションのオンライン化について検討する。
- ・海外プロモーションについては、渡航制限等を勘案し、ネットワークや拠点等を有する現地事業者と連携して実施する。
- ・展示会については、「感染症対策」や「新たな生活様式への転換」を主要テーマと

するなど出展のあり方について検討する。

(構成団体の取組例)

- ・ 中小企業に対する制度融資の融資枠の拡大、利子補給の実施や売上高が減少した事業者の事業継続に向けた支援を行う。
- ・ 感染拡大の影響により解雇等された求職者に対し、人材の育成と正規雇用につなげる仕組みを構築する。
- ・ 雇用調整助成金を活用し、従業員の教育訓練を推進し職業能力の向上を図る事業者に対し、雇用調整助成金の上乗せ支給を実施する。
- ・ 中小企業、小規模事業者等の「新しい生活様式」に対応した事業を行うために必要となる経費に対して補助する。
- ・ 商店街の各店舗が事業再出発に向けて行う「新しい生活様式」に対応した店舗改修等を支援する。
- ・ 交通事業者が業界ガイドラインに沿った安全・安心な感染防止対策を実施するために必要な経費を支援する。

(農林水産業振興)

【課題】

- ・ 外出やイベント自粛等の影響による外食の機会が減少したこと等により、高級食材や花などに影響が出ており、販売機会の創出が必要である。
- ・ 海外での大型展示会の開催中止や海外渡航制限により、農水産物・加工食品の販路開拓・販売促進活動に支障をきたしており、輸出に取り組む食品事業者や農水産物生産者が安心して輸出が行えるよう最新情報の収集、共有化が必要である。

【主な取組】

- ・ 「おいしい KANSAI 応援企業」登録企業の社員食堂等において域内の食材を使った料理の提供や産品販売イベントを実施するとともに、直売所間交流を促進し、農林水産物の消費拡大につなげていく。
- ・ 新型コロナウイルス感染症の影響で販売額が特に減少している品目について、府県域を越えた学校給食への相互提供に取り組む。
- ・ 越境 EC 事業者やコロナ禍のもと食品輸出に取り組む事業者を講師として食品輸出セミナーを開催する。
- ・ 関西地域の大型小売店や外食産業界と連携したマッチング商談会を開催する。

(構成団体の取組例)

- ・ 県産農畜水産物の県内配送料を低額にする地産地消キャンペーンを実施する。

- ・地元産ブランド牛肉を一定金額購入ごとにサービス券を進呈する。
- ・小中学校等の給食に県産ブランド牛等を提供する。
- ・食品等の海外輸出を維持・回復するため、輸出先国の市場ニーズの変化に対応した製造・加工施設の整備等を支援する。

## 広 域 医 療

### 【課 題】

- ・構成団体のみでは対応できない場合に備え、関西圏域において効率的・効果的に医療を提供する体制の構築が必要。また、「次なる波」に備え、各構成団体におけるこれまでの経験の共有化が必要である。

### 【主な取組】

- ・医療資機材や医療専門人材の広域的な融通調整、検査の広域連携及び広域的な患者受入体制の連携について、各構成団体との調整を引き続き実施する。
- ・各地方衛生研究所の検査体制、能力等や民間検査機関の活用等について情報共有を行うとともに、ワクチンの治験など関西ならではの取組を推進する。
- ・検査体制や医療提供体制、医療資機材の確保など、第1波での課題や対応等について取りまとめ、改善策等を共有し、各府県市の施策に活かすことで「次なる波」に備えた体制が取れるよう、それぞれの取組を促進する。  
また、国の専門機関の提言等についても情報共有を図り、対応すべき広域的な課題について調整を図る。
- ・医療機関への支援や保健所機能の強化、緊急包括支援交付金の拡充等について国への提言を実施する。
- ・府県間をまたぐ積極的疫学調査をはじめ、構成団体の連携を強化する。

### (構成団体の取組例)

- ・ドライブスルー方式による検査の拡充や唾液検体によるPCR検査、抗原検査、民間検査機関の活用など、迅速な検査に向けた体制の強化を図る。
- ・保健所が、迅速な積極的疫学調査の実施など、今後の感染拡大期においてもその機能を発揮できるよう、人員体制を整備する。
- ・クラスターを早期に把握するため、国が提供する接触アプリや府県市が提供する追跡システムを活用する。
- ・患者推計に基づくフェーズごとの病床確保及び、それに伴う空床補償、軽症者等を受け入れる宿泊療養施設の拡充を図る
- ・妊産婦や透析患者など、特別な配慮が必要な患者や、疑い患者を受け入れる救急医療機関を設定し、実際の運用に備える。

- ・医療機関や社会福祉施設における感染防止策を進めるため、個人防護具の整備や簡易陰圧装置等の設備整備など、感染防止対策に要する経費を助成するとともに、連合管内で実際に起こった事例について情報共有を行う。
- ・今後に備え、医療物資を一定量備蓄し、必要に応じ、医療機関、社会福祉施設等に配布する。また、各地域で開発した個人防護具等を含め府県市間で融通を行う。

## 環境保全

### 【課題】

- ・新型コロナウイルス感染症防止対策を講じながら、子どもから大人まで楽しみながら環境学習ができるような取組が必要である。

### 【主な取組】

- ・感染防止対策を講じながら、環境学習の機会が増えるよう、構成団体が管理する博物館等の環境学習の場となる施設の新型コロナウイルス感染症対策を含めた情報を整理し、気軽に利用していただけるよう広域連合のホームページで情報発信していく。
- ・3密の回避など感染防止対策に配慮しながら、地域特性を活かした交流型環境学習を実施する。

## 広域職員研修

### 【課題】

- ・従来型の職員研修では、参加者間の意見交換や交流を目的の一つとしており、「密接」を伴わない研修実施が困難である。

### 【主な取組】

- ・インターネットを活用した「WEB型研修」の実施を拡充し、感染症防止対策にも配慮しながら、活発な意見交換等が図れるようにする。

## 2. 政策の企画調整

### (プラスチック対策の推進)

外出自粛などの生活様式の変化により、デリバリーやテイクアウトの需要が急増し、使い捨てプラスチック製容器の利用増が想定されることから、海洋プラスチックごみ対策として、これらの変化を踏まえた実態把握に加え、有効な発生抑制と発生源対策が必要である。

プラスチック代替品の普及可能性調査及びプラスチックごみ散乱状況の把握手法

等調査についても、新型コロナウイルス感染症による社会変化の影響等を追加して継続していく。

また、プラスチック代替素材の開発支援・普及促進などプラスチックごみ削減に向けた総合的な取り組みを推進する。

#### (イノベーションの推進)

今後の新たな感染拡大を見据え、検査体制、クラスター対策、医療提供体制の強化、治療法・治療薬の確定等、感染症防止対策の検討・啓発に取り組む必要があり、産学官連携のプラットフォーム「関西健康・医療創生会議」において、これまでの感染症対策の検証と今後の防止対策の検討、啓発などを行う。

#### (新たな広域課題への対応)

新型コロナウイルス感染症により、域内で新たに生じた社会経済活動における広域課題のうち、継続的・計画的な対応が必要なものについても、政策の企画調整に関する事務として取組を検討する。

デジタル化の推進については、デジタル化に不可欠な5Gサービス等の情報通信基盤の整備等、国に対して提案するとともに、構成団体における取組や先進事例等の情報共有を図りながら、関西全体のデジタル化の推進について検討を進めていく。

### 3. 分権型社会の実現

#### (東京一極集中の是正、国土の双眼構造の実現)

新型コロナウイルスの感染拡大は、人口・産業の集中する大都市圏における人口の過度の集中に伴うリスクを浮き彫りにした。

政治、行政、経済等が集中する東京において、感染の急速な拡大等を招けば、首都中枢機能が麻痺する可能性もあることから、新型コロナウイルス感染症拡大等いかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、「首都機能バックアップ構造の構築」を国へ提案していく。

また、国土の双眼構造の実現に向け、関西のポテンシャルを活かして、国の研究機関や政府関係機関の関西への更なる移転推進を、経済界等と連携・協力して取り組むとともに、首都直下型地震など大規模災害に備え、「防災庁」の創設についても国へ提案していく。

#### (地方分権改革の推進)

より住民に近い立場であるはずの地方において、災害など非常時において、それぞれの地域の実情に応じて、即座に権限が行使できる体制となっておらず、今一度、国と地方の役割のあり方を見直すことが必要である。

地域ごとの課題に的確に対応し、その活力を維持していくために、地域自らが政策の優先順位を決定し、実行していく必要があるため、国の出先機関をはじめとした国からの事務・権限の移譲について検討を行い、引き続き国等に対して提案して

いく。

また、今回の新型コロナウイルスの感染拡大による影響を踏まえた課題の分析を行い、東京一極集中の是正、国土の双眼構造の実現及び地方分権改革の推進を図る。

### Ⅲ. 経済界・国・市町村等との連携

新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けた社会経済活動等の早期回復には、経済界・国・市町村等との連携が重要である。「次なる波」への備え、社会経済の回復、観光・誘客の促進、5Gなどの情報基盤整備、東京一極集中の是正等に向け、引き続き経済界・国・市町村をはじめ、様々な主体との連携・協働を推進し、新型コロナウイルス感染症を踏まえた関西の元気回復に向けての取組を進めていく。

### Ⅳ. 国への提案

今回の新型コロナウイルス感染症を踏まえ、早期に関西の元気回復を図り、より強靱な社会や経済の構造を築いていく必要がある。このため、関西の元気回復に向けた5つの基本的視点（「次なる波」に備えた取組、経済の再生・社会生活再建のための取組、観光・誘客の段階的促進、5Gなどの情報基盤整備とこれを活かした社会の構築、東京一極集中の是正・分権型社会の構築）に基づき、以下のとおり提案する。

#### 1. 「次なる波」に備えた取組

##### (1) 感染者に対する適切な医療実施体制の確保

###### ○退院基準のあり方

退院基準については、基準を満たすにも関わらず未だに感染能力を保持していることを疑わせるような事例が発生していることを踏まえ、国民に不安を与えないよう、科学的根拠をきちんと示して国民に分かりやすく説明すること。

また、重症患者の治療に支障が生じないよう、入院措置を行っている無症状病原体保有者の退院基準について、最新の医学的知見を基に、適時適切に見直しを行うこと。

###### ○感染症患者入院・外来医療機関への支援

患者の増大に対応する感染症指定医療機関以外の医療機関での受入を促進するため、新型インフルエンザ等患者入院医療機関整備事業の対象設備について、特定の機器整備に限定せず受入体制の整備に伴う経費を広く補助対象とすること。

また、感染症患者を受け入れる医療機関に対する、実情に応じた診療報酬の加算や新たな支援制度の創設など、入院病床の確保を強力に後押しすること。

重点医療機関の指定については、「病棟単位で新型コロナウイルス感染症患者（略）の病床確保を行っていること。」とあり、ここでいう病棟は「※看護体制

の1単位をもって病棟とし取り扱う。病棟単位の考え方は診療報酬上の考えに依拠する。」とあるが、ICU等の重症病床や医療資源の乏しい地域の医療機関では、1看護単位すべてをコロナ対応とすると通常診療に大きく支障を来すため、柔軟な取り扱いを可能にすること。

さらに、重点医療機関以外の医療機関の病床確保料の引き上げを行うとともに、感染症病床の確保の在り方を検討すること。

加えて、帰国者・接触者外来を設置する医療機関を含め、感染症患者に対応する医療従事者への特殊勤務手当の支給や医療従事者が感染した場合に支給する手当の新設や、一般患者の受入制限等による経営の悪化に対し支援を行うこと。

#### ○医療専門人材の広域融通制度（医療版TEC—FORCE（仮称））の創設

医療資源を有効かつ効率的に活用できるよう、学会等と連携しながら、感染症に対応可能な医療専門人材の広域融通を図る「医療版TEC—FORCE」（仮称）を創設すること。

#### ○ICU拠点の確保

今後の感染症拡大に備え、ICU拠点を整備するとともに、重症患者に対応できる医療従事者の養成に取り組み、特に関西圏における重症患者受入体制を構築すること。

#### ○医薬資器材等の調達支援

マスクや消毒液、ガウン、防護服、フェイスシールドなどの医療資器材が不足しないよう、医療機関等での備蓄に対し財政支援を行うとともに、国から切れ目なく提供される仕組みを構築すること。

また、人工呼吸器、アイソレーター、PCR検査機など、予算があっても調達方法がない資器材等については、国の責任で提供を行うこと。

#### ○在宅療養者等の避難所の確保対策支援

在宅療養者や健康観察者の災害時における避難所確保のため、ホテルなどの民間施設への安全な避難誘導、当該施設の営業再開等に対する恒常的な支援を検討すること。

#### ○保健所機能の強化

感染症法に基づく積極的疫学調査の実効性を担保する法的措置を検討するとともに、保健所の人的補強を行うため、プラチナ保健師(※)をはじめとしたOB・OGの活用など、人的支援のあり方について、さらなる検討を進めること。

また、PCR等検査については、保健所・衛生研究所だけではなく病院内での検査や民間検査機関なども活用した体制の強化を支援すること。

さらに、都道府県と保健所設置市の連携など、組織的な連携が可能な体制の構築を支援すること。（※退職後も豊富な知識や経験を活かして地域で活動いただく保健師）

○新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金のさらなる増額・拡充

「次なる波」への対応に向けて、必要かつ十分な感染防止対策ができるよう、緊急包括支援交付金をさらに増額するとともに、交付金のメニューについては、地域の実情に即応した使途に活用できるよう包括的なものとするなど、さらなる拡充を行うこと。

(2) 社会福祉施設等に対する支援

○社会福祉施設における感染対策の強化

・高齢者や障害者が新型コロナウイルスに罹患した場合には重症化しやすく、症状の軽重にかかわらず入院が必要となる一方、例えば障害者についてはその特性から病院での療養が困難な者もいるため、施設内療養が望ましい場合もある。このように、患者発生時には患者の状態を踏まえた対応が必要となるため、施設内療養時の患者や他の入所者の処遇、動線分離など感染防止措置を各施設において適切に実施できるよう、具体的なガイドラインの整備や感染症専門家の派遣体制構築など、必要な措置を講じること。

・あわせて、職員が濃厚接触者となり、当該施設で可能な限りの対応をしても職員が不足する場合でも継続的に福祉サービスが提供できるよう、都道府県等による応援体制構築のための全国統一の行動マニュアルの整備や、社会福祉施設に対する専門的な研修、財政支援など必要な措置を講じること。

○感染予防資材の供給

利用者及び施設職員が感染防御を行い安心・安全に施設利用が行えるよう、マスクのほか消毒液等の資材の備蓄に対し財政支援を行うこと。

○安定的なサービス提供体制確保のための支援

感染拡大時に介護サービス提供を維持するための人材確保のための介護報酬の見直しや新規加算を創設するとともに、その際には利用者負担や保険料増にならないよう必要な経費を国費で措置すること。

○社会福祉施設等の職員に対する処遇改善のための加算の新設等

ア 保育所、放課後児童クラブ、児童養護施設等の職員に対する処遇改善等による加算の新設

今般のコロナウイルス感染症にともなう緊急事態宣言が発される中、社会生活維持のため、保育士や、放課後児童クラブ及び児童養護施設等の職員等は感染リスクに注意しながら業務を続けた。こどもとの密を避けることが困難であり、新型コロナをはじめとした感染症への感染リスクの高い環境下での業務であることから、これに対応した処遇改善等による加算を新設すること。

イ 障害者支援施設、介護施設等の職員に対する処遇の改善

新型コロナウイルスをはじめとした感染症への感染リスクの高い環境下で業務を行う必要がある障害者支援施設、介護施設等の職員について、待遇底上げ

のための報酬上の加算等を設けることで、人材の確保と感染症への取組に対する支援を講じること。

### (3) 水際対策の強化

外国人旅行者などの入国時の検疫体制、特に関西国際空港や港湾などにおける検疫体制を強化すること。

また、新型コロナウイルス感染症拡大時には海外旅行からの帰国者の間での感染確認が相次いだことから、入国後の待機要請の実効性を確保するため、帰国者の自主的な対応にまかせるのではなく関係機関が連携した健康観察体制を構築するなど、水際対策を強化すること。

### (4) 地方自治体による休業要請の実効性の担保

都道府県知事による事業者への休業要請の実効性を担保するための罰則規定や、業種ごとの感染防止対策を義務づけ、違反する施設において患者が発生した場合には営業停止処分等を行うことができるよう、食品衛生法と同様の規定を設けるなど法的措置を講じること。

## 2. 経済の再生・社会生活再建のための取組

### ○幅広い業種・業態に対応した支援策の実施

感染拡大の防止と経済活動の維持の両立を持続的に可能としていくため、「新しい生活様式」の定着や業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等の実践の上で業種・業態に応じた適切な支援策が求められる。地域によって異なる産業構造を踏まえた中長期的な支援が可能となるよう、柔軟に活用できる支援策を実施すること。

### ○雇用の維持・創出

地方の雇用不安を払拭するため、失業者の方に対する仕事づくり事業のみならず、今回はその対象を在職者にも拡充し、年度をまたいで柔軟に運用できる、リーマンショック時を上回る新たな仕事づくり基金制度を創設する等、未来に繋がる雇用創出対策を緊急に講じること。

### ○サプライチェーンの回復支援

世界各国からの資材・部品等の供給遅延による生産や工事、販売等への影響が生じているため、各企業が実施するサプライチェーン回復の取組に対する支援を充実すること。

○農林水産業の補償制度の拡充及び消費拡大・販路促進対策の強化

新型コロナウイルス感染症の拡大を契機に価格が低下する等した農林水産物について、補償制度を拡充するとともに、消費拡大・販売促進対策を強化すること。

○新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等の重点配分及び増額措置

今後の感染拡大の波に備えた医療体制の整備はもとより、経済の立て直しに向けた対策や、ウイルスとの共存社会を見据えた、新しい生活様式を取り入れた社会経済活動の構築などに向けて、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金の重点配分及び今後の状況に応じてさらなる増額措置を講じること。

○地方財政措置及び税制改正への対応

新型コロナウイルス感染症拡大がもたらす消費の落ち込み等により懸念される大幅な地方税の減収や、地方税の税制改正によって生じる減収について、減収を補てんする制度がない地方消費税等の減収に対する財源措置を講じるなど、令和2年度中も含め地方の財政運営に支障が生じないように、適切な財政措置を講じること。

また、令和3年度地方財政計画の策定にあたっては、新型コロナウイルス感染症対策に係る歳出特別枠を創設し、その財源となる地方交付税を別枠で増額すること。

○公共事業等総需要増強にかかる予算の確保及び早期執行

新型コロナウイルス感染症の拡大により、民間投資や消費等の落ち込みが予想される中、地域経済の早急な回復を図る必要があることから、総需要の増強のため以下の措置を講じること。

ア 公共事業等、官公需の拡大

波及効果が高く地域経済の下支えをする公共事業等の官公需について、規模を拡大するために必要な予算を確保し、早期に執行すること。

イ 民間投資に対する支援

中長期的な経済の回復につながる民間投資を支援するための十分な予算を確保し、早期に支援を行うこと。

ウ 個人消費の回復支援

感染症拡大により冷え込んだ個人消費の回復のための取組を一層拡大し、早期に実施すること。

### 3. 観光・誘客の段階的促進

○観光・MICE 需要の回復に向けた誘客促進

地域における消費喚起を促すための必要な支援策を講じるとともに、新型コロ

ナウウイルス感染症拡大が一定収束した段階で「ふっこう周遊割」のような宿泊料割引制度の創設など、国内外からの観光・MICE 需要の速やかな回復に向けた誘客のための具体的な取組に対する支援を速やかに行うこと。

○官民が一体となった需要の喚起

インバウンドの状況を踏まえて、観光・運輸業、飲食業、イベント・エンターテインメント業や商店街などを対象とした官民一体型の需要喚起キャンペーンを実施すること。

○文化芸術活動及びスポーツ活動を通じた地域の活性化

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策に伴い、地域の文化芸術活動及びスポーツ活動に大きな影響が生じていることから、感染の収束状況に応じて、芸術文化活動やスポーツ活動を通じた地域活性化の取組みに対し支援を行うこと。

#### 4. 5Gなどの情報通信基盤整備とこれを活かした社会の構築

「非接触」「非対面」等を前提とする「新しい生活様式」の常態化をめざし、進化したデジタル技術や情報通信基盤を活用した感染症の拡大防止や、テレワーク・リモートワークをはじめとする働き方改革の推進へ支援すること。

また、遠隔医療、学校の ICT も含めた遠隔教育、防災、スマート農林水産業など地域課題を解決し、地方にいても都市部と同様の社会経済活動を可能とする環境整備を図るとともに、これを可能とする 5G サービス等の情報通信基盤整備を積極的に進めるための措置を講じること。

#### 5. 東京一極集中の是正、分権型社会の構築

○権限・財源・責任の所在が一致する分権型の体制構築

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、東京一極集中のリスクや、災害など非常時における柔軟・迅速な対応のため、より住民に近い立場で権限を行使できる体制の重要性が改めて認識されたことから、権限・財源・責任の所在が一致する分権型の体制を構築すること。

○首都機能バックアップ構造の構築

新型コロナウイルス感染拡大等いかなる事態が発生しても、首都中枢機能が継続できるよう、皇室の安心・安全や政治、外交、行政、経済等の機能について、平時から地方に機能・権限を分散し、関東と関西の双方に政治、行政、経済の核が存在する双眼構造への転換をめざした国土政策、産業政策を推進すること。

○大規模災害に備えた「防災庁」の創設

首都直下地震などの大規模災害に備え、次の機能を担い、高い専門性を有する

「防災庁」の創設を検討すること。

ア 事前防災から復興までの総合的な施策の推進

- ・過去の災害経験や知見の蓄積、調査研究の一元化
- ・災害対策専門人材の育成
- ・事前対応から復興に至るまでの取るべき対応のシナリオ化
- ・被災地支援の総合調整

イ 防災機能をバックアップできる双眼構造の確保

感染症拡大や大規模災害により首都機能が制限された場合に備えた、防災の双眼構造のため関西等への拠点設置

○政府関係機関等の移転

新型コロナウイルス感染症等におけるリスク管理上、中央集権体制と東京一極集中を是正し、国土の双眼構造の実現に加えて、地方創生の観点からも実効性のある取組となるよう、国主導による政府関係機関等の移転を推進すること。

○地方への移住・定住の促進

若者や高齢者の田園回帰志向などを踏まえ、二地域居住や世代に応じた移住など居住の流動性を高めるなど、東京への人口集中を是正し、地方への移住、定住の促進を図るための各種支援を実施すること。

また、令和2年度までの時限立法である過疎地域自立促進特別措置法について、引き続き過疎地域の振興を図るため、新たな過疎対策法の制定等を行うこと。さらに、現行法第33条に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」について、過疎地域として引き続き対象とすること。

○双眼型・多極型の産業構造の構築

新型コロナウイルス感染症等危機事案により、リスク分散の必要性が広く認識され、東日本と西日本双方での製品開発拠点の整備や生産活動のバックアップ機能の整備推進、グローバルなサプライチェーンの安定化を図るため、サプライチェーン多元化や国内回帰への支援をすること。

○人・企業・大学等の地方分散の推進

新型コロナウイルス感染拡大の抑制には、東京一極集中の是正が必要であり、東京圏での人口増加の誘因となる工場等の新規立地の抑制や、企業の本社機能等の地方への移転を促進するため、税制上の優遇措置を拡充すること。

また、地方大学の魅力化や定員増など、東京圏に集中する高度人材の地方への還流促進に対する支援制度の充実や、大学・試験研究機関等の地方移転の促進を図るための措置をすること。

○国土の双眼構造を実現する社会基盤整備

国土の双眼型、多極型構造の構築により、関西が首都機能をバックアップする

担い手として、高規格幹線道路等のミッシングリンクの解消、高速鉄道網の整備促進によるリダンダンシーの確保等や社会基盤を整備すること。